### 日本会計研究学会特別委員会

## 会計基準の国際統合と財務報告の基礎概念

## 中間報告

### 日本会計研究学会特別委員会

### 会計基準の国際統合と財務報告の基礎概念

### 中間報告

#### 特別委員会メンバー

委員長 藤井 秀樹 (京都大学)

委員 池田 幸典 (愛知大学)

浦崎 直浩 (近畿大学)

奥村 陽一 (立命館大学)

草野 真樹 (京都大学)

佐久間義浩 (富士大学)

若林 公美 (甲南大学)

オブザーバー 高須 教夫 (兵庫県立大学)

### 目次

第 1	章	研究の背景と課題	1
第	1 節	研究の背景	1
第	2 節	研究の課題	2
第	3 節	「会計フレームワークと会計基準」特別委員会との関連	4
第 2	章	企業会計原則と概念フレームワーク	7
第	1 節	企業会計原則の論理	7
第	2 節	日本の概念フレームワーク	10
第	3 節	時価会計をめぐる議論の変化	15
第	4 節	むすびにかえて	21
<b>姓</b> 9	李	次立在生マプロ、エルム記記符性生	
第 3		資産負債アプローチと会計計算構造	~=
		−会計観の変更と複式簿記システムの変容─	
第	1節	はじめに	27
第	2 節	収益費用アプローチおよび資産負債アプローチにおける	
		利益測定モデル	28
第	3 節	収益費用アプローチおよび資産負債アプローチにおける	
		会計計算構造	30
第	4 節	収益費用アプローチおよび資産負債アプローチにおける	
		複式簿記システム	32
笙	5 節	おわりに	36

第4章	財務報告の目的	39
第1節	はじめに	39
第2節	概念フレームワークの意義	40
第3節	概念フレームワークの利用者	41
第4節	一般目的財務報告の目的と利用者	41
第5節	一般目的財務報告書が提供する情報の内容	44
第6節	むすび	46
第5章	質的特性	49
第1節	はじめに	49
第2節	財務情報の質的特性の意義	50
第3節	財務情報の有用性と規定する基本的質的特性	51
第4節	財務情報の有用性を補強する質的特性	54
第5節	有用な財務報告に対するコスト制約条件	56
第6節	むすび	57
第6章	財務諸表における構成要素の定義と認識	
第1節	はじめに	61
第2節	現行概念フレームワークにおける定義と認識	61
第3節	概念フレームワーク・プロジェクトにおける定義と認識	63
第4節	定義を巡る周辺プロジェクトの動向	64
第5節	認識を巡る周辺プロジェクトの動向	67
第6節	おわりに	69

第7章	財務諸表における測定	73
第1節	はじめに	73
第2節	現行概念フレームワークにおける測定基準	74
第3節	概念フレームワーク・プロジェクトにおける	
	測定フェーズの動向と方向性	76
第4節	単一の測定基準から混合測定アプローチ	82
第5節	おわりに	85
第8章	報告エンティティ	91
第1節	はじめに	91
第2節	報告エンティティ	91
第3節	財務報告目的と報告エンティティの関係	94
第4節	支配	94
第5節	おわりに	98
第9章 」	財務諸表の表示と包括利益計算書	101
第1節	はじめに	101
第2節	財務諸表の表示プロジェクトの背景と構成	103
第3節	財務諸表の表示の目的	105
第4節	財務諸表の表示の原則と適用指針	105
第5節	財務諸表の表示のフォーマットとマネジメント・アプロ・	ーチ 107
第6節	各財務諸表の表示	108
第7節	公開草案における変更点	111
第8節	包括利益計算書の表示	115
第9節	おわりに	117
<b>第 10 音</b>	山間まとめ	191

#### 第1章 研究の背景と課題

#### 第1節 研究の背景

会計基準の国際統合 1の必要性が国内外において広く叫ばれるようになって久しい。その必要性それ自体は、各国・各地域の市場関係者にあまねく共有されたものといって差し支えない。会計基準設定団体(FASB、IASB、ASBJ等)においては会計基準のコンバージェンス(IFRSをベンチマークとした各国・各地域の会計基準の差異の縮小)2の取組みが、また証券規制当局(SEC、EC、金融庁等)においてはIFRSのアドプション(IASBが設定したIFRSの適用を各国・各地域において可能とするための関連諸法制の整備)3の取組みが現在、同時並行的に進められている。

しかし、新たな会計基準や公開草案等が会計基準設定団体によって矢継ぎ早に公表される一方で、断続的に発生する時事的トピック(たとえば 2008 年 9 月の世界金融危機とそれを受けた時価会計の適用緩和や、2010 年 2 月のSEC委員長のアドプションに対する慎重姿勢の表明 4、2010 年 5 月の金融商品会計に関するFASB独自草案の公表等)が、会計基準の国際統合のプロセスに重畳的に作用し、当該プロセスの先行きを見えにくいものにしている。

このような状況のなかで、FASB/IASBは 2004 年 10 月に、概念フレームワークの改訂

<sup>&</sup>lt;sup>1</sup> ここでは、会計基準の国際統合という言葉を、コンバージェンスとアドプションを含む広い意味で用いている。会計制度変化の動向を包括的に表現する必要性によるものである。
<sup>2</sup> コンバージェンスという用語は、IASC(国際会計基準委員会)が IASB(国際会計基準審議会)に改組された 2001 年以降に広く公式的に使用されるようになり、事実またそれ以降、会計基準のコンバージェンスに向けた諸種の取組みが、主として FASB/IASB の共同プロジェクトとして手掛けられるようになった。

 $<sup>^3</sup>$  アドプションという用語は、SEC が IFRS 適用のロードマップ案(SEC[2008])を公表した 2008 年以降に広く公式的に使用されるようになり、事実またそれ以降、米欧日をはじめとした各国・各地域の証券規制当局によって関連諸法制の整備が手掛けられるようになった。わが国では、内閣府令第 73 号(2009 年 12 月)にもとづき、金融庁告示第 69 号(2009 年 12 月)の別表で列挙された概念フレームワーク、IAS、IFRS が、連結財務諸表制度にいう「一般に公正妥当な企業会計の基準」に該当するものとみなされるようになった。

 $<sup>^4</sup>$  IFRS 導入に対する SEC の基本的なスタンスを示す近年の文献としてとくに注目されるのは、SEC[2011]である。そこでは、①FASB によるコンバージェンスの作業は、U.S. GAAPを保持しながら進めること、②公共の利益や投資者保護のために必要な場合には、導入に当たって IFRS に修正・加筆を施す権限を SEC と FASB は保持すること等が、IFRS 導入にかかわる「原則」として位置づけられている。

プロジェクトを共同で立ち上げた。当該共同プロジェクト(以下たんに「共同プロジェクト」という)は、SOX法の成立(2002年)を受けて開始された原則主義にもとづく基準設定体制の整備拡充の一環として取り組まれることになったものである5。本研究では、主たる研究素材として、この共同プロジェクトに着目することにしたい。

周知のように、概念フレームワークは、基準設定のための基礎概念を明らかにしたものであり(FASB[1978]par. 3)、基準設定の展開方向を大局的に規定する存在となることが期待されている。事実、共同プロジェクトにおいても、「将来の会計基準を開発するための健全な基礎を提供する改善された共通の概念フレームワークを開発すること」(FASB[2010])が、「プロジェクトの目的」として謳われている 6。これらのことから、共同プロジェクトの過程で公表されてきた関連諸文献(第2節参照)は、今日の会計制度設計を主導する基本的な考え方を縮約的に記述したものと解することができるであろう。すなわち、この意味で、共同プロジェクトは、現局面における基準設定とコンバージェンスがどのような特徴と方向性をもって展開しつつあるかを見通すには、恰好の素材を提供するものとなっているのである。改訂概念フレームワークで措定された(あるいは措定されることが予定された)基礎概念の検討を行うことによって、会計基準の国際統合の展開方向、すなわち会計基準の国際統合によって会計(制度・基準)の何が、どのように変わるうとしているかを、概観することができるであろう。

#### 第2節 研究の課題

共同プロジェクトは、その発足時点においては、図表 1-1 に見るように 8 つのフェーズ から構成されるものとされていた。当該プロジェクトがカバーする領域は極めて多岐にわたっている。しかし、すべてのフェーズが、順調に進行してきたわけではなかった。2011 年 4 月時点の進行状況を示した FASB[2011] によれば、フェーズ A の作業は FASB/IASB[2010]の公表をもって完了しているが、フェーズ C および D の作業は 2011 年 11 月以降に延期されている。フェーズ B については進行状況に関する記載がなく、フェーズ  $E\sim H$  についてはフェーズ自体の記載がない。

しかし、完了していないフェーズのなかには、関連する課題を掲げた個別プロジェクト (たとえば FASB 収益認識プロジェクト、IASB 公正価値測定プロジェクト、FASB/IASB 財務諸表の表示プロジェクト等)が進行中の場合もあり、そのような場合には当該各プロ

<sup>5</sup> この共同プロジェクトの立ち上げに至る経緯については、藤井[2011]で筆者なりの整理を行っている。

<sup>6</sup> 共同プロジェクトの成果として公表された FASB[2010] (Statements of Financial Accounting Concepts) においても、概念フレームワークの意義と役割が、次のように謳われている。「概念フレームワークは、相互に関連した目的および基礎概念の首尾一貫した体系であって、当該体系は、財務会計および財務報告の性質、機能、限界を明らかにするとともに、首尾一貫した指針となることが期待されている」。

ジェクトの過程で公表された公開草案等の文献を検討することによって,関連するフェーズについての FASB/IASB の基本的な考え方を間接的に把握することができる。他方,フェーズのなかには,会計基準の国際統合に直接的な関連性を持たないものもある。そこで,本研究では,会計基準の国際統合に相対的に強い関連性を持ち,かつ文献的な蓄積が十分にあるフェーズとして,A(目的と質的特性),B(要素と認識),C(測定),D(報告エンティティ),E(表示/利益概念)の 5 つを取り上げ,各フェーズに関連して公表されてきた諸文献(予備的見解,公開草案,概念書等)に依拠しながら基礎概念の再定義・再構築にかかわる主要論点の整理を行うことによって,共同プロジェクトの現段階を確認していくことにしたい(第  $4\sim9$ 章)。

図表 1-1 概念フレームワーク改訂共同プロジェクトの8つのフェーズ

フェーズ	表題	2011 年 4 月時点の状況	
A	目的および質的特性	FASB/IASB[2010]の公表により完了	
B 要素と認識(注 1)		状況に関する記載なし	
C 測定 <sup>(注 2)</sup>		2011年12月以降に作業延期	
D	報告エンティティ	2011 年 12 月以降に作業延期	
E	表示および開示	フェーズの記載なし	
	財務報告の範囲を含む		
F フレームワークの目的と GAAP にお		フェーズの記載なし	
	ける位置づけ		
G	非営利セクターへの適用可能性	フェーズの記載なし	
Н	フレームワーク全般	フェーズの記載なし	

- (注1) 当初の表題は、「要素、認識および測定属性の定義」であった。
- (注2) 当初の表題は、「当初および事後の測定」であった。

出所: FASB[2005]; FASB[2011]により作成。

さらに、共同プロジェクト(および関連する個別プロジェクト)において示された基礎 概念がどのような理論的特徴を有しているかを明らかにすることは、当該プロジェクトが 既存の概念フレームワークや会計制度に与える影響をより深く理解するうえで、避けて通れない課題となる。とりわけ、再定義・再構築された(あるいは再定義・再構築が予定された)基礎概念が1つのまとまりある作用因(会計思考)となったとき、それが既存の概念フレームワークや会計制度にどのような影響を与えることになるかを考察することが、必要となる。そこで、本研究では、上掲の課題に加えて、かかる問題の検討を行うことにしたい。この作業は、概念フレームワークの性質に関する原理論的な考察となる。したがって、本報告書では、当該考察に関する諸章には、第1の課題(基礎概念の論点整理)に

関する諸章に先行する位置づけ(第2~3章)を与えている。

#### 第3節 「会計フレームワークと会計基準」特別委員会との関連

日本会計研究学会特別委員会の課題として取り組まれた概念フレームワークの総合的な研究には重要な先例があり、それは、1993~1994 年度に設置された特別委員会(安藤英義委員長,以下「安藤委員会」という)による「会計フレームワークと会計基準」の研究である。その報告書7(日本会計研究学会特別委員会[1994,1995])の冒頭には、次のような記述が見られる。

「最近十数年間の間に、財務会計制度は世界的な規模で変化の波に洗われている。波の起点は2つあり、1つは、1978年から1985年にかけてアメリカの FASB が公表した財務会計諸概念ステートメントである。他の1つは、会社法に関する EC 理事会指令、とくに1976年から1984年にかけて発せられた会社の計算規定に関係する諸指令である」(1 頁)。

この研究が取り組まれたのは、のちに「会計ビッグバン」と称されることになる大規模な会計制度改革 8を直後に控えた先行きの不透明な時期であった。そうした当時の状況をふまえ、会計制度変化の近未来的な展開方向を見通すために、安藤委員会は、①英米等における概念フレームワークの現状の調査研究、②独仏および日本における概念フレームワーク論の動向の調査研究、③日本の商法計算規定および企業会計原則の背後にあるフレームワークの探索と比較研究、④日本における会計のフレームワークと会計基準のあり方の研究に、取り組んだのであった。それは、日本の会計制度が、アメリカを起点とする概念フレームワークとどう向かい合えばよいかを真正面から問うた総合的な研究であった。

その後、IASCはIASBに改組(2001年4月)され、またそれとほぼ時を同じくして日本では、大蔵省企業会計審議会に代わる新しい基準設定団体としてASBJが設立された(2001年7月)。そして、2004年7月には、ASBJによって日本版概念フレームワーク(企業会計基準委員会基礎概念ワーキング・グループ[2004])が、2006年12月にはその改訂版(企業会計基準委員会[2006])が、公表された。すなわち、わが国においても、基準設定方式として概念的アプローチが公式的に採用されることになったのである9。このような目まぐるしい基準設定体制の変化の一方で、会計基準の国際統合は、かつての調和化(相互承

<sup>7</sup> 同報告書の全文は、安藤編[1996]に収録されている。

<sup>8</sup> 会計ビッグバンが、新基準の導入をともなう本格的な会計制度改革として取り組まれたのは、連結財務諸表原則の改正(1997年6月)から固定資産の減損会計基準の設定(2002年8月)ないし企業結合会計基準の設定(2003年10月)までであった。

<sup>9</sup> 概念的アプローチについては、津守[2002]291-293 頁、376-378 頁を参照されたい。

認)からコンバージェンスそしてアドプションの局面へと立ち至った(第 1 節参照)。 ノーウォーク合意(2002 年 10 月)にもとづくFASB/IASBの共同体制の発足以降,会計制度は会計ビッグバンが常態化したかのような様相を呈している。

安藤委員会報告書の公表以降,個別具体的な会計環境は大きく変化したものの,海外(とりわけ英米)を起点とした変化の波に洗われ <sup>10</sup>,会計制度変化の先行きが不透明になっている状況は,今日に至るもなお変わっていない。状況の不透明感は今日むしろ,より深まっているとさえいえよう。つまり,この意味で,日本の会計制度は(英米型)概念フレームワークとどう向かい合えばよいかという安藤委員会が発した問いは,現在なお「開かれた問い」(open question)となっているのである。

すなわち,以上に述べてきたことから,本委員会の研究は,共同プロジェクトの総合的 検討を通じて,安藤委員会が発した問いへの今日的な回答を模索しようとするものとして 位置づけることができるであろう。

#### 参考文献

- FASB[1978], Statement of Financial Accounting Concepts No. 1, *Objectives of Financial Reporting by Business Enterprises*, FASB, 平松一夫・広瀬義州訳[2002] 『FASB財務会計の諸概念〈増補版〉』中央経済社。
- ———[2005], Conceptual Framework—Joint Project of the IASB and FASB, Project Updates, Last Revisions: 26, September 2005.
- ——[2010], Conceptual Framework—Joint Project of the IASB and FASB, Project Information Page, Last Updated on May 26, 2010.
- ———[2011], Current Technical Plan and Project Updates as of April 2011.
- FASB/IASB[2010], FASB, Statement of Financial Accounting Concepts No. 8, Conceptual Framework for Financial Reporting: Chapter 1, The Objective of General Purpose Financial Reporting, and Chapter 3, Qualitative Characteristics of Useful Financial Information, FASB; IASB, The Conceptual Framework for Financial Reporting 2010, IASB.
- SEC[2008], Roadmap for the Potential Use of Financial Statements Prepared in Accordance With International Financial Reporting Standards by U.S. Issuers; Proposed Rule, Release Nos. 33–8982; 34–58960; File No.S7–27–08, Federal Register / Vol. 73, No. 226 / Friday, November 21, 2008 / Proposed Rules.

5

<sup>10</sup> 会社法という法律の枠内において、相互承認を基本とした会計基準の国際統合を図る EU 方式はその後、影響力を著しく低下させた。欧州委員会(EC)が、EU 域内の上場企業に対して IFRS (ただし EC が承認したもの)の適用を 2005 年から義務づけたことが、その契機となった。

——[2011], Office of the Chief Accountant, Work Plan for the Consideration of Incorporating International Financial Reporting Standards into the Financial Reporting System for U.S. Issuers; Exploring a Possible Method of Incorporation, A Securities and Exchange Commission Staff Paper, May 26, 2011.

安藤英義編[1996]『会計フレームワークと会計基準』中央経済社。

- 企業会計基準委員会[2006]討議資料『財務会計の概念フレームワーク』企業会計基準委員会。
- 企業会計基準委員会基礎概念ワーキング・グループ[2004]討議資料『財務会計の概念フレームワーク』企業会計基準委員会。
- 津守常弘[2002]『会計基準形成の論理』森山書店。
- 日本会計研究学会特別委員会(委員長 安藤英義)[1994]『会計フレームワークと会計基準 [中間報告]』日本会計研究学会。
- -----[1995] 『会計フレームワークと会計基準〔最終報告〕』日本会計研究学会。
- 藤井秀樹[2010]「会計基準の国際統合と資産負債アプローチ」『税経通信』第65巻第9号, 49-56頁。
- -------[2011]「FASB/IASB改訂概念フレームワークと資産負債アプローチ」『国民経済 雑誌』第204巻第1号, 17-40頁。

(藤井 秀樹)

#### 第1節 企業会計原則の論理

#### (1) 企業会計原則の特徴

本章に与えられた課題は、概念フレームワークを理解する上で、その中心となる論点について、企業会計原則を立脚点として整理することである。ここでいう論点とは、「原価か時価か」という測定属性の選択、併存に関わる問題である。これは「純利益か包括利益か」という表示問題に形を変えて議論され、いまだ着地点が見出されていない。本章では、まず、第1節で企業会計原則(原価主義会計)、第2節で日本の概念フレームワーク(原価と時価の併存)をとりあげ、その制度的役割と論理について述べる。第3節では、時価会計をめぐる議論をふり返り論点の変化をみる。第4節では、若干のコメントを述べる。

企業会計原則の計算原理は、「すべての費用及び収益は、その支出及び収入に基づいて計上し、その発生した期間に正しく割当てられるように処理しなければならない。ただし、未実現損益は、原則として、当期の損益計算に計上してはならない」(第二、一、A: 傍点は引用者)という発生主義の原則に凝縮されている。つまり、「全体収支=全体損益=期間損益の総和」という前提をおいて、「支出・収入(事実)→費用・収益(決定)→資産・負債(決定)」という順序に従って構成要素が認識される。その結果、資産・負債は原価評価され、時価評価による評価差額(未実現)は計上されない。その眼目は適正な期間損益計算であり、組織的規則的な費用配分、及び費用と収益の対応が図られ、平準化された会計利益が計算される。本稿ではこれを、「会計利益モデル」と呼ぶことにする。

企業会計原則の設定当時(1949年),損益計算書は無きに等しい状況であったというから、この会計利益モデルの普及はパラダイムの一大転換(「教科書が書き改められた」)(黒澤[1984]10頁)を引き起こすものであった。というのも、当時の商法は、これとは 180度ことなる「財産目録主義」(貸借対照表重視)に立っていたからである。企業会計原則は「何度改訂されても常に中間報告」(黒澤[1984]10頁)といわれるように、4回の修正をつうじて商法等との調整を終えるまでに、およそ 30年の歳月を要している。この調整過程をつうじて出来上がったトライアングル体制は、企業会計原則にとって「暗黙の概念フレームワーク」(新井・白鳥[1991]28頁;平松[2002]25頁)であったといわれる。商法会計優位の枠組みに組み込まれた企業会計原則の第1の役割は、個別財務諸表における利害調整であった。利害調整(「1円を争う利害の線引き」)をよりよく果たすには、①維持すべき資本と投資回収余剰たる配当可能利益を算定し、資金提供者の請求権の大きさを明ら

かにしなければならない。その信頼性を担保するには、②客観的な取引にもとづく適正な期間損益計算が不可欠である。さらに検証可能性の保証するため、③客観的証拠にもとづく継続的組織的な帳簿記録(複式簿記)が求められる(藤井[1996]256-260 頁)。このような内容を持つ「企業会計制度の改善統一」(目的一)が、企業会計原則に託された第一の使命であったと考えられる。

#### (2) 企業会計原則の論理

連続意見書には、企業会計原則の論理がよく示されている。たとえば、棚卸資産の評価 についての連続意見書第四(1962年)では,「適正な期間損益の算定にとっては,一般に, 購入又は生産した棚卸資産の取得原価を一期間の実現収益に合理的に対応させることが必 要である。実現収益に対応する棚卸資産原価を確定するためには、棚卸資産の取得(購入 又は生産)に要した現金支出額又はその等価額(すなわち取得原価)を分類し、集計し、 これを払い出された棚卸資産と未払出しの棚卸資産に配分する手続きをとり、販売のため に払い出された棚卸資産への配分をは握しなければならない」(第一,二,1:傍点は引用 者)と,事細かな手続きを述べている。時価以下主義をとっていた商法に対して,取得原 価基準の採用を求めるためである。「棚卸資産の貸借対照表価額は、貸借対照表日における 即時換金額をあらわさなければならないとし、または、貸借対照表日現在の棚卸資産を通 常の営業過程において販売する場合の正味実現可能価額をあらわさなければならないとし、 あるいは貸借対照表日における再買原価又は再造原価をあらわさなければならないとする 考え方すなわち時価主義は、財産貸借対照表の概念から導き出された評価思考であって、 適正な期間損益計算を目的とする決算貸借対照表には適用され得ない。時価主義による評 価を行なうならば、一期間の損益が他の期間に帰属すべき損益によってゆがめられる結果 がもたらされる」(第一,二,1:傍点は引用者)と商法の考え方を批判している1。

この考えのもとでは、低価基準は「慣行的評価思考」として例外的に認められる存在に 過ぎなかった。近年のコンバージェンスにより設定された企業会計基準第9号(2008年)「棚卸資産の評価に関する会計基準」は、低価基準を例外ではなく原則として位置づけた ものである 2。「取得原価基準は、将来の収益を生み出すという意味においての有用な原価 すなわち回収可能な原価だけを繰り越そうとする考え方であると見ることもできる」(36項) ため、「棚卸資産の正味売却額が、その帳簿価額を下回っているときには、収益性が低下していると考え、帳簿価額の切下げを行うことが適当である」(37項)という。

1 リジッドな原価主義を特徴とする企業会計原則の論理は、諸学説なかでもペイトン・リトルトン『会社会計基準序説』およびリトルトン学説に強い影響を受けたという最近の研究がある(石原[2008]179頁)。

<sup>2</sup> 英米基準では棚卸資産も有価証券も古くから低価基準を原則としており、国際基準においても同様である。それとの対比では、企業会計原則はリジッドな原価主義会計を採ってきたものといえる。

有形固定資産の減価償却を論じた連続意見書第三(1960年)でも、「利益におよぼす影響を顧慮して減価償却費を任意に増減することは、右に述べた正規の減価償却に反するとともに、損益計算をゆがめるものであり、是認し得ないところである」(第一、二:傍点は引用者)と適正な費用配分を強調している。そして、商法規定にある「相当ノ減損額ヲ控除」という文言が、「任意、不規則の評価方法を意味するもの」(第二、一)と解され、「減価償却費が過大又は過小」になると、「配当可能利益の大きさも歪められることとなる」(第二、二:傍点は引用者)と論じ、商法上正規の減価償却の概念を確立するように提言している。

繰延資産についての連続意見書第五(1962年)でも、「繰延資産が貸借対照表における 資産の部に掲げられるのは、それが換金能力という観点から考えられる財産性を有するか らではなく、まさに、費用配分の原則によるものといわなければならない」(傍点は引用者) として、商法に対して追加的に4つの費用の繰延経理を求めている。

このように企業会計原則は会計利益モデルの優位性を商法に認めさせると同時に,戦後 わが国企業の会計実務をかたちづくったのである。その前文には,「企業会計の実務の中に 慣習として発達したもののなかから,一般に公正妥当と認められたところを要約したもの」 と書かれているが,少なくとも設定当初はそのような実務慣習はなかった。むしろ,全く 新しい考え方と,これにもとづく実務が普及・定着していったのである。

#### (3) 企業会計原則の存立基盤

会計利益モデルが、20世紀前半に米独・日本をはじめとする世界各地で普及・定着して きたのはなぜか。そこに隠された意味と力があるのではないかという仮説を下に進められ たのが、藤井[1997]の研究である。それによれば、資産・負債の時点的実在価値を測定す るモデルに比べて、取引において一意的に決まる現金収支をもとに継続的な記録・計算を 経て会計利益が計算されるモデルのほうが、安定性において優れている。前者は価値測定 において測定属性等の選択問題が残り、会計人の自由裁量が非限定的になり検証可能性に 劣る。これに対して、後者は会計人の自由裁量が「縁どられた」範囲にとどまり、検証可 能性に秀でているからである (150-151 頁)。さらに減価償却費については, それが「資産 から引出される期待将来収益に仮定的に対応する期待将来費用として決定され」ており、 このことは、「資産の期待耐用期間の全過程にわたる長期的な利益平準化」(244 頁)を指 向したものであると見ることができる。それは経営者と利害関係者との関係を長期安定化 させるものである、と解釈できるのである。要するに、会計利益モデルには、「会計人の縁 どられた自由裁量→組織的規則的配分→利益の長期的平準化→利害関係者との関係の長期 安定化」という「意味-力」(9 頁) が内在しており, それが制度的強固性を支えていると いうのである。これが業種や国・地域を超えて会計利益モデルが支持される有力な論拠の 1つをなしていることは間違いない。

徳賀[2009]では、ボラティリティの小さい平準化利益が利害調整にとって有用なばかり

か、投資意思決定にとっても有用であることが示されている(142 頁)。会計利益モデルにおいて経営者に裁量を与えることの両刃性は否定できないものの、それには現金収支が外枠として制約を加えている。むしろ、公正価値会計においても Mark to Model にもとづく出口価値測定や使用価値の推定に経営者の裁量が加わるし、これが多用された場合には情報の硬度が著しく劣るだけでなく、利益のボラティリティを無制限に高めてしまう。さらに、市場全体にプロシクリカリティをもたらす可能性も否定できず、とりわけ巨額の設備投資や研究開発投資を行い中長期に投資回収を行う製造企業に深刻な影響を及ぼすというのである(158 頁)。これは製造業が相対的に大きな比重を占め、その影響力が大きい日本のような国・地域では、公正価値会計を容易に受け入れ難いことを示唆している。

周知のように、戦後わが国が先進工業国になるにあたっては、間接金融が圧倒的に優位な役割を果たした。企業会計原則がかかげた証券投資の民主化は今に至るまで十分ではないが、その会計利益モデルは労働・資本・流通市場の「不完全性と融合して、戦後日本企業の資本蓄積に有利に作用」(山地・他[1994]37 頁)したといわれている。負債金融がピークに達する1975年頃までは、債権者たる銀行に有利に働いたとみられるのである3。

こうした歴史的検証からも、企業会計原則がわが国に普及し根ざしてきた理由がうかが える。ひるがえって公正価値会計は、時代や業種、国・地域を超えて、どこまでの普遍性 をもつものか。まずもって、その必要性の範囲が問われるのである。

#### 第2節 日本の概念フレームワーク

#### (1) 純資産簿価モデルの台頭

徳賀[2011]では、これまで見てきたような「会計利益モデル」を、「投資者に当該企業の経済価値を推定させるモデル」と位置づけ、その対極に、「経営者に企業の経済価値を推定させるモデル」が考えられるとし、これを「純資産簿価モデル」と名付けている。このモデルでは、企業の経済価値が企業のトータルで生み出す将来キャッシュフローの現在価値によって示されることから、企業に将来キャッシュフローをもたらすものはすべて公正価

\_

<sup>3</sup> 山地・他[1994]の第 2 章では、労働市場の不完全性との関わりで退職給与引当金が、資本市場の不完全性との関わりで取得原価主義(土地の含み益温存)が、流通市場の不完全性との関連で実現主義が、戦後日本の企業発展において適合的であったといわれている。そして、企業会計原則がめざした財務公開制度の発展と証券投資の民主化は、全く実現しなかったと結論づけている。この点については、2009 年 3 月時点でも日本の家計が保有する株式が投資信託を合わせても僅かに 9%、米国家計の 43%と大きな隔たりがあり、債券を合わせると 12%対 53%とその差はさらに開くという現状にも示されている。両国とも同じく 28%が保険・年金など機関投資家に預託されているが、日本の機関投資家は国債等への保守的な運用スタイルをとることが多いという(経済同友会「わが国金融・資本市場の活性化の課題」2010 年 6 月 8 日より)。この現状を反映して、2010 年 3 月現在東京証券取引所では、日本株保有比率においても売買シェアにおいても外国人投資家がトップの座を占めている。

値でオンバランスされることが前提となる。金融資産・金融負債は流通市場がある場合には、そこで成立する市場価額(資産でいえば現在出口価値)に市場参加者の加重平均的期待(競争的市場おける合意)が反映されている。非金融資産・非金融負債には経営者の推定する使用価値が用いられるが、その使用価値は個々の経営者に固有の経験や手腕によって全く異なるものとなる。この場合、金融資産の公正価値評価では将来の正常利益が先取りされ、棚卸資産のような非金融資産の公正価値評価では将来の正常利益と超過利益(自己創設のれんの発現部分)の両方が先取りされる。投資者は、このような経営者による資産・負債の推定にもとづいて計算された純資産簿価と、現在の株価との比較を行って意思決定を行う、という立ち位置になる。このような純資産簿価モデルから見れば、会計利益モデルは原初認識された取得原価を測定ベースとしており、自己創設のれんを発現させる計算構造にはなっていない。両モデルは、自己創設のれんの計上・非計上を分岐点としている。

IASB が全ての金融資産・金融負債の公正価値評価を唱えて久しい。その初発となる IASC[1997]では、自らの主張を率直に語っている。その論理展開は、今日に至るも共通するところが多い。まず、「金融商品のための会計の変更の必要性の根源は、国際的な金融市場の根本的な変化である。金融商品の多様性、高度化の面からも、またあらゆる種類の事業会社によるその利用規模の面からも、世界的な資本市場は大きな発展を続けている」(chap. 1, par. 4.2)と、問題意識を述べている。そして、「効率的な市場においては、証券の価格が公に入手可能な情報のすべてを折り込んでいる」(chap. 1, par. 4.7)と公正価値(効率的市場)への信頼を示し、「生産的な収益産出活動に対する会計として適切であると考えられた伝統的な実現及び原価主義の測定概念は、積極的な財務リスク管理で用いられる金融商品の認識、測定にもはや不十分である」(chap. 1, par. 4.11)と、当時の会計の問題点を指摘している。

①現行実務ではデリバティブが認識されない。②取得原価は企業の財務リスク管理,業績・流動性・リスクエクスポージャーを評価しようとする投資家にとって情報価値を欠く。③混合評価は経営者の意図に左右され,売却時期の調整で「損益のつまみ食い」といった濫用を生む。④公正価値で評価される資産が、原価評価されている負債で調達されている場合にミスマッチを生む。⑤ヘッジ会計は資産・負債要件を充たさない繰延損益を生む(chap. 1, pars. 4.12-4.16)というのである。こうした問題を並べ立て、「証券規制機関などは、IASC やその他の会計基準設定主体に対して、こうした問題を解決し、時間の経過に耐え得るような堅固で、存続可能な会計及び開示(accounting and disclosure)のシステムを形成することを強く求めてきた」(chap. 1, par. 4.18: 傍点は引用者)と、切迫した事情を明らかにしている。さらに、この原則はすべての事業会社(商工業企業、銀行及び貯蓄機関、非公開企業も例外なし)に適用できるとし、そうしなければ企業間の比較可能性が維持できず、「経営者に説明責任(accountability)を負わせることを難しくする」(chap. 2, pars 2.1-2.18)ので、「同一の金融商品は同一の方法で会計処理すべき」とする画一処

理の考え方を示している。

以上に、IASBの会計・開示規制に対する基本的な思考がよく示されている。問題の第一は、実現概念を経営者に裁量を与えるものと見て、公正価値のほうに信頼性を置いていることである。これについては、公正価値測定には経営者の裁量は働かないのかどうか、公正価値の硬度はどこまで保証されるのかが問われるであろう。第二は、「会計及び開示」の両者を明確に区別せず、いかなる事業を営む経営者にも金融商品の運用について説明責任(会計責任)を求めているとしている点である。会計(業績計算)を論じているのか開示を論じているのか必ずしも明らかではないが、もし会計を論じているとするならば業績(会計責任)とは何か、それを財務諸表にどのように示すのかが論点になるだろう。この時IASCは、すべての金融資産・金融負債を当初認識時に公正価値で測定し、それ以降も公正価値で認識し、公正価値の変動から生じるすべての損益は、発生時に直ちに認識すべしとしている。すなわち、金融資産・金融負債に関して、純資産簿価モデルに大きく踏み出そうと唱えているのである4。

#### (2) 会計ビッグバンと概念フレームワーク

時あたかも 1997 年、わが国の会計ビッグバンの幕が開いた。その必要性について、連結財務諸表の見直しに関する意見書(1997 年)では、次のように表明されている。「1. 内外の広範な投資者の我が国証券市場への投資参加を促進し、2. 投資者が、自己責任に基づきより適切な投資判断を行い、また、企業自身もその実態に即したより適切な経営判断を行うことを可能にし、3. 連結財務諸表を中心とした国際的にも遜色のないディスクロージャー制度を構築しようとするもの」である。ここでいう「内外の広範な投資家」や「国際的にも遜色のない」という表現の意味合いは、「世界共通の会計基準がないと、投資家たちは分散投資を勧めても、なかなか応じようとしない」(早房[2001]278 頁)と、ウォール・ストリートの投資銀行家の声を代弁してトィーディー氏(D. Tweedie)が語っていることに対応したものといえる。また、「実態に即したより適切な経営判断」というのは、「連結決算を徹底するには、一千社以上あり、ほとんどが赤字だった子会社を事実上、整理しなくてはならなかった。これだけでも、大変なことだ。持ち合い株が時価評価され、評価損を計上しなければならないとなれば、これも整理を迫られる」(早房[2001]263 頁)という

\_

<sup>4</sup> 純資産簿価モデルでは、次のような経路をたどり自己創設のれんが計上され、やがては 純資産簿価が株式時価総額に近似する。1 つは、まさに金融資産・金融負債の時価評価で ある。「現状の保有意図別混合評価→金融商品全ての公正価値評価→(金融資産との不整合 を解消する)金融負債の公正価値評価→(負債評価益と自己創設のれんの減価に整合性を 求める)自己創設のれんの公正価値評価」という道筋である。もう 1 つの経路は、「一定 の無形資産(棚卸資産の現在価値・推定値による測定、自社利用資産の経営者見積による 使用価値による測定)や当初認識時点での公正価値評価への拡張→オンバランス資産・負 債の全面的な公正価値評価→自己創設のれんの公正価値評価」へとたどる道筋である(徳 賀[2009]121-164 頁)。

大手商社のトップの声に具体的に示されている。つまり、会計ビッグバンは海外機関投資家の国際分散投資に向けた実態・リスク表示の必要性が起点となっており、その投資対象となるべく、わが国企業の財務認識を強化する必要性から推進されたものとみてよい。

こうして始まった会計ビッグバンの構図のなかで、企業会計基準委員会(ASBJ)の設置と相次ぐ基準開発、さらにわが国の概念フレームワークの開発へと時代が進む。

企業会計基準委員会 (2006 年) 『討議資料 財務会計の概念フレームワーク』は、前文で「ここでは公開企業を中心とする証券市場への情報公開が前提とされている」と述べている。企業会計原則が幅広い目標を掲げていたことと比べると、課題が限定されている。企業会計原則は利害調整を主たる目的としつつ業績表示機能も果たすものであったが、概念フレームワークは後者の役割を自立化させ、もっぱら投資意思決定への役立ちが課題とされている。他方で、概念フレームワークは、「現行の会計基準の基礎にある前提や概念を出発点としており、財務報告を取り巻く現在の制約要因を反映している。ここでいう制約要因とは、具体的には、市場慣行、投資家の情報分析能力、法の体系やそれを支える基本的な考え方及び基準設定の経済的影響に係る社会的な価値判断などを指す」(前文)と述べており、企業会計原則の考え方ならびにわが国の証券投資の現状を「制約」として反映するものとなっているのである。

これを IASB の概念フレームワーク(IASB[1989,2001])と対比してみると、次のような点で大きな違いがある。まず、①経営者の役割を限定し、自己創設のれんの計上を戒めている点である。「予測は投資家の自己責任で行われるべきであり、経営者が負うべき責任は基本的には事実の開示である」(1 章 8 項)と述べ、「財務報告の目的の観点から資産に含まれないものの代表例には、いわゆる自己創設のれんがある」(3 章注 14)と注意を促している。自己創設のれんの計上は経営者による企業価値の自己評価・自己申告を意味し、これは財務報告の目的に反すると禁じているのである。既に見たように、IASC のいうような金融資産・金融負債の公正価値評価は、自己創設のれんの計上への道を開くものである。わが国の概念フレームワークはこれに真っ向から対抗し、伝統的な会計利益モデルを堅持する姿勢を見せている。これはたんに「制約」を反映したものではなく、「今後の国際的な場での議論への参加」(前文)を念頭におき、いかなる概念フレームワークが投資意思決定に有用な情報をもたらすのかを IASB に対して問うたものである。

次の特徴は、②「投資のリスクからの解放」という独自の実現概念の存在である。「投資のリスクとは、投資の成果の不確定性であるから、成果が事実となれば、それはリスクから解放されることになる」(3章23項)。これは、従来の概念(「実現」「実現可能」)と比較して、次のような点で異なると説明している。「最も狭義に解した『実現した成果』は、売却という事実に裏づけられた成果、すなわち非貨幣性資産の貨幣性資産への転換という事実に裏づけられた成果として意味づけられることが多い。この意味での『実現した成果』は、この概念フレームワークでいう『リスクから解放された投資の成果』に含まれる」(4章58項:傍点は引用者)。ここでいう狭義の実現概念では、有価証券の評価益を認めるこ

とが困難である。リスクからの解放は、これより広い概念という。「他方の『実現可能な成果』は、現金またはその同等物への転換が容易である成果(あるいは容易になった成果)として意味づけられることが多い。この意味での『実現可能な成果』の中には、『リスクから解放された投資の成果』に該当しないものも含まれている」(4章58項:傍点は引用者)。ここでいう実現可能概念では、売買目的であれ売却可能であれ、その評価益を認めることができる。リスクからの解放規準にしたがえば、売却可能有価証券は売却処分に事業上の制約が課されており、その時価評価差額はリスクから解放された投資の成果とはいえない(4章注17)。それゆえ、この実現概念は現行日本の金融商品会計基準をよりうまく説明していると考えられるのである。

もう 1 つの特徴は、③財務諸表の構成要素に包括利益と純利益を掲げ、「リスクからの解放」規準にもとづいて、その他の包括利益のリサイクリングを行うとしている点である。これにより、従来どおり純利益のクリーン・サープラス関係の維持を求めている。これに対して IASB の概念フレームワークでは、構成要素として包括利益と純利益を区別しておらず、収益費用差額および純資産増価額をたんに利益(profit)をとして示すのみである。そういう意味では、純利益概念が無いともいえる(IASB[1989, 2001]pars. 69 and 104)。わが国が純利益一元観に立ちつつ包括利益(の開示・計算)を受け入れているのに対して、IASB は包括利益一元観にたっていると考えられる。このように日本の概念フレームワークは、IASB のそれと比べると根本的なところで考え方を異にしているのである。その最たる例は、金融商品会計基準に表れている。

#### (3) 金融商品会計基準にみる考え方の相違

日本基準の金融商品会計基準第 10 号[1999, 2006, 2007, 2008]と, 国際基準の金融商品会計基準 (IASB[2009a]IFRS 第 9 号; IASB[2009b]IAS 第 39 号) とは, ともに混合評価アプローチ (mixed attribute approach) をとっているが, その基本となる考え方に大きな隔たりがある。

日本基準では時価評価を基本として掲げつつ、保有目的(資産の外形ではなく、経営者の意図)に応じた会計処理を求めている。たとえば、①金融負債は市場がないことや事業遂行上の制約があることから、時価評価の対象としない。②金銭債権は活発な市場がなく帳簿価額が時価に近いことから、時価評価を行わない(差異が金利調整と認められる場合は償却原価法を適用し、適切な貸倒見積もりを行う)。③売買目的有価証券は、投資のリスクからの解放が認められるので時価評価し、評価差額は当期損益とする。④満期保有目的債券は償却原価法を適用する。⑤子会社株式は事業投資と同様なので取得原価(連結では純資産の実質価額)、関連会社株式も取得原価(連結では持分法)で評価する。⑥その他有価証券は時価評価を行うが、事業遂行上の制約から売却困難なため、その評価差額は純資産の部に計上する。但し時価の著しい下落に対しては時価評価、取引所に相場のない株式については相当の減額を行う。⑦運用目的信託財産は時価評価し、評価差額は当期損益と

する。⑧デリバティブ取引による正味債権・債務は時価評価し、時価変動を当期損益とする(但し、ヘッジ対象の相場およびキャッシュフローの変動を相殺・回避する場合は原則としてヘッジ会計を適用し、繰延ヘッジ損益を純資産の部に記載する)。

これに対して国際基準では金融資産の公正価値測定を基本とし、負債商品の場合は特定の事業モデルに償却原価・減損による測定を認めるが、持分商品の場合は取消不能を要件とする限りで利得・損失の資本直入を例外的に容認している。特定の事業モデルとは、その目的が満期前の売却による公正価値変動の実現にあるのではなく、契約キャッシュフローの回収にあり、もっぱら元本と利息からキャッシュフローが生じるような場合をいい、その場合は償却原価で測定する。それ以外の場合は公正価値で測定し、利得・損失を純損益に計上する(pars. 4.1-4.4)。持分商品は公正価値で測定し利得・損失を純損益に計上しなければならないが(par. 5.1.1)、当初認識時に取消不能を要件とする限りで利得・損失をその他の包括利益に計上する選択もある(par. 5.4.4)。その場合には、受取配当は純損益に計上できるが、一度その他の包括利益に計上した利得・損失をリサイクリングすることは認められない(par. B5.12)。また金融負債は、IAS 第39号で規定しているように償却原価による測定を基本とする(par. 47)。このように国際基準はすべての金融資産の公正価値評価を原則とする姿勢にたっている。複雑性軽減を理由として IAS 第39号で認めていた売却可能区分を無くしたことにも、その姿勢が明確に現れている。

同じく混合評価アプローチといっても、日本基準はむしろ保有目的(経営者の意図)による評価尺度の使い分けを求めている。国際基準は事業モデル別区分を新たに設けているものの、これは「単一の金融資産に係るものであり得る『経営者の意図』とは大きく異なる」(par. BC28)と強調し、投資銀行が貯蓄銀行に容易になり得ないだろうという例示をあげつつ、事業モデルとして明確に満期保有目的債券の収益パターンをとっている場合でなければ、償却原価の利用を認めないという姿勢を示している。混合評価それ自体を、好ましからざることと見ているのである。

以上、要するに、日本の概念フレームワークは「制約要因」を取り込みつつ、会計ビッグバンの趣旨に即した「証券市場への情報公開」を充実させようとしている。しかし、それは IASB とは異なり、伝統的な会計利益モデルから踏みでるものではない。むろん、それが有用な投資意思決定情報の提供において不適切と見ているからである。むしろ、企業会計原則が築いてきた原価主義会計と有価証券の時価評価との両立、ならびに売却可能有価証券(持合株式等)の評価差額の損益不参入・リサイクリングをいかにうまく説明するかということに、最大の眼目が置かれているといってもよいだろう。

#### 第3節 時価会計をめぐる議論の変化

#### (1) 企業会計原則(=実現概念)の「拡張」

ここでの分類は石川純治教授の示されている整理(石川[2000][2008])に拠っている。

企業会計原則を立脚点として今日の企業会計の変容をとらえるとき、それを企業会計原則の「拡張」とみるか、「補完」としてとらえるか、あるいは従来との「区分」を意識してみるかによって、変容の度合いが違ってみえてくる(石川[2008]72頁)からである。

有価証券の時価評価をめぐる議論はFASB概念基準書第5号(FASB[1984])の公表時期から始まり1990年前半に盛んに行われた5。当時わが国はトライアングル体制のもとに企業会計原則があり、議論は企業会計原則の論理の枠内で行われた。そこでは未実現の保有利得の計上はありえない(但し、時価情報の開示は1990年から開始している)。まず、企業会計が所得分配機能を求められているかぎり、市場性有価証券は費用性資産と見るべきであるという問いかけ(図表2-1①)が、広範な議論を呼ぶきっかけとなった。

議論の焦点は、保有利得の実現を論理づける実現概念の拡張であった。実現は非貨幣資 産の貨幣性資産への転換をいうので、当該資産の性格づけを変えるか、あるいは転換のタ イミングを早期に認識する何らかの規準を見出すほかない。ひとつは、それ自体が貨幣性 資産(換金可能性の強調)あるいは現金等価物(配当等への支払手段充当性の強調)であ ると、従来と異なる性格づけを行うことである(図表 2·1②⑤)。G-W-G'という資本運動 における, W(費用性資産)と見るよりも、G'(貨幣性資産)と見るべき特徴があるとい う議論である。英国基準では市場性有価証券を流動性の貯えとみて、むしろその測定の信 頼性こそが実現の基礎となるという再解釈がなされている (広義の実現概念, 図表 2-1③)。 他方,FASB 概念基準書第 5 号は,従来の実現とは異なる「実現可能」規準(図表 2-1④) を提唱した。「製品またはその他の資産は、それらがさほどの努力も要せず信頼できる確定 可能な価格でもって売却できるという理由で、容易に実現可能である場合には(例えば、 特定の農産物、貴金属および市場性ある有価証券)、収益およびある種の利得または損失は、 その生産の完了または当該資産の価格の変動の時点で認識される」(FASB[1984]par.84) という考えである。このような拡張論に対して、企業資本からの拘束性を制約と見る実現 規準(図表 2-1⑥)も論じられた。ともあれ、これらの議論はいずれも伝統的な原価主義 会計の枠組みに変化を与えることなく実現概念の拡張を図ろうとするものであり、「拡張さ れた原価主義会計」を展望するものであったと位置づけられる。

#### (2) 企業会計原則 (=フロー認識) の「補完」

1990 年前後、米国では貯蓄貸付組合(S&L)の危機をめぐる銀行規制策として、有価証券の時価評価をGAAPのもとで行う方向付けがなされた 6。これが契機となり、わが国

<sup>5</sup> 米国での実現拡張議論は、すでに FASB 発足以前の時代から繰り返し行われてきたことが、藤井[2007]第4章に詳述されている。また、辻山[2002]においても、実現概念の歴史的変遷が整理されている。

<sup>6</sup> 金融自由化による S&L 危機とその規制の失敗について詳述したものに澤邊[1998]がある。有価証券の時価評価は、銀行の自己資本比率規制を GAAP で行うことが契機になっている。

でも金融商品会計基準の導入 (1999年) が日程に上り、金融商品の混合評価をどのように 論理化するかに議論の焦点が移った。

FASB 概念基準書第 5 号 (FASB[1984]) 及び第 6 号 (FASB[1985]) (図表 2-1⑦) では,売買目的有価証券の稼得利益計上に道を開くと同時に,長期投資として保有される持分有価証券の時価変動は稼得利益に含めず,包括的利益として認識されるとした。つまり,「<実現利益=純利益:認識利益=包括的利益>という構図」のもとで,「<認識≠実現>という『分離アプローチ』」(伊藤[1996]453-454 頁) へのシフトが進められた。包括的利益として認識された「認識利益」のうち,実現と見られるものが売買目的有価証券であり,それ以外が売却可能有価証券(実現時にリサイクリングされる)という会計処理が妥当と見られるようになったのである。FASB 概念基準書第 5 号の構造は,「業績指標としての稼得利益の計算には依然としてフローの配分ルールを貫きつつ,ストックの評価差額に業績としての意義を見出せる場合には,当該部分についてフローを擬制し,その他の場合には業績指標とは峻別して扱うという構造」(辻山[2006]15 頁) であった。

わが国の概念フレームワークも、基本的には同様な構造が踏襲されているとみてよい。「投資のリスクからの解放」という実現規準による純利益計算への算入・不算入の判定、不算入項目のその他の包括利益への資本直入、売却・清算時のリサイクリングという一連の会計処理が概念づけられている(図表 2·1®)。概念フレームワークは、次のように時価評価を説明づけている。「市場価格の変動に着目した収益の測定とは、資産や負債に関する市場価格の有利な変動によって収益をとらえる方法をいう。随時換金(決済)可能で、換金(決済)の機会が事業活動による制約・拘束を受けない資産・負債については、換金(決済)による成果を期待して資金の回収(返済)と再投資(再構築)とが繰り返されているとみなすこともできる。その場合には、市場価格の変動によって、投資の成果が生じたと判断される。この場合の収益の額は1期間中に生じた市場価格の上昇額によって測定される」(第4章第45項:傍点は引用者)。すなわち、「市場価格の有利な変動」(ストック)をつうじてとらえられた評価差額が、「資金の回収」(フロー)とみなされて、これにフローの収益認識規準(リスクからの解放)が適用されるのである。このようにして金融投資のフローの損益計算が、ストック変動の認識をつうじて補完され、金融投資の成果(投資に関する期待に対比される事実)が、事業投資の成果と同様に把握されるのである。

かくして、わが国の概念フレームワークは、「伝統的な利益計算の構造を維持し、既存の利益計算の担ってきた機能を維持しつつ、その経済合理性の意味を問いながら、必要に応じた修正を加えていくほうがより合理的な在り方である」(辻山[2006]14 頁)という考えにもとづいて構築されたものと評価できる。

(3) 企業会計原則(=実物経済の成果計算)と金融経済の成果計算との「区分」 上述の「拡張」「補完」論が実践的課題を念頭において,「あるべき会計」を論じようと しているのに対して,「区分」論は,むしろ「あるはずの会計」として考究されている。 概念フレームワークの論理に対して、それとは異なる原価・償却原価・時価の併存する理論枠組みを示しているのが、狭義発生主義と呼ばれる理解である(図表 2-1⑨)。伝統的な貨幣性資産・費用性資産という資産 2 分類論に対して、待機分・充用分・派遣分と資産を 3 分類し、企業外への派遣分資産である貸出金等はアキュームレーション法で増価するものととらえる。有価証券もまた同様に派遣分資産として分類し、時価評価差額としての保有利得(時の経過による報酬)が生じるものとする。有価証券はたとえ売却しても、これを保有利得と考える。このような保有利得の認識は、狭義の発生主義ということができる。充用分資産の測定属性である原価、派遣分資産の測定属性である増価(償却原価)・時価は、認識レベルでは発生主義として併存すると考える。このように、資産 2 分類論では充用分資産として捉えられていた金融資産を別物としてとらえ、派遣分資産の経済的特質に相応しい勘定科目の意味づけと、それに適合的な測定属性が決められるのである。この区分論においては、増価と時価が等質の価値を表すものと理解されている。

もう一つの区分論(図表 2-1⑩)においては、有価証券(株式・オプション等)は擬制 資本であり,その時価変動差額(相場変動損益)は経済的利益をあらわすとみている。た とえばIASBは資本維持の概念として、「現在の市場収益率を稼得する能力という意味での 資本」(IASC[1997]chap. 6, par. 2.4)を唱え,「資本維持を現在の市場収益率として解釈 することは、現代の資本市場の中での金融商品に特有の属性を認識するための概念的基礎 を提供する」(IASC[1997]chap. 6, par. 2.10) と述べていた。そうだとすれば、たとえば 売買目的有価証券の評価差額を実現利益とすることは、会計利益とは異質な経済的利益を 混入することになる。「評価差額も売却損益も区別しない立場からすれば, 毎期の評価差額 は名目資本維持による全体利益の期間配分(部分利益)とみるよりは、それ自体が別種の 資本維持によるある種完結した利益計算になっていると考えること」(石川[2002a]421 頁) が妥当といえる。このような観点からは、会計利益と経済的利益の併存は業績報告(開示) の問題としてその可能性を見出せるとしている。つまり,「(i)今日の金融商品の時価(公正 価値)評価は原価主義会計と本来的に対立するものではまったくないこと,それどころか (ii)特定の金融資産(負債)に時価評価がなされることは、むしろ原価主義会計が本来捕捉 しようとしていた対象とその基本的枠組みをいっそう明らかにすること,そのことから (iii)全体としての成果計算システムは、業績報告の多元化ないしは多層化という方向のな かで、原価主義会計の枠組み及び(金融資産・負債を対象とする)公正価値会計の枠組み を包摂した"ハイブリッド"な成果計算システムとして存在する」(石川[2000]241 頁)と いうのである 7。

-

<sup>7</sup> 石川教授の計算・開示の両面についての現代会計の変容の捉え方については,石川[2002a, 2002b]を参照されたい。

図表 2-1 時価会計論の諸類型

	有価証券の見方	損益認識	考え方	ビジョン・帰結
1	費用性資産	未実現	所得分配機能を前提とすれば、貨幣動態でとらえ	財貨動態で混合評
	(井上[1996])		て,費用性資産(原価評価)というほかない。	価が説明できる
2	貨幣性資産	実現	いつでも貨幣に容易に転換できる貨幣性資産は、	拡張された原価主
	(白鳥[1995])		回収可能額で評価すればよい。	義会計
3	流動性の貯え	広義実現	広義の実現概念の基礎は、測定の信頼性(合理的	拡張された原価主
	(森川[1995])		な確実性をもって測定可能)にある。	義会計
4	相場商品	実現可能	さほどの努力なしに信頼できる価格で容易に換金	拡張された原価主
	(FASB[1984])		できる相場商品は,価格変動時に認識できる。	義会計
5	現金等価物	実現	余資運用として保有する売買目的有価証券は,支	拡張された原価主
	(嶌村[1989])		払手段充当性があるため現金等価物といえる。	義会計
6	自由選択性資金	実現	資本拘束性がある場合は原価評価、拘束性がなく	拡張された原価主
	(森田[1990, 1995])		利益の確実性があれば時価評価,拘束性はないが	義会計
			利益の確実性が無い場合は低価評価を原則とす	
			<b>వ</b> .	
7	金融資産	実現可能/	<認識≠実現>分離アプローチのもとで、その他	純利益=実現利
	(FASB[1984,	認識→実現	の包括利益として認識された利得は, 実現・清算	益,包括利益=認
	1985], 伊藤[1996])		時にリサイクリングが行われる。	識利益の区分計算
8	金融投資	リスクから	事業投資(原価評価)の成果(収益費用差額)と,	事業投資と金融投
	(企業会計基準	の解放	金融投資(時価評価)の成果(時価評価差額)は、	資の統一的な成果
	委員会[2006])		ともにリスク (投資の拘束) からの解放を規準と	計算,及びリサイ
			して統一的に把握できる。	クリングの適用
9	派遣分資産	狭義発生	派遣分資産のうち有価証券は時価、貸出金等は増	資産3分類(待機
	(笠井[2000])	(保有利	価で、ともに保有利得を測定する。派遣分資産(時	分・充用分・派遣
		得)	価・増価) は狭義発生主義として, 充用分資産(原	分)による測定属
			価)を含めて全体として発生主義で認識できる。	性の等価的併存
10	擬制資本	経済的利益	有価証券保有利得は「今売ればいくらの利益か」	実物経済と金融経
	(石川[2000])		という機会損失である。有価証券の時価変動差額	済の区分・再構成
			は経済的利益であり、会計利益とは異質である。	による成果計算

出所: 石川[2000]に紹介されている諸説を追加・編集して作成したものである。一覧性を 重視して誤解を恐れず極力少ない言葉で表現しているので注意されたい。もちろん, 誤謬・曲解等の誤りは筆者の責任である。とくに,「ビジョン・帰結」欄は筆者の想 定による表現であって,必ずしも論者が言及されているわけではない。

#### (4) 業績報告・財務諸表の表示問題への「展開」

有価証券の時価評価の問題は、当初は実現概念の拡張問題として論じられ、やがて純利益と包括利益という利益の二重化が進むと、純利益とはなにかという業績報告の問題として展開されてきた。利益観の違いが基礎となり、2000年代前半にはIASB/FASBの共同プロジェクトにおいて業績報告をめぐる議論が盛んに行われた。業績(会計責任)といえばそれは利益の測定問題になるし、たんに表示区分という問題であればその開示様式が主要な関心事になるが、結果的にこの議論は「財務諸表の表示」(IAS第1号)の問題として決着を見ている8。

わが国の概念フレームワークでは純利益一元観にたちつつ、国際的調和の観点から包括利益の開示を容認してきた。一元観であるからして、その他の包括利益項目(例えばその他の有価証券)のリサイクリングは必須である。クリーン・サープラス関係が維持されず、資本直入項目が非連携な状態に置かれると、純利益が企業価値推定の指標とならないためである。米国基準でも純利益に情報価値を見出している点は、同様である。これに対してIASBは包括利益一元観をとってきた。IASBには、実現・未実現区分は経営者に裁量の余地を残すだけである、という強い信念がある。包括利益一元観を正当化する立場からは、「情報セット・アプローチ」(どの構成要素を重要と見なすかの判断は情報利用者に委ねるとするアプローチ)が唱えられている。その場合でも、どういう情報をセットとして捉えるのかが問われるところだが、今のところその明確な言及はない。

BIS 規制を行うバーゼル銀行監督委員会は、いわゆるティア 1 (中核的自己資本) では自己資本に当期利益をふくめ、ティア 2 (補完的自己資本) では評価換算差額をふくめている。純利益と評価換算差額との間には、明確な序列がある。また、1 株当り純利益は PER とともに投資分析にとって基本情報である。純利益のほうを重要視するこのような一般的理解に対して、相変わらず IASB は否定的な姿勢である (窪田[2009]35-40 頁)。

FASB との調整の結果, IASB は包括利益一元化を「時期尚早」と判断し、純利益と包括利益の並列開示を認めているのが現状である。ただし、その他包括利益項目のリサイクリングに関しては個別基準をつうじて禁じており、たとえば売却可能有価証券の実現時のリサイクリングは行えないとしている。このようなリサイクリング(評価換算差額の売却損益への転換)の否定が進むと、「純利益=経常損益、その他包括利益=特別損益、包括利益=ボトムライン」というような見方(包括利益の純利益化)になるか、逆に、保有株式の評価損益や退職給付会計における数理計算上差違を当期損益に含めるような事態になると、「純利益=包括利益」というような見方(純利益の包括利益化)になる(荻原[2009]24頁)。いずれにしても、従来の純利益を無意味化しようという意図が見え隠れしているのである。

このように,こんにち財務諸表の表示問題は,純利益の測定問題を根底に秘めながら,

20

<sup>8</sup> FASB と IASB との議論の経緯は、藤井[2007]第6章を参照されたい。

もっぱら投資家への有用情報の多元的・多階層的開示のあり方として展開されているので ある。

#### 第4節 むすびにかえて

2011年5月に公表されたIFRS第13号「公正価値測定」は、SFAS第157号をほぼ受入れ、いわゆるレベル1(Mark to Market:活発な市場における無修正の相場価格)、レベル2(活発な市場における類似資産・負債の公表価格、不活発な市場における同一資産・負債の相場価格)、レベル3(Mark to Model:予測DCFや価格決定モデルを用いた理論価格:観察不能なインプット)という硬度分類を行い、すべての資産・負債(金融・非金融を問わず)にたいしてその適用可能性を検討している。非金融商品の適用対象項目を見ると、なるほどIASBが純資産簿価モデル(自己創設のれんの計上)に近づいていることが分かる。企業結合は結合時に被取得企業の非支配持分も公正価値測定を行う。有形固定資産・無形資産・投資不動産は再評価モデルをとっている場合は公正価値測定が適用され、生物資産、売却目的非流動資産、売却目的非継続事業は、常に公正価値測定が適用される。

IASB は公正価値や未履行契約のオンバランスという点では成功を収めつつあると見えるが、その論理の徹底のために実現区分や純利益(業績)の無意味化を推進してきた。その背景には、「もしも基礎となる経済事象が変動しやすい(volatile)ものであれば、報告される価値もまた変動しやすいことを予想すべきである。つまり、会計は『ありのままに伝える("tell it as it is")』べきである」(IASC[1997]chap. 5, par. 4.14)という画一的開示思考がある。国際機関として比較可能性の向上に尽力するという趣旨は広く理解されているが、それと公正価値一元化ということは全く別の問題である。現実には投資目的に応じた資産分類とマネジメントが行われているのであり、それを「ありのままに」反映するには投資目的別の会計処理が必要である。さらに国際機関としての立場からすれば、マネジメントの現実が業種や国・地域(市場の存在や水準)によって異なっていることも考慮に入れることが求められよう。

たとえば、先述の商社経営者の弁に見られるように、リスク回避指向の強い日本企業においては、公正価値開示の会計規制が企業行動の抑制・縮小につながりかねない。その経済的影響ゆえに、わが国のコンバージェンスには抵抗感が伴っているのである。他方、リターン獲得指向の強い米国では、同じ会計規制が過度な企業行動をもたらしやすい。90年代末の米国企業会計に対して、次のような警鐘が鳴らされていたことが、今更ながら思い出される。「投資家の注意を求める意味で貸借対照表の脚注で時価を開示する価値は認める。しかし、資産・負債の表示額を変え損益計算書まで変動の激しいものに置き換えてしまういまの時価主義はひさしを貸して母屋を取られた感じがする。架空の行為に基づいて、それをしていれば上がったと思われる利益を毎期報告することで、経営者が次第にゴーイング・コンサーンとしての経常的なオペレーションから異常なスペキュレーションに関心が

移ってしまうリスクがおおいにある。利益はあくまでも企業行動の Cash-to-Cash Cycle に基づくものであることを忘れてはならない」(井尻[1999]14頁)。この懸念が杞憂ではなかったことは、今ではよく知られている。ボラティリティの高さをストレートに示せばすべての問題解決につながるという考えは、すでに壁に突き当たっているといえる。

金融危機に学んだ IASB は、IFRS 第 9 号で事業モデル・テストをクリアする負債商品を償却原価での評価に切り替えた。あるいは減損の持つ純損益の増幅効果を緩和するために予想損失モデルにもとづく貸倒引当金の設定を検討するなど、公正価値会計のもたらす損益のボラティリティやプロシクリカリティへの対応策を模索しているようである。また、上述の公正価値測定に関しても、「市場における取引量や取引水準が大幅に減少した場合」という項目が加えられ、市場が不活発であったり秩序ある取引が成立していない場合には、取引価格に修正を加えたり、評価モデルの採用を行うことを認めている(宮治[2011]49-50頁)。これらの会計上の工夫が意味あるものかどうかは別途検討が必要であるが、たとえば「大恐慌時に後入先出法を採用した企業は倒産をまぬがれた」(平敷[2006]25頁)ことなど、過去の歴史のなかにも多くの教訓が残されていると思われる。会計には、そういう教訓が計算・開示構造にビルトインされているからこそ、統計とは区別されるのではないだろうか。

純資産簿価モデルの浸透が目立つとはいえ、現実の会計は混合評価アプローチによる会計である。測定論上は、「この混合測定アプローチによる測定概念を統合的かつ論理的に説明することが必要になる。これが説明できなければ、現在の重要な財務諸表……における加法性および減法性ならびに財務諸表の本質的な意味づけの問題」(上野[2011]49-50 頁)が、解決しない。会計利益(フロー)と純資産簿価変動差額(ストック)を加減した数値にどういう意味をもたせるのか。あるいは、その区分と連携をどのように図るのかといった問題は未だ残されたままである。

#### 参考文献

- FASB[1984], Statement of Financial Accounting Concepts No. 5, Recognition and Measurement in Financial Statements of Business Enterprises, FASB, 平松一夫・広瀬義州訳[2002]『FASB 財務会計の諸概念〈増補版〉』中央経済社。
- ———[1985], Statement of Financial Accounting Concepts No. 6, *Elements of Financial Statements*, FASB, 平松一夫・広瀬義州訳[2002]『FASB 財務会計の諸概念〈増補版〉』中央経済社。
- IASB[2001], Framework for the Preparation and Presentation of Financial Statements, IASB, IASC 財団編,企業会計基準委員会・財務会計基準機構監訳[2010]『国際財務報告基準(IFRS) 2010』中央経済社。
- ———[2009a], IFRS 9, Financial Instruments, IASB, IASC 財団編,企業会計基準委

- 員会・財務会計基準機構監訳[2010]『国際財務報告基準(IFRS) 2010』中央経済社。
- IASC[1997], Discussion Paper, Accounting for Financial Assets and Financial Liabilities, IASC, 国際会計基準委員会[1997]『金融資産及び金融負債の会計処理』日本公認会計士協会。
- 新井清光・白鳥庄之助[1991]「日本における会計の法律的及び概念的フレームワーク」 『JICPA ジャーナル』 435 号, 28-33 頁。
- 石川純治[2000]『時価会計の基本問題』中央経済社。
- ------[2002a]「ディスカッション・IXa」,斎藤静樹編『会計概念の基礎概念』中央経 済社,418-424 頁。
- -----[2002b] 「時価会計と資本利益計算の変容 (上)」 『経営研究』 第53巻第2号, 25-50 頁。
- ------[2002c] 「時価会計と資本利益計算の変容 (下)」 『経営研究』 第53巻第3号, 29-51 頁。
- -----[2008]『変貌する現代会計』日本評論社。
- 石原裕也[2008]『企業会計原則の論理』白桃書房。
- 井尻雄士[1999]「アメリカのファイナンシャル・レポーティング—新聞記事からみた最近 の諸問題とその動向」『企業会計』第51巻第10号, 4-14頁。
- 伊藤邦雄[1996]『会計制度のダイナミズム』岩波書店。
- 井上良二[1996]「市場性ある有価証券の性格とその測定」『JICPA ジャーナル』487 号, 54-59 頁。
- ------[2006]「混合測定属性会計モデルの合理性」『會計』第 170 巻第 6 号,33・47 頁。
- 上野清貴[2011]「公正価値概念の展開とその論理」『企業会計』第63巻9号,18-27頁。
- 荻原正佳[2009]「IASB/FASB の提案する財務諸表の表示のあり方の方向性」『企業会計』 第 61 巻第 12 号、18-25 頁。
- 笠井昭次[2000]「原価・時価・増価の統合の論理—発生主義会計の再構成—」『會計』第 157 巻第 1 号.37-50 頁。
- ——[2005] 『現代会計論』 慶應義塾大学出版会。
- 企業会計基準委員会[2006]討議資料『財務会計の概念フレームワーク』企業会計基準委員会。
- 草野真樹[2010]「金融負債の公正価値測定の動向と報告企業の信用状態の変化」『會計』第 178 巻第 4 号, 58-70 頁。
- -----[2010]「金融危機後の公正価値測定の動向とその特徴」日本会計研究学会スタディ・グループ(主査 藤井秀樹)『会計制度の成立根拠と GAAP の現代的意義〔最終報

- 告〕』日本会計研究学会、37-60頁。
- 熊谷五郎[2010]「金融商品会計基準の改訂と金融規制改革」『企業会計』第 62 巻第 4 号, 45-52 頁。
- 窪田真之[2009]「財務諸表の表示変更が投資家に及ぼす影響」『企業会計』第 61 巻第 12 号、35-40 頁。
- 黒澤 清[1984]「企業会計原則の歩み」『企業会計』第36巻第1号,4-11頁。
- 斎藤静樹編[2002]『会計概念の基礎概念』中央経済社。
- 澤邊紀生[1998]『国際金融規制と会計制度』晃洋書房。
- 嶌村剛雄[1989]『会計学一般原理』白桃書房。
- 白鳥栄一[1995]「伝統的原価主義会計の矛盾」『企業会計』第47巻第1号,31-36頁。
- 田中健二[2010]「金融商品会計の国際的動向」『税経通信』第65巻第6号,49-56頁。
- 辻山栄子[2002]「利益の概念と情報価値(1)-実現の考え方-」斎藤静樹編[2002]『会計概念の基礎概念』中央経済社,349-374頁。
- ------[2006] 「会計における基礎概念の整合性と情報のレリバンス」『會計』第 169 巻 第 1 号, 1-19 頁。
- 角ヶ谷典幸[2006]「棚卸資産評価をめぐる諸問題」『企業会計』第 58 巻第 11 号, 34-41 頁。 津守常弘[2002] 『会計基準形成の論理』森山書店。
- 徳賀芳弘[2009]「公正価値会計の意味―概念の明確化と経済社会のインパクト―」(シャム・サンダー・山地秀俊編『日本のもの造り組織指向の会計と国際会計』神戸大学経済経営研究所,121-164頁。
- ———[2011] 「会計利益モデルと純資産簿価モデル―フロー・ベースからストック・ベースのパラダイム転換―」『企業会計』第 63 巻第 1 号, 93-102 頁。
- 早房長治[2001]『だれが粉飾決算をつくるのか』廣済堂出版。
- 平松一夫[2002]「概念フレームワークと会計基準」『企業会計』第54巻1号,24-29頁。
- 平敷慶武[2006]「棚卸資産評価法の本質観とクライテリオン」『企業会計』第 58 巻第 11 号, 18-27 頁。
- 藤井秀樹[1996]「金融商品の会計基準(草案)に見る『会計の情報化』―その現代的特徴と方向」安藤英義編『会計フレームワークと会計基準』中央経済社,254-276頁。
- ------[1997] 『現代企業会計論―会計観の転換と取得原価主義会計の可能性―』森山書店。
- --------[2007]『制度変化の会計学―会計基準のコンバージェンスを見すえて』中央経済 社。
- 宮治哲治[2011]「IFRS13 号の金融商品への適用による影響」『企業会計』第 63 巻第 9 号, 38-51 頁。
- 森川八洲男[1995]「情報開示と原価主義会計の展開」『企業会計』第 47 巻第 1 号, 52-58 頁。

森田哲彌[1990]「企業会計原則における収益(利益)認識基準の検討」『企業会計』第 42 巻第1号, 18-24頁。

-----[1995]「原価主義会計の再検討」『企業会計』第 47 巻第 1 号, 25·30 頁。 山地秀俊・鈴木一水・梶原晃・松本祥尚 [1994]『日本的企業会計の形成過程』中央経済 社。

(奥村 陽一)

# 第3章 資産負債アプローチと会計計算構造 一会計観の変更と複式簿記システムの変容一

#### 第1節 はじめに

米国財務会計基準審議会 (FASB) は 1973 年に設立された直後から,最重要課題として概念フレームワーク・プロジェクトに取り組み, 1976 年 12 月に討議資料『財務会計および財務報告のための概念フレームワークに係わる問題の検討:財務諸表の構成要素およびそれらの測定』(FASB[1976])を公表した。そしてそこにおいて,会計観(利益観)として財務諸表の連携を前提とする資産負債アプローチと収益費用アプローチ,かかる連携を前提としない非連携アプローチの3つを取り上げ,それぞれについて詳細に検討を行うと共に,それを受ける形でそれぞれのアプローチに基づく財務諸表構成要素すなわち資産,負債,資本,利益,収益,費用,利得,損失の定義が展開されていた。

そしてその成果として、FASB は 1978 年から 1985 年にかけて 6 つの財務会計概念書 (SFACs) を公表し、そこにおいて、収益費用アプローチから資産負債アプローチに会計 観の変更が図られていたのである。とはいえ、FASB は、測定属性については、現行の会計実務を単一の属性に基づいているものというよりもむしろ異なる属性に基づいているものと見ており、そのことから、単一の属性を選択し、あらゆる種類の資産および負債にかかる単一の属性を用いるように実務の変更を強いることよりも、むしろ異なる属性が引き続き用いられることを提案する(FASB[1984]par. 70)としていた。すなわち、当初は形式的にかかる会計観の変更が図られていたにすぎず、実質的には現行会計実務の容認に終始するという結果となっていたのである(高須・他[1991]98 頁)。しかし、その後、FASBは 2000 年 2 月に SFAC 第 7 号 『会計測定におけるキャッシュ・フロー情報および現在価値の利用』を公表し、そこにおいて測定属性として公正価値の採用を規定している (FASB[2000]par. 25)。

そこで、本章においては、かかる会計観の変更によりその複式簿記システムにいかなる変容が生じることになったのかということを明らかにするという問題意識のもとに、まず収益費用アプローチおよび資産負債アプローチにおける利益測定モデルについて、次に収益費用アプローチおよび資産負債アプローチにおける会計計算構造について検討することにする。そしてそれを受けて、収益費用アプローチおよび資産負債アプローチにおける複式簿記システムについて考察することによって、会計観の変更に伴う複式簿記システムの変容について検討することにする。

FASB1976 年討議資料において、資産負債アプローチおよび収益費用アプローチはそれ ぞれ次のように説明されている。

資産負債アプローチにおいては、一定期間における営利企業の正味資源の増加測定値を利益とみなしており、一義的には、利益を資産・負債の増減額として定義している。したがって、利益の積極要素―収益―は当該期間における資産の増加および負債の減少として定義され、利益の消極要素―費用―は当該期間における資産の減少および負債の増加として定義される。すなわち、資産および負債―企業の経済的資源および将来他の実体(個人を含む)に資源を引き渡す企業の義務の財務的表現―が当該アプローチの鍵概念となる。そしてそのことから、資産・負債の属性および当該属性の変動を測定することが、財務会計における基本的な測定プロセスとみなされる。その結果、その他の財務諸表構成要素―所有主持分または資本、利益、収益、費用、利得、損失―のすべてが、資産・負債の属性測定値の差額または属性測定値の変動額として測定されることになる1(FASB[1976]par. 34)。

一方、収益費用アプローチにおいては、アウトプットを獲得しそれを利益を得て販売することを目的としてインプットを活用する企業の活動成果の測定値を利益とみなしており、一義的には、利益を一定期間の収益・費用差額と定義している。すなわち、収益および費用ー企業の利益稼得活動におけるアウトプットおよびインプットの財務的表現ーが当該アプローチの鍵概念となる(FASB[1976]par. 38)。そしてそのことから、収益・費用を測定すること、ならびに一定期間における努力(費用)と成果(収益)を関連づけるために収益・費用認識の時点調整を行うことが、財務会計における基本的な測定プロセスとみなされる(FASB[1976]par. 39)。その結果、資産・負債の測定は、一般的には、利益測定プロセスの必要性によって規定されるのであり、当該アプローチに基づく貸借対照表は、企業の経済的資源あるいは他の実体に資源を引き渡す義務を表わさない項目を資産・負債またはその他の要素として記載することがある(FASB[1976]par. 42)。

したがって、資産負債アプローチにおいては、基本的思考として財貨動態が想定されていることになる。そのことから、取引の認識・測定にあたっては、まず認識対象として個別財貨の数量的変動が把握され、そしてその後に利益計算の観点からそれを共通尺度たる貨幣に変換するという認識・測定構造を有しているといえる。言い換えると、ここにおいては財貨数量の変動のみならず測定属性の変動も取引として認識されることになるため、取引が資産・負債の属性測定値の変動に基づいて連続的に把握されることになると共に、

<sup>1</sup> ただし、正味資産(所有主持分または資本)の増減のすべてが必ずしも利益となるわけではない。例えば、資本拠出、資本引出、過年度損益修正は一定期間における資本の増減をもたらすが当該期間の利益にはならない(FASB[1976]par. 36)。

すべての財貨を共通尺度たる貨幣に変換するという過程すなわち評価過程が必要となる。 そこで、測定属性の選択問題が生じることになるが、ここにおいては、測定属性として将来キャッシュ・フローの現在価値が想定されていると思われるのである(高須[1998]246-247頁)。

一方、収益費用アプローチにおいては、基本的思考として貨幣動態が想定されていることになる。そのことから、取引の認識・測定にあたっては、認識対象として現金の数量的変動(現金収支)が把握されると同時にそれによって測定が行われるという認識・測定構造を有しているといえる。言い換えると、ここにおいては認識と測定を切り離すことができず、評価の問題は生じないのである。したがって、ここにおいては、その測定属性として個別取引の取引時点における取引価額(歴史的原価)が採用されることになる。しかしその一方で、現金数量の変動のみが取引として認識されることから、また、現金収支の有している特性すなわち現金支出(現金収入)は現金収入(現金支出)によって解消されるという特性から、取引が資産・負債(現金数量)の変動に基づいて非連続的に把握されるという特性から、取引が資産・負債(現金数量)の変動に基づいて非連続的に把握されることになる。そのために、資金の投下過程から回収過程への変換点(特異点)の認識が必要になる。しかも、ここにおいては取引の時点制約性が存在しないことから、利益計算において見越・繰延の操作を行うことによって過去の現金収支および将来の現金収支を無限定に操作することが可能となる。そのことから、収益費用アプローチにおいては、かかる操作性(恣意性)を排除するために収益および費用の認識基準として収益実現原則および費用対応原則の採用が行われているのである(高須[1998]247-248頁)。

そこで、上記の検討結果に基づいて収益費用アプローチおよび資産負債アプローチの認識・測定構造を図示すると図表 3·1 のようになる。

(認識対象) (貸借対照表) (損益計算書) (認識=測定対象) 資産 収益 現金 個別 . 財貨 (測定) (実現) 収支  $\mathcal{O}$ 負債 費用  $\mathcal{O}$ 数量的  $\mathcal{O}$  $\mathcal{O}$ (対応) 数量的 変動 変動 発生 変動

図表 3-1 収益費用アプローチおよび資産負債アプローチの認識・測定構造

備考: → は資産負債アプローチにおける, --> は収益費用アプローチにおける 認識・測定構造を示している。

#### 第3節 収益費用アプローチおよび資産負債アプローチにおける会計計算構造

#### (1) 収益費用アプローチにおける会計計算構造

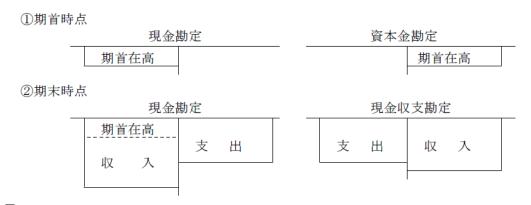
収益費用アプローチにおいては、まず過去、現在および将来の収入を「実現原則」に基づいて収益として認識すると共に、その後に「対応原則」に基づいてかかる収益を稼得するために行われた過去、現在および将来の支出を費用として認識するという基本構造を有している。しかもそのために、ここにおいては過年度の収入および支出の繰延処理、当年度の収入および支出の収益・費用処理、将来年度の収入および支出の見越処理を通じて収益および費用の認識・測定が行われることになるのである。そこでまず、かかる収益および費用の認識・測定構造を図示すると、図表 3-2 のようになる 2。

見越処理 間 収 期 間 収 繰延処理 (収入・未支出)(収入・未収益) (収益・収入) (収益・未収入) 見越処理 間 支 出 間 用 期 費 繰延処理 (支出・未収入)(支出・未費用) (費用・支出) (費用・未支出)

図表 3-2 収益および費用の認識・測定構造

そしてここにおいて、当該期間の取引(資本取引を除く)を「現金勘定」と「現金収支 勘定」のみを用いて記帳するシステムを措定すると、当該諸勘定は図表 3-3 のようになる 3。

図表 3-3 現金勘定および現金収支勘定



<sup>2</sup> ここにおいては、簡単化のため資本取引は存在しないものとする。

<sup>3</sup> 資本取引については、「現金勘定」と「資本金勘定」を用いて記帳されることになる。

次に、上記の「現金収支勘定」を繰延処理および見越処理に基づいて修正することによって「損益勘定」を創り出すことにする。そしてその場合には、「現金勘定」もそれに対応する形で変形されることになり、かかる変形後の「現金勘定」と「資本金勘定」に基づいて「残高勘定」を作成すると図表 3-4 のようになる。

現金勘定 現金収支勘定 支 支 出 収 期首在高 出 入 入 収入・未支出 収入・未支出収益・未収入 収 収入・未収益 支出・未収入 収益・未収入 収入·未収益 支出・未収入 費用・未支出 費用・未支出 支出・未費用 支出・未費用  $\Downarrow$  $\downarrow$ 残高勘定 損益勘定 現金 (期末) 収入·未収益 出 収 入 収益・未収入 |収入・未支出 収入・未支出 収益・未収入 支出・未収入 費用・未支出 収入・未収益 支出・未収入 支出・未費用 費用・未支出 支出・未費用 資本金 (期首) 用) (収 益) (費

図表 3-4 現金勘定および現金収支勘定の変形

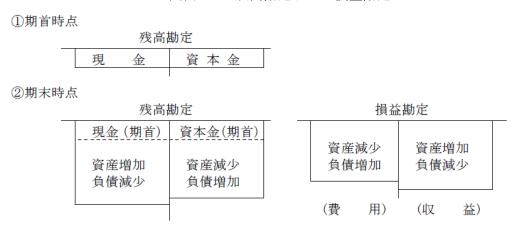
したがってこのことから、収益費用アプローチにおける「残高勘定」においては、資産項目のうち、(1)収益・未収入項目については将来の収入額に基づいて、(2)支出・未収入項目については過去の支出額または将来の収入額に基づいて、また、(3)支出・未費用項目については過去の支出額に基づいて計上されることになり、一方、負債項目のうち、(4)収入・未収益項目については過去の収入額に基づいて、(5)収入・未支出項目については過去の収入額または将来の支出額に基づいて、また、(6)費用・未支出項目については将来の支出額に基づいて計上されることになるといえる。しかもそのことは、「損益勘定」において、当該期間における現金収支を出発点として、それに見越および繰延の会計処理を行うことによって純利益の算定が行われた結果として生じているのである。

## (2) 資産負債アプローチにおける会計計算構造

資産負債アプローチにおいては、まず財貨(経済的資源および義務)の数量的変動を把握し、その後にそれを共通尺度たる貨幣に変換することによって資産および負債の変動ならびに収益および費用の発生として認識するという基本構造を有している。言い換えると、ここにおいては財貨数量の変動のみならず測定属性の変動も取引として認識されることになるのである。

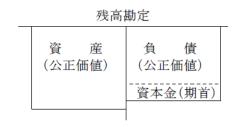
そこでここにおいて、当該期間の取引(資本取引を除く)を「残高勘定」と「損益勘定」 のみを用いて記帳するシステムと措定すると、当該諸勘定は図表 3-5 のようになる 4。

図表 3-5 残高勘定および損益勘定



しかも、資産負債アプローチにおいては、資産および負債の変動が将来キャッシュ・フローの現在価値(SFAC 第7号に基づけば公正価値)を測定属性として測定されることから、資産負債アプローチにおける「残高勘定」は図表 3-6 のように解釈されることになる。そして、「損益勘定」においては、かかる結果を受けて、当該期間における損益取引に係わる資産項目および負債項目の変動に基づいて純利益の算定が行われることになるのである。

図表 3-6 資産負債アプローチにおける残高勘定の解釈



第4節 収益費用アプローチおよび資産負債アプローチにおける複式簿記システム

FASB は 1976 年討議資料において、収益費用アプローチおよび資産負債アプローチを共に連携財務諸表を前提とする利益測定アプローチと捉えており (FASB[1976]par. 33)、しかも複式記入発生主義会計は連携を定式化したものである (FASB[1976]par. 82) と述べている。そこで、ここにおいては、収益費用アプローチおよび資産負債アプローチにお

<sup>4</sup> 資本取引については、「現金勘定」と「資本金勘定」を用いて記帳されることになる。

ける複式簿記システムについて検討することにする。

### (1) 収益費用アプローチにおける複式簿記システム

収益費用アプローチにおいては、貨幣動態が想定されていることから、現金数量の変動 (現金収支)に基づいて一次認識 (取引仕訳)が行われることになる。そしてその後に、二次認識 (決算仕訳)において収益・費用の測定および一定期間における努力 (費用)と成果 (収益)を関連づけるための収益・費用認識の時点調整が行われる (FASB[1976]par. 39)ことになる。すなわち、ここにおいて見越・繰延の手続が行われることになるのである。

そのことから、ここにおいては、その記帳にあたって次の2つの仕訳を思考することができる。そしてそのことを、設例(設例1)に基づいて示したのが、図表3-7である。

# [設例 1]

- ①商品 10 個を購入して, 現金 3,000 円を支払った。
- ②上記商品 6 個を販売して、現金 2,400 円を受け取った。
- ③決算日に、上記商品4個を在庫していた。

図表 3-7 仕訳例示(収益費用アプローチ)

[仕訳例示 1]				
① (借) 支出	3,000	(貸) 現金	3,000	
② (借) 現金	2,400	(貸) 収入	2,400	
③ (借) 商品支出	1,200	(貸) 支出	1,200	
[仕訳例示 2]				
①(借)商品支出	3,000	(貸) 現金	3,000	
② (借) 現金	2,400	(貸) 商品収入	2,400	
③(借)商品収入	2,400	(貸) 収入	2,400	
(借) 支出	1,800	(貸) 商品支出	1,800	

仕訳例示1においては、取引仕訳にあたって認識対象である現金数量の変動に基づいて収入・支出の記帳が行われている。そしてその後、決算仕訳にあたって、利益計算の観点からその修正計算、すなわち在庫商品に対応する現金(支出)の戻し記帳が行われている。したがって、ここにおける「商品支出」勘定(資産勘定)は「商品」そのものを表わしているのではなく、「商品に投下された現金」を表わしているのである。そのことから、ここにおいては、すべての取引が「現金(資産・負債・資本)の系列」と「現金収支(収益・費用)の系列」により二面的に把握されると共に、現金収支に基づいて分類的に認識されているといえるのである。

それに対して、住訳例示2においては、取引仕訳にあたって認識対象である現金数量の変動に基づいて相手勘定である資産および負債の記帳が行われている。したがって、ここにおける「商品支出」勘定(資産勘定)は「商品に投下された現金」を、また「商品収入」勘定(負債勘定)は「商品から回収された現金」を表わしているのである。そしてその後、決算仕訳にあたって、利益計算の観点からその修正計算、すなわち当該期間における「商品の販売(費消)」に対応して実現原則に基づく収益の認識(「商品収入」勘定の「収入」勘定への振替)と対応原則に基づく費用の認識(「商品支出」勘定の「支出」勘定への振替)が行われている。そのことから、ここにおいても「現金(資産・負債・資本)の系列」と「現金収支(収益・費用)の系列」により二面的に把握されているのであるが、そのことは利益計算の観点から決算仕訳において現れてくるのみであり、取引仕訳においては現金収支に基づいてそれと因果的に認識されているといえるのである。

# (2) 資産負債アプローチにおける複式簿記システム

資産負債アプローチにおいては、財貨動態が想定されていることから、財貨数量の変動に基づいてまず認識が行われ、その後、利益計算の観点から貨幣額に変換されることになる。したがって、ここにおいては財貨数量の変動のみならず測定属性の変動も取引として一次認識(取引仕訳)されることになると共に、利益計算の観点から二次認識(決算仕訳)として見越・繰延の手続を行う必要はない。しかも、資産負債アプローチにおいては、収益が当該期間における資産の増加および負債の減少に基づいて、また、費用が当該期間における資産の減少および負債の増加に基づいて定義されていると共に、資産・負債の属性および当該属性の変動を測定することが基本的な測定プロセスとみなされている(FASB[1976]par. 34)。

そのことから、ここにおいては、その記帳にあたって次の2つの仕訳を思考することができる。そしてそのことを、設例(設例1)に基づいて示したのが、図表3-8である。

仕訳例示3においては、取引仕訳にあたって認識対象である財貨変動の貨幣変換額(資産および負債の変動)に基づいて収益および費用の記帳が行われている。そのことから、ここにおいては、すべての取引が「資産・負債・資本の系列」と「収益・費用の系列」により二面的に把握されると共に、財貨変動の貨幣変動額に基づいて分類的に認識されているといえるのである。

それに対して、仕訳例示 4 においては、財貨変動の貨幣変換額が因果的に認識されているようにみえる。しかし、これらの仕訳も収益勘定と費用勘定の相殺が行われることによりそれが純額で記帳されていることから生じた仕訳であるといえる。したがって、ここにおいても「資産・負債・資本の系列」と「収益・費用の系列」により二面的に把握される

34

<sup>5</sup> 因果的複式簿記および分類的複式簿記については、井尻[1976]121-126 頁を参照されたい。

と共に、財貨変動の貨幣変動額に基づいて分類的に認識されているといえるのである。

[仕訳例示 3]				
① (借) 商品	3,000	(貸) 収益	3,000	
(借)費用	3,000	(貸)現金	3,000	
② (借) 現金	2,400	(貸) 収益	2,400	
(借)費用	1,800	(貸) 商品	1,800	
3	(仕	訳なし)		
[仕訳例示 4]				
① (借) 商品	3,000	(貸)現金	3,000	
② (借) 現金	2,400	(貸) 商品	1,800	
		(貸)収益	600	
3	(仕	訳なし)		

図表 3-8 仕訳例示(資産負債アプローチ)

### (3) 会計観の変更による複式簿記システムの変容

上記における検討から、収益費用アプローチにおける複式簿記システムにおいても資産 負債アプローチにおける複式簿記システムにおいても共に、「資産・負債・資本の系列」と 「収益・費用の系列」により二面的に把握されていることが明らかになった。言い換える と、いずれのアプローチにおいても「純利益」を結節点とする複式簿記システムが採用さ れており、その意味では、基本的に同型性を有しているといえるのである。

しかし、収益費用アプローチに基づく仕訳例示1においては、ここにおいて分類的複式 簿記が採用されていることから、「収益・費用(現金収支)の系列」については総額による 記帳がなされているが、「資産・負債・資本(現金)の系列」については総額による記帳が なされている「現金」項目を除き純額による記帳しか行われていない。それに対して、仕 訳例示2においては、取引仕訳にあたり因果的複式簿記が採用されていることから、「資 産・負債・資本(現金)の系列」については「現金」項目のみならず総額による記帳がな されているが、「収益・費用(現金収支)の系列」については純額による記帳しか行われて いないのである。

一方、資産負債アプローチに基づく仕訳例示3においては、ここにおいて分類的複式簿記が採用されていることから、「資産・負債・資本の系列」についても「収益・費用の系列」についても、総額による記帳が行われている。それに対して、仕訳例示4においては、分類的複式簿記が採用されているものの、そこにおいては収益勘定と費用勘定の相殺が行われていることから、「資産・負債・資本の系列」については総額による記帳がなされているが、「収益・費用の系列」については純額による記帳しか行われていないのである。

したがって、収益費用アプローチから資産負債アプローチへの会計観の変更に伴い仕訳

例示3のような複式簿記システムが採用される場合には、現行の複式簿記システムに変更が生じることになる。しかし、そこにおいて仕訳例示4のような複式簿記システムが採用される場合には、従来採用されてきた複式簿記システムが仕訳例示2と類似のものと考えられることから、現行の複式簿記システムに大きな変更がもたらされることはないといえるのである。

#### 第5節 おわりに

以上において、収益費用アプローチから資産負債アプローチへの会計観の変更により複式簿記システムにいかなる変容が生じることになったのかということを明らかにするという問題意識のもとに、まず収益費用アプローチおよび資産負債アプローチにおける利益測定モデルについて、次に収益費用アプローチおよび資産負債アプローチにおける会計計算構造について検討した。そしてそれを受けて、収益費用アプローチおよび資産負債アプローチにおける複式簿記システムについて考察することによって、かかる会計観の変更に伴う複式簿記システムの変容について検討してきた。

その結果、収益費用アプローチにおける複式簿記システムにおいても資産負債アプローチにおける複式簿記システムにおいても共に、「資産・負債・資本の系列」と「収益・費用の系列」により二面的に把握されていることから、基本的には同型性を有していることが、また、収益費用アプローチから資産負債アプローチへの会計観の変更に伴い現行の複式簿記システムに変更がもたらされる場合も、変更がもたらされない場合もあることが、明らかになった。

## 参考文献

- FASB[1976], Discussion Memorandum, An Analysis of Issues Related to Conceptual Framework for Financial Accounting and Reporting: Elements of Financial Statements and Their Measurement, FASB, 津守常弘監訳[1997]『FASB 財務会計の概念フレームワーク』中央経済社。
- ———[2000], Statement of Financial Accounting Concepts No. 7, *Using Cash Flow Information and Present Value in Accounting Measurements*, FASB, 平松一夫・広瀬義州訳[2002]『FASB 財務会計の諸概念〈増補版〉』中央経済社。
- 石川純治[2011]『複式簿記のサイエンス―簿記とは何であり、何でありうるか―』税務経 理協会。

井尻雄士[1976] 『会計測定の理論』東洋経済新報社。 高須教夫[1996] 「FASB 概念フレームワークにおける簿記計算システムの展開―資産負債 アプローチと収益費用アプローチ―」日本簿記学会簿記理論研究部会(部会長 土方久) 『簿記における利益計算システムの研究〔最終報告〕』日本簿記学会,35-44頁。 ——[1998] 「FASB 概念フレームワークにおける利益概念の錯綜―包括利益と稼得利

------[1998]「FASB 概念フレームワークにおける利益概念の錯綜―包括利益と稼得利益―」山地秀俊編『原価主義と時価主義』神戸大学経済経営研究所, 243-260 頁。

―――[2000]「会計観の変更と複式簿記システム―収益費用アプローチと資産負債アプローチー」日本簿記学会簿記理論研究部会(部会長 高須教夫)『複式簿記システムの拡張可能性とその限界[最終報告]』日本簿記学会,80·87頁。

------[2005]「会計観の変更と財産管理機能の変質」『研究資料』(兵庫県立大学) 第 193号, 1-11 頁。

——[2011]「複式簿記とキャッシュ・フロー計算書—因果的簿記と分類的簿記—」『日本簿記学会年報』第 26 号, 37-47 頁。

-----・藤井秀樹・浦崎直浩・原陽一・山地範明・冨増和彦[1991]「FASB 概念フレームワークにおける基本問題―定義・認識・測定をめぐって―」『産業経理』第51巻第3号,94-98頁。

(高須 教夫)

#### 第4章 財務報告の目的

# 第1節 はじめに

本章は、米国財務会計基準審議会(以下、FASBと表記する)と国際会計基準審議会(以下、IASBと表記する)による共同プロジェクトの一つである概念フレームワークの見直しに関する成果(財務報告の目的)について検討することを主たる目的とするものである。ここで、検討の対象としているのは、次の文献である。

FASB, Statement of Financial Accounting Concepts No. 8, Chapter 1, The Objective of General Purpose Financial Reporting, and Chapter 3, Qualitative Characteristics of Useful Financial Information, September 2010.

財務会計概念書第8号は、FASBとIASBが共同で進めてきた概念フレームワークの見直し作業のうち、その作業が終了した一般目的財務報告の目的と有用な財務情報の質的特性を収録したものである。その構成は次の通りである。

第1章 一般目的財務報告の目的

#### 序論

一般目的財務報告の目的、有用性、および限界

報告エンティティの経済的資源、請求権、経済的資源と請求権の変動

経済的資源と請求権

経済的資源と請求権の変動

発生主義会計が反映する財務的業績

過去のキャッシュ・フローが反映する財務的業績

財務的業績から生じない経済的資源と請求権の変動

付録・第1章の結論の背景

第2章 報告エンティティに関する章 (未完)

第3章 有用な財務情報の質的特性

序論

有用な財務情報の質的特性

基本的資質的特性

目的適合性

重要性

忠実な表現

基本的質的特性の適用

補強的質的特性

比較可能性

検証可能性

適時性

理解可能性

補強的質的特性の適用

有用な財務情報に対するコストの制約条件

付録・第3章の結論の背景

以下においては,第1章の一般目的財務報告の目的について,適宜,結論の背景に言及 しながらその概要を明らかにしたい。

# 第2節 概念フレームワークの意義

FASB は、財務会計概念書第8号が、これまで公表されてきた一連の財務会計および財務報告に関する概念フレームワークの1部をなし、概念書第1号「営利企業の財務報告の目的」(FASB[1978])ならびに同第2号「会計情報の質的特性」(FASB[1980])に置き換わるものであると指摘している。また、検討中である概念フレームワークの他のフェーズについて、完了したものから順次第8号に章単位で追加され、同時に該当する過去の概念書が廃止されることになると述べられている(FASB[2010]序文)。

また、FASB[2010] (序文) は、概念書の果たす役割について次のように述べている。概念書は、財務会計および財務報告の指針の開発のための基準 (basis) となる目的 (objectives) および基礎概念 (fundamental concepts) を記述することを意図したものである。目的は、財務報告の目標 (goals) と目的 (purposes) を規定する。基礎概念とは、財務会計の基礎概念を意味し、次の手続きの指針となる概念のことである。

- 1. 説明責任の対象となるべき取引その他の事象および状況の選択
- 2. 選択された取引その他の事象および状況の認識と測定
- 3 その結果を要約しそして利害関係者へ伝達する手段

それらを基礎概念と呼ぶのは、会計指針および報告指針を設定し、解釈し、適用すると きに、それらの概念から導き出される他の概念に依存し、またそれらに繰り返し言及する ことが必要となるからである。

概念フレームワークは、相互に関連する目的と基礎概念の首尾一貫した理論体系を意味している。その目的と基礎概念は、財務会計および財務報告の本質、機能、限界を記述する。概念フレームワークは、偏向のない財務情報および関連する情報の提供を促進できるように、財務会計と財務報告に構造と方向を与え、公益に資することを意図している。そのような情報は、資本市場その他の市場を支援し、経済と社会における希少資源の配分が

効率的に行われるようにすることが期待される。目的の設定と基礎概念の明確化は、財務会計および財務報告の問題を直接的に解決するものではない。むしろ、目的は方向を示し、基礎概念は問題解決のためのツールである(FASB[2010]序文)。

# 第3節 概念フレームワークの利用者

概念書が提供する指針の最も直接的な利用者は FASB 自身である。概念書は、FASB にとって、会計指針と財務報告の指針を開発するための基準(guide)として役に立つ。概念書は、FASB が代替案のメリットを検討するための共通の土台や根拠を提供するからである。

FASB が指針を開発するために用いる目的および基礎概念に関する知識は、GAAP によって影響を受ける人々、それに関心がある人々が、財務会計および財務報告が提供する情報の目的、内容、特徴をよりよく理解することを可能にするものである。その知識は、財務会計および財務報告の有用性や信頼性を高めるものと期待される。目的と基礎概念は、適用できる権威ある意見書がないときに、財務会計および財務報告の新しいまたは台頭してきた問題を分析するときの何らかの指針を提供することができる(FASB[2010]序文)。概念フレームワークは、FASB 会計基準の一部ではない。むしろ、概念書は、将来の財務会計実務の指針の基礎であり、現行の指針や実務を評価するための基礎として役立つものである。現行の GAAP は、ある部分において、概念書の目的や基礎概念から導き出されるものと矛盾するところがあることを把握している。しかし、概念書は、次のことを求め

- るものではない (FASB[2010]序文)。 (1) 現行の米国 GAAP の変更
  - (2) 会計基準の改訂, 部分修正, 解釈
  - (3) 現行の一般に認められた財務会計実務および財務報告実務を変更すること、または、概念書の目的および基礎概念に関する個人的解釈に基づいて会計基準を解釈することのいずれかを正当化すること

概念書は、公表財務報告書における財務諸表外に財務情報を開示するための GAAP を設定することはしない。また、FASB の手続きルールに従って、概念書の修正、廃止、撤回が行われる。

#### 第4節 一般目的財務報告の目的と利用者

一般目的財務報告の目的が、概念フレームワークの基礎(foundation)を形成する。概念フレームワークを構成する次の諸要素は、目的から論理的に導かれるものである(FASB[2010]par. OB1)。

(1) 報告エンティティ概念

- (2) 有用な財務情報の質的特性
- (3) 有用な財務情報に対する制約条件
- (4) 財務諸表の諸要素
- (5) 認識・測定・表示・開示

概念書第8号では,以上を前提に,一般目的財務報告の目的を次のように規定している。

「一般目的財務報告の目的は、現在および潜在的な投資者、資金提供者、その他の債権者が報告エンティティに対する資源提供の意思決定を行うときに、それらの利用者にとって有用となる当該エンティティに関する財務情報を提供することである」(FASB[2010]par. OB2)。

それらの利用者の意思決定には、持分商品や負債商品の取得、売却、保持、資金の貸付や返済、そしてその他の形態の与信意思決定などがある。その意思決定の本質は、将来の正味キャッシュ・インフローに関するエンティティの予測(prospect)を評価することにあり、そのために、エンティティの経済的資源およびエンティティに対する請求権に関する情報、そして、エンティティの経営者および取締役会がエンティティの資源を利用する責任をいかに効率的かつ効果的に履行したかに関する情報が必要となると指摘されている。経営者による責任の履行についての情報は、また、経営者の行動に対する議決権を有する現在の投資者や経営者の行動に影響を与える現在の貸し手やその他の債権者の意思決定に対しても有用である(FASB[2010]par. OB4)。

周知のように、財務報告の目的に関する初期の議論において特筆すべき点は、利用者の投資意思決定、与信意思決定、これに類する資源配分の意思決定などの経済的意思決定に役立つ情報を提供することを重視し、受託責任を目的の中に明示しないことを決定したことである(IASB[2005a]par. 30)。しかし、結論としては、正式に、受託責任を目的の1つとすることを容認しているが、受託責任という用語を用いないことを決定し(FASB[2010]par. BC1.28)、上述のパラグラフ OB4 からの引用から知られるように、財務情報は、株主が取締役の選任または解任に関する議決権を行使するときの判断や経営陣が行った業務に対する報酬をどの程度にすべきかの判断を行うときの助けとなる。また、株主の意思決定プロセスには、同一の環境において競争相手の経営者と比較して如何に良好な業績を上げたのかに関する評価が含まれており、財務情報はその判断に対しても役立つものであるいった説明がなされている(FASB[2010]pars. BC1.25-BC1.28)。

次に、概念書第8号において、財務情報の主要な利用者を上記の3者に限定して明示した理由は次の通りである(FASB[2010]par.BC1.16)。

- (1) 現在および潜在的な投資者,資金提供者,およびその他の債権者は,財務報告書の情報に対して最も重要なかつ直接的なニーズを有しており,大多数の者は,報告エンティティに対して直接に情報を提供するように要求することができない。
- (2) FASBとIASBの責任は、資本市場の参加者のニーズに焦点を当てることであり、 その参加者には現在の投資者のみならず、潜在的な投資者も含むものであり、さ

らに現在および潜在的な資金提供者その他の債権者も含まれる。

(3) 特定の主要な利用者のニーズを満足させる情報は、株主のコンテキストで定義されるコーポレート・ガバナンスモデルに基づく法律およびすべてのタイプのステークホルダーのコンテキストで定義されるコーポレート・ガバナンスに基づく法律の双方で想定されている利用者のニーズを相当程度満足させる。

なお、リーマンショックを契機とした資本市場の混乱を理由に、規制当局の情報ニーズとして、資本市場の財務的安定性(国民経済または地域経済の安定性あるいは金融システムの安定性)の維持、財政政策決定者のニーズを検討する必要性、新しい財務報告基準の世界経済および金融システムの安定性に対する帰結を検討する必要性が、審議のプロセスで議論された(FASB[2010]pars. BC1.20-BC1.23)。

しかし、財務的安定性を維持するという観点は有用な情報を提供するという観点と矛盾する。財務的安定性を維持するために、資産および負債の価値の変動を財務諸表に反映させないもしくは遅延して反映させると言うニーズがあるが、それは投資者、資金提供者、その他の債権者のニーズを満たさなくなる。唯一の解決策は、有用な情報の提供という目的を廃止することであるが、FASBと IASB のミッションと相容れない。また、目的適合性と忠実な表現を有する財務情報は当該情報に対する利用者の信頼を改善し、財務的安定性の促進に貢献すると指摘し、結論として、利用者の中に規制当局を明示していない。

さらに、財務報告を一般目的として限定することは、上記(1)を理由としているが、情報技術の発展により、例えば XBRL を利用することにより、個別の利用者の情報ニーズを満たすようにカスタムメイドの報告書を調製することができるようになってきた。しかし、個別の利用者の情報ニーズを満たすようにシステムを設計・開発・運用することには費用が高くつき、利用者自ら報告書を調製することは今以上に会計に関する知識を求められることになるから不合理である。したがって、多様な利用者の情報ニーズを満足させる最も効率的でかつ効果的な方法は現在においても一般目的財務報告書であると指摘されている(FASB[2010]pars. BC1.5-BC1.7)。

また、財務報告の目的について、下の3タイプのエンティティで目的が異なるのではという議論があるが、それらのエンティティに投資している外部の情報利用者は投資目的が類似しており、したがって、FASBは一般目的財務報告の目的はすべてのエンティティにとって同一のもので良いと結論づけている。ただし、コストの制約条件やエンティティ間で活動に相違があるために、エンティティのタイプによって報告の差別化を行うことを容認することがある(FASB[2010]par. BC1.29)と述べている。

- (1) 小規模エンティティと大規模エンティティの目的の違い
- (2) 負債商品または持分商品が市場で取引されているエンティティとそうでないエンティティ
- (3) 株式が広く分散所有されているエンティティとそうでないエンティティ

## 第5節 一般目的財務報告書が提供する情報の内容

現在および潜在的な投資者,資金提供者,その他の債権者が,報告エンティティに対する資源提供の意思決定を行うときに有用となる財務情報を提供する手段が,一般目的財務報告書である。ただし,一般目的財務報告書は,現在および潜在的な投資者,資金提供者,その他の債権者が必要としている情報のすべてを提供しないし,また提供することはできない(FASB[2010]par.OB6)。また,一般目的財務報告書は,報告エンティティの価値を表示することを意図したものではない。しかし,一般目的財務報告書は,現在および潜在的な投資者,資金提供者,その他債権者が,報告エンティティの価値を見積もることを支援する情報を提供する(FASB[2010]par.OB7)。

現在施行される会計基準を見ると、財務報告書が提供する情報は、正確な記述と言うよりも、見積、判断、モデルに基づいた情報を提供している。概念フレームワークは、それらの見積、判断、モデルの基礎にある諸概念を規定する。それらの諸概念は、FASBと財務報告書の作成者が努力を傾注する到達点である。多くの目標がそうであるように、概念フレームワークが理想とする財務報告が完全に達成される可能性は高くない。少なくとも、短期間では到達できない。その理由は、取引その他の事象を分析する新しい方法を理解し、受入れ、実施するには時間がかかるからである。しかし、到達目標を規定することにより、財務報告書で提供される情報の有用性が改善され、そして進化するならば、到達目標を示すことは重要なことである(FASB[2010]par. OB11)。

# (1) 報告エンティティの経済的資源,請求権,資源および請求権の変動に関する情報

一般目的財務報告書は、報告エンティティの財政状態に関する情報を提供する。その情報は、報告エンティティの経済的資源および当該エンティティに対する請求権に関するものである。財務報告書は、また、報告エンティティの経済的資源と請求権を変動させる取引その他の事象の影響に関する情報も提供する。両方のタイプの情報とも報告エンティティへ資源を提供することについての意思決定に対して、有用なインプット情報を提供する (FASB[2010]par. OB12)。

経済的資源および請求権に関する情報が、意思決定にとって有用となるのは、報告エンティティの財務的な強度や脆弱性を見分けることを支援するから、具体的には当該エンティティの流動性や支払能力を評価することに役立つ。また、追加的な資金調達に対するニーズ、資金調達がどの程度うまくいくのかについて評価することにも役立つ。現在の請求権についての優先順位や支払条件についての情報は、報告エンティティに対して請求権を有している人々の間で将来のキャッシュ・フローがどのように配分されるのかを予測することに役立つ(FASB[2010]par. OB13)。

さらに、経済的資源およびそれに対する請求権に関する情報の表示に関して、次のよう

な言及がある。異なるタイプの経済的資源は、報告エンティティの将来のキャッシュ・フローに関する予測の評価にそれぞれ違った影響を及ぼす。一部の将来キャッシュ・フローは、売掛金のように、現在の経済的資源から直接に生じる。その他のキャッシュ・フローは、顧客への財またはサービスの生産および販売のために幾つかの資源を組み合わせて使用することで生じる。それらのキャッシュ・フローは個別の経済的資源(または請求権)と結びつけることはできなのであるけれども、財務報告書の利用者は報告エンティティの事業活動において利用可能な資源の性質や金額に関する情報を入手したいというニーズがある(FASB[2010]par. OB14)。

### (2) 経済的資源と請求権の変動に関する情報

報告エンティティの経済的資源と請求権の変動は、エンティティの財務的業績やその他の事象または取引から生じる。例えば、負債商品または持分商品の発行により経済的資源と請求権が変動する。報告エンティティからの将来キャッシュ・フローの予測を適切に評価するためには、利用者はこれらの変動の双方を区別することができなければならない(FASB[2010]par. OB15)。また、報告エンティティの財務的業績に関する情報は、エンティティが生み出したリターンが経済的資源のコストを上回るのかどうかを理解するのに役立つ。エンティティが生み出したリターンに関する情報は、報告エンティティの資源の効率的かつ効果的な利用を行う責任を、経営者が如何にうまく履行したかについて示すものである。そのリターンの変動可能性と構成要素に関する情報は、また、重要である。特に、将来キャッシュ・フローの不確実性を評価するときにその情報は重要となる。エンティティの過去の財務的業績に関する情報、そして、経営者がその責任を如何に履行したのかに関する情報は、通常、経済的資源に対するエンティティの将来のリターンを予測するときに役に立つ(FASB[2010]par. OB16)。

#### (3) 財務的業績の変動を計算する仕組み

概念書第8号では、期間計算を前提として、1会計期間における企業の財務的業績を計算する仕組みの1つとして発生主義会計(accrual accounting)と過去のキャッシュ・フローという2つの観点から以下の様な説明がなされている。

#### ①発生主義会計によって反映される財務的業績

発生主義会計は、取引およびその他の事象ならびに環境が、報告エンティティの経済的 資源に及ぼす影響を、それらの影響が生じる期間において表現するものである。そのよう な会計処理は、結果としてのキャッシュの収入および支出が発生する期間と関わりなく行 われる。発生主義会計が重要となるのは、報告エンティティの経済的資源と1期間のそれ らの変動に関する情報が、当該期間のキャッシュの収入および支出のみに関する情報と比 較すると、エンティティの過去の業績および将来の業績を評価するためのより良い基礎を 提供するからである (FASB[2010]par. OB17)。

ある会計期間のエンティティの財務的業績に関する情報は、投資者および債権者から直接に追加的資源を獲得したものを除いて、経済的資源と請求権の変動を反映した情報は、正味キャッシュ・インフローを生み出すエンティティの過去および将来の能力を評価するときに有用である。その情報は、利用可能な経済的資源を増加させた程度を示している。したがって、その情報は事業活動を通じて正味キャッシュ・インフローを生み出す能力を示しているのであって、投資者および債権者から直接に追加的資源を獲得した結果を示しているものではない(FASB[2010]par. OB18)。また、ある期間の報告エンティティの財務的業績についての情報は、また、市場価格の変動または利子率の変動といった事象が、エンティティの経済的資源および請求権をどの程度増加させたのか、あるいは、減少させたのかを示すことがある(FASB[2010]par. OB19)。

# ②過去のキャッシュ・フローによって反映される財務的業績

ある期間の報告エンティティのキャッシュ・フローに関する情報は、エンティティの正 味キャッシュ・インフローを生み出すエンティティの能力を評価することに役立つ。その 情報は、報告エンティティがキャッシュを如何に獲得しそして費消しているのかを示して いる。それには、負債の借入と返済、キャッシュによる配当、または投資者へのその他の 分配、そして流動性または支払能力に影響を及ぼすその他の要因に関する情報を含んでい る。キャッシュ・フローに関する情報は、報告エンティティの事業活動の理解、財務活動 および投資活動の評価、流動性または支払能力の評価、財務業績に関するその他の情報の 解釈に役立つものである(FASB[2010]par. OB20)。

#### (4) 財務的業績によらない経済的資源および請求権の変動

報告エンティティの経済的資源および請求権は、財務的業績以外の理由で変動することがある。例えば、株式の追加発行である。この種の変動に関する情報は、報告エンティティの経済的資源および請求権がなぜ変動したのかについて完全に理解することに役立つ。そして、将来の財務的業績に対するそれらの変動の含意を完全に理解することにも役立つ(FASB[2010]par. OB21)。

## 第6節 むすび

本章は、財務会計概念書第8号の第1章で扱われている一般目的財務報告の目的の全体 像を明らかにしたものである。それを図表4·1に要約することで本章のむすびとしたい。

図表 4-1 一般目的財務報告の目的の概要

SFAC 第 8 号(2010 年 9 月) 第 1 章 一般目的財務報告の目的		
対象	財務報告	
情報利用者	現在および潜在的な、投資者、資金提供者、その他の債権者	
目的	現在および潜在的な情報利用者の意思決定にとって有用となる報告エンティティに関する財務情報を提供すること	
情報ニーズ	将来の正味キャッシュ・インフローに対する企業の予測を評価するために、次のような情報ニーズがある。  ① エンティティの経済的資源およびエンティティに対する請求権に関する情報  ② 経営者・取締役会がエンティティの資源を利用する責任をいかに効	
	率的かつ効果的に履行したかに関する情報	
一般目的とする理由	多くの現在および潜在的な情報利用者は、情報を直接提供するように報告エンティティに要求することができない。そして、彼らは、必要な情報の多くについて一般目的財務報告書に依存しなければならない。結果として、彼らは、一般目的財務報告書の主要な利用者である。	
情報の内容	<ul> <li>一般目的財務報告書が提供する情報</li> <li>1. 報告エンティティの経済的資源および請求権</li> <li>2. 報告エンティティの経済的資源と請求権を変動させる取引その他の事象の影響に関する情報</li> <li>報告エンティティの経済的資源および請求権の変動</li> <li>1. 報告エンティティの財務的業績に関する情報は、エンティティが生み出したリターンの理解に役立つ。</li> <li>2. エンティティが生み出したリターンに関する情報は、資源の効率的かつ効果的な利用を行う責任を経営者が如何にうまく履行したかについて示す。</li> <li>3. そのリターンの変動可能性と構成要素に関する情報は、将来キャッシュ・フローの不確実性の評価にとって重要となる。</li> <li>4. エンティティの過去の財務的業績に関する情報は、通常、経済的資源への将来のリターンを予測するのに立つ。</li> </ul>	

## 参考文献

- FASB[1978], Statement of Financial Accounting Concepts No. 1, *Objectives of Financial Reporting by Business Enterprises*, FASB, 平松一夫・広瀬義州訳[2002] 『FASB 財務会計の諸概念〈増補版〉』中央経済社。
  ————[1980], Statement of Financial Accounting Concepts No. 2, *Qualitative*
- ------[1980], Statement of Financial Accounting Concepts No. 2, Qualitative Characteristics of Accounting Information, FASB, 平松一夫・広瀬義州訳[2002] 『FASB 財務会計の諸概念〈増補版〉』中央経済社。
- ———[2010], Statement of Financial Accounting Concepts No. 8, Conceptual Framework for Financial Reporting: Chapter 1, The Objective of General Purpose Financial Reporting, and Chapter 3, Qualitative Characteristics of Useful Financial Information, FASB.
- IASB[2005a], Conceptual Framework-Objectives of Financial Reporting: Stewardship and Accountability, Information for observers, IASB Meeting: 20 July, 2005, London (Agenda Paper 7).
- ———[2005b], Qualitative Characteristics 3: Relationship between Qualitative Characteristics, Information for observers, IASB Meeting: 20 July, 2005, London.
- ——[2005c], Qualitative Characteristics 5: The Process for Assessing Qualitative Characteristic, Information for observers, IASB/FASB Meeting: 25 October, 2005, Norwalk (Agenda Paper 6).
- ———[2005d], Discussion Paper, Measurement Bases for Financial Accounting Measurement on Initial Recognition, IASB.

浦崎直浩[2002]『公正価値会計』森山書店。

- 日本会計研究学会スタディ・グループ(主査 藤井秀樹)[2009]『会計制度の成立根拠と GAAPの現代的意義[中間報告]』日本会計研究学会。
- ———[2010] 『会計制度の成立根拠と GAAP の現代的意義 [最終報告]』日本会計研究 学会。
- 川村義則[2010]「財務報告の目的と財務報告情報の質的特性」『企業会計』第62巻第8号, 31-38頁。

(浦崎 直浩)

## 第1節 はじめに

本章は、米国財務会計基準審議会(以下、FASBと表記する)と国際会計基準審議会(以下、IASBと表記する)による共同プロジェクトの成果(有用な財務情報の質的特性)について検討することを主たる目的とするものである。ここで、検討の対象としているのは、次の文献である。

FASB, Statement of Financial Accounting Concepts No. 8, Chapter 1, The Objective of General Purpose Financial Reporting, and Chapter 3, Qualitative Characteristics of Useful Financial Information, September 2010.

財務会計概念書第8号は、FASBとIASBが共同で進めてきた概念フレームワークの見直し作業のうち、その作業が終了した一般目的財務報告の目的と有用な財務情報の質的特性を収録したものである。その構成は次の通りである。

第1章 一般目的財務報告の目的

序論

一般目的財務報告の目的、有用性、および限界

報告エンティティの経済的資源、請求権、経済的資源と請求権の変動

経済的資源と請求権

経済的資源と請求権の変動

発生主義会計が反映する財務的業績

過去のキャッシュ・フローが反映する財務的業績

財務的業績から生じない経済的資源と請求権の変動

付録・第1章の結論の背景

第2章 報告エンティティに関する章 (未完)

第3章 有用な財務情報の質的特性

序論

有用な財務情報の質的特性

基本的資質的特性

目的適合性

重要性

忠実な表現

基本的質的特性の適用

補強的質的特性

比較可能性

検証可能性

適時性

理解可能性

補強的質的特性の適用

有用な財務情報に対するコストの制約条件

付録・第3章の結論の背景

以下においては、第3章の有用な財務情報の質的特性について、適宜、結論の背景に言及しながらその概要を明らかにしたい。

# 第2節 財務情報の質的特性の意義

概念書第8号の目的は、有用な財務情報の質的特性を検討することによって、現在および潜在的な投資者、資金提供者、その他の債権者が、財務報告書の情報(財務情報)に基づいて報告エンティティに関する意思決定を行うために最も有用性が高くなる情報のタイプを識別することにある(FASB[2010]par. QC1)。

財務報告書は、報告エンティティの経済的資源、報告エンティティに対する請求権、それらの資源と請求権を変動させる取引およびその他の事象や条件の影響についての情報を提供する。その情報は、概念フレームワークにおいては、経済現象に関する情報と呼ばれる。財務報告書によっては、報告エンティティに関する経営者の期待や戦略に関する説明的マテリアルやその他のタイプの将来情報についても提供する(FASB[2010]par. QC2)。

有用な財務情報の質的特性は、財務諸表において提供される財務情報に適用されるだけではなく、その他の方法で提供される財務情報に対しても適用される。有用な財務情報を提供するための報告エンティティの能力に関する一般的な制約条件であるコストは、同様に、適用される。しかし、質的特性とコストの制約条件を適用するときに考慮すべき事項は、情報のタイプによって異なることがある。例えば、将来情報にそれらを適用することは、現在の経済的資源および請求権に関する情報およびそれらの変動に適用する場合と比較して異なるであろう(FASB[2010]par. QC2)。

なお、概念フレームワークに関する FASB と IASB の共同プロジェクトでは、基準設定 および意思決定有用性ある財務報告書を作成するために、質的特性をどのように操作的に 利用するものであるかについて、1 つのモデルを提示している (IASB[2005]p. 2)。図表 5-1 は、それをまとめたものである。このモデルでは、インプットとしての項目の選択と アウトプットとしての報告書の作成の 2 つのプロセスからなっている。周知のように、当該プロジェクトの初期の段階から、信頼性を忠実な表現に置き換えることが決定され、

**2005** 年当時の会議資料 (IASB[2005]) に掲載された図表 5-1 のなかですでに「忠実な表現」が使用されている。

経済現象の選択 報告方法の検討 方法の選択 質的特性の有無 質的特性の有無 質的特性の有無 質的特性の有無 ④ 可能な表現 3 (I) 予測価値 認識・開示 ・経営者の 表現方法に近 表現方法に近 表現方法に拘 情報提供の 意思決定 有用性あ 確認価値に の方法の中 の特性がある 有 の特性がある 有 の特性がある 有 ネフィットは そのコストを 有 企業に関連 から最も目 基づく項目 る経済現象 る報告可 的適合的な 比較可能性 忠実な表現 理解可能性 上回るか の選択 能な項目 項目の選択プロセス ものを選択 中立性 検証可能性 無 無 ## 右 有 右 他の特性の 保持による 改善の有無 項目処理の停止 10 無 ## 忠実な表現の欠 如に関する注記 比較可能性の欠 如に関する注記 を要す を要す 質的特性の有無 項目の無計 質的特性の有無 質的特性の有無 質的特性の有無 ſΠ m 113 集計された情 · 項目の集計 表示の特性 財務報告書の 集計された作 報の特性 報告書の作成プロセス (15 方法に関す る検討 右 報の特性 理解可能性 有 意思決定有用性ある財務報告書 完全性 比較可能性 明瞭性 適時性 忠実な表現 一貫性 # # 有用性の程度が低 い財務報告書 代替案の適用 代替案の適用 表示の改善 不可-可能

図表 5-1 基準設定および意思決定有用性ある財務報告書作成のための質的特性の利用

出所: IASB[2005]p.2の図を基に作成したものである。

# 第3節 財務情報の有用性と規定する基本的質的特性

概念書第8号によれば (FASB[2010]par. QC4), 財務情報の有用性を規定する基本的な質的特性とその要件について次のように述べている。

「財務情報が有用となるためには、目的適合的であり、かつ、情報が表現しようと意図することを忠実に表現するものでなければならない。財務情報は、比較可能であり、検証可能であり、適時性があり、そして理解可能であれば、当該情報の有用性は高まる。」

## (1) 基本的質的特性としての目的適合性とその要件

上記の引用から知られるように、基本的質的特性は、目的適合性と忠実な表現である。目的適合性を有する財務情報は、利用者が意思決定を行うときに差異をもたらすことができる。情報は、たとえ利用者が当該情報を利用しないと選択したとしても、あるいは、すでに他の情報源からそのことについて知っていたとしても、意思決定に差異をもたらすことができる(FASB[2010]par. QC6)。意思決定に差異が生じるのは、財務情報に予測価値、

確認価値、またはその双方がある場合であると指摘されている(FASB[2010]par. QC7)。また、財務情報は、将来の結果を予測するために、情報利用者が採用したプロセスへインプットとして利用可能であるならば、予測価値がある。財務情報は、予測価値を有するために、予報値(prediction)または予測値(forecast)である必要はない。予測価値を有する財務情報は、これから予測を行うために利用者に用いられる(FASB[2010]par. QC8)。さらに、財務情報は、情報利用者の以前の評価に関するフィードバック(確認するかまたは変更させること)があれば、確認価値があるという(FASB[2010]par. QC9)。

経済現象に関する財務情報に目的適合性があればそれを認識、測定し、情報利用者へ伝達することが求められるわけであるが、項目の選択の有無を判断するもう1つ規準に重要性がある。ある情報を除去するか、もしくは、虚偽表示することにより、特定の報告エンティティの財務情報に基づいた情報利用者の意思決定が影響を受ける可能性があるならば、当該情報は重要性があるという。言い換えれば、重要性は、個別のエンティティの財務報告書のコンテクストにおいて当該情報が関係する項目の性質または程度もしくはその双方に基づいた、エンティティに固有の目的適合性の1側面である。結果として、FASBは重要性の統一的な質的閾域、もしくは、特定の状況における重要性が何であるかを事前に決定することはできないと述べられている(FASB[2010]par. QC9)。

## (2) 基本的質的特性としての忠実な表現とその要件

財務報告書は、経済現象を言葉と数値で表現する。有用となるためには、財務情報は、目的適合的な現象を表現しなければならないだけではなくて、表現しようと意図する現象を忠実に表現しなければならないのである。完全に忠実な表現を達成するためには、その記述には次の 3 つの特性がなければならない。完全性(complete)、中立性(neutral)、不偏性(free from error)である。もちろん、完全(perfection)は決して達成できるものではない。FASB が意図していることは、財務情報の有用性を実現するために、それらの特性をできる限り最大化することである(FASB[2010]par. QC12)。

情報の完全性については、次のように説明されている。完全な記述(depiction)は、情報利用者が記述されている現象を理解するために必要な情報を全て含んでいることが条件となる。その情報には全ての必要な解説(description)と説明(explanation)が含まれている。例えば、資産グループに関する完全な記述は、少なくとも、そのグループの資産の性質に関する解説、そのグループの資産の全てについての数値による記述、数値による記述が表現する事柄についての解説を含む。例えば、当初コスト、修正コスト、または公正価値などがある。幾つかの項目については、完全な記述は、その項目の品質(quality)と性質(nature)についての重要な事実についての説明を含んでいる。そして、それらの品質と性質に影響を及ぼす要因と環境、そして、数値による記述を決定するために用いられたプロセスに関する説明を含んでいる(FASB[2010]par. QC13)。

次に、情報の中立性について、次のように説明されている。中立的な記述は、財務情報

の選択または表示において偏向がないことである。中立的な記述には、歪曲、偏重、強調、 過小評価があってはいけない。あるいは、財務情報が、情報利用者によって好意的にまた はその逆の感情を持って受領する可能性を高めるように操作されてはいけない。さらに、 中立性ある情報は、行動に対して目的や影響が全くないような情報を意味することではな い (FASB[2010]par. QC14)。事実、目的適合的な財務情報は、情報利用者の意思決定に 差異を引き起こすと定義されているからである。

さらに、情報の不偏性について、次のように説明されている。忠実な表現は、全ての側面において正確であることを意味するものではない。誤謬がないということは、現象の記述において誤謬または脱漏が全くないということを意味する。また、報告された情報を作成するために使用されたプロセスには、全く誤謬がなかったということである。この文脈において、誤謬がないことは、全ての側面において完全に正確であるということを意味するものではない。例えば、観察できない価格または価値の見積値は、正確である、もしくは、正確でないと決定することはできない。しかしながら、その見積値の表現は、その金額が見積値として明瞭にかつ正確に記述されているならば、忠実であるといえる。そして、見積のプロセスの性質や限界が説明され、そして見積を行うための適切なプロセスが選択され適用されているならば、忠実であるといえる(FASB[2010]par. QC15)。

なお、忠実な表現はそれ自体でかならずしも有用な情報をもたらすものではない。例えば、報告エンティティは、政府の補助金で有形固定資産を取得することがある。明らかに、エンティティは無償で資産を取得したと報告することはそのコストを忠実に表現しているかもしれないが、その情報は非常に有用であるということはほとんどない。さらにもう少し微妙な例として、資産の繰越価額が減損損失を反映させるために修正されている場合に、その減損損失の金額がある。減損損失の見積値は、報告エンティティが適切なプロセスを適切に適用し、見積値を適切に記述し、そしてその見積値にかなりの影響を及ぼす不確実性について説明しているならば、忠実な表現であるということができる。しかしながら、そのような見積値における不確実性のレベルが十分に大きいならば、その見積値は特に有用であるとはいえないであろう。言い換えれば、忠実に表現されている資産の目的適合性は、疑義があるということである。より有用性のある代替的な表現がなければ、その見積値は最善の利用可能な情報を提供する(FASB[2010]par. QC16)。

#### (3) 基本的質的特性の適用

すでに述べたように、情報が有用となるためには、目的適合性と忠実な表現がなければならない。目的適合性のない現象の忠実な表現も、目的適合性のある現象の忠実でない表現も、情報利用者が健全な意思決定を行うことに役立つものではない。基本的質的特性を適用するための最も効率的で有効なプロセスは、補強的質的特性の影響とコストの制約を条件とすると、次のようになる(FASB[2010]pars. QC17-QC18)。

① 報告エンティティの財務情報の情報利用者にとって潜在的な有用性がある経済現

象を識別する。

- ② 利用可能な最も目的適合性と忠実な表現を有する現象についての情報のタイプを 識別する。
- ③ その情報が利用可能でありそして忠実な表現があるかどうかを決定する。

もしそうであれば、基本的な質的特性を満足させるプロセスはその時点で終了する。も しそうでないならば、そのプロセスは次の最も目的適合性のある情報が得られるまで反復 される。

# 第4節 財務情報の有用性を補強する質的特性

目的適合性と忠実な表現を兼ね備えた財務情報の有用性は、比較可能性、検証可能性、適時性、理解可能性という 4 特性によって補強されるという特徴をもつ。補強的質的特性は、ある 2 つの代替案が同等の目的適合性と忠実な表現の質的特性をもたらす場合に、当該 2 案のうちいずれを採用すべきかを決定する必要があるとき、その判断の規準として役立つ特性である (FASB[2010]par. QC19)。

#### (1) 比較可能性

情報利用者の意思決定は代替案間での選択を含んでいる。例えば、投資有価証券を売却するか、または、保持するか。もしくは、ある報告エンティティに投資するか、または、別の報告エンティティに投資するかである。結果として、報告エンティティに関する情報は、他のエンティティに関する同様の情報と比較可能であるならば、そして、同一エンティティの他の期間または他の日付の同様の情報と比較可能であるならば、より有用なものとなるであろう(FASB[2010]par. QC20)。比較可能性は、情報利用者が項目間の類似性や差異を識別し、そして、理解することを可能にする質的特性である。その他の質的特性と違って、比較可能性は、単一の項目に関連するものではない。比較は少なくとも2項目を必要とする(FASB[2010]par. QC21)。

一貫性は、比較可能性と関連するけれども、比較可能性と同一というわけではない。一貫性は、同一の項目に対しては同一の方法を利用することに言及するもので、報告エンティティの期間の一貫性、または、同一項目についてのエンティティ間の一貫性がある。比較可能性は目標であり、一貫性は目標の達成に役立つものである (FASB[2010]par. QC22)。また、比較可能性は、統一性ではない。情報が比較可能となるためには、類似の事項は同じように見えて、異なる事項は違うように見えなければならない。財務情報の比較可能性は、類似の事項を異なるように見せかけることによって高まることがないように、異なる事項を同じように見せかけることによっても高まるものではない (FASB[2010]par. QC23)。

ある程度の比較可能性は、基本的質的特性を満足させることによって達成されうる。目

的適合的な経済事象の忠実な表現は、他の報告エンティティの類似の目的適合的な経済現象の忠実な表現とある程度の比較可能性をもちろん有している。単一の経済現象は複数の方法で忠実に表現することが可能であるが、同一の経済現象に対する代替的会計方法を認めることは比較可能性を減少させる(FASB[2010]pars. QC24-QC25)。

#### (2) 検証可能性

検証可能性は、情報が表現しようと意図している経済現象を忠実に表現していることを情報利用者に対して保証することに役立つ。検証可能性は知識を有しそして独立している異なる観察者が、ある特定の記述は忠実な表現であることについて、必ずしも完全な同意ではないにしても、合意に至ることができることを意味する。計量化される情報は、検証できるようになるために、単一数値の見積値である必要はない。一定幅の可能な数値および関係確率も検証可能なものである(FASB[2010]par. QC26)。

検証は、直接または間接に行われる。直接的検証は金額またはその他の表現を現金を計算するなどの直接的観察を通じて検証することを意味する。間接的検証は、モデル、公式、またはその他の技法へのインプットをチェックすること、および、同一の方法を用いてアウトプットを再計算することである。例えば、棚卸資産の繰越額の検証は、インプット(数量とコスト)をチェックし、同一の原価フローの仮定(例えば先入先出法)を用いて棚卸資産の期末残高を再計算することによって行われる(FASB[2010]par. QC27)。一部の説明や将来指向的財務情報を検証するとき、将来期間まで検証することはできない。情報利用者がその情報を利用したいのかどうかを決定するのを手助けするために、基礎にある仮定、情報作成の方法、その情報をサポートするその他の要因と環境を開示することが通常は必要である(FASB[2010]par. QC28)。

# (3) 適時性

適時性は、情報利用者の意思決定に影響を及ぼすことができるうちに情報を利用可能にすることである。一般に、情報が古くなればなるほど、その有用性は低下する。しかし、一部の情報は、報告日のずっと後になっても適時性を持ち続けることがある。それは、一部の利用者はトレンドを識別し、そして、それを評価するために必要としているからである(FASB[2010]par. QC29)。

# (4) 理解可能性

明瞭で簡潔な情報の分類,名称,および表示は,情報を理解可能なものとする。一部の現象は元々複雑である。そして簡単に理解できるものではない。財務報告書からそれらの現象に関する情報を除くことは,財務報告書におけるその他の情報の理解可能性を高めることになる。しかしながら,それらの報告書は不完全であり,それ故に潜在的に誤導的である。財務報告書は,事業活動と経済活動に関する合理的な知識を有し,そして,その情

報を慎重にレビューし分析する情報利用者のために作成されている。しばしば、十分に情報を与えられた慎重な利用者であっても、複雑な経済現象に関する情報を理解するために助言者の助けを求めることがある(FASB[2010]pars. QC30-QC32)。

### (5) 補強的質的特性の適用

補強的質的特性は、可能な限り最大化されなければならない。しかしながら、補強的質的特性は、個別としてあるいはグループとして、もし情報に目的適合性と忠実な表現がないならば、情報を有用にするものではない。補強的質的特性を適用することは、決められた順番で適用することのない対話型のプロセスである。しばしば、1 つの補強的質的特性が、他の質的特性を最大化するために、その程度を減少させなければならないことがある。例えば、将来において新しい財務報告基準を適用する結果として比較可能性が一時的に減少することは、長期的に見れば目的適合性または忠実な表現を改善するだけの価値がある。適切な開示を行うことは、比較可能性の欠如を部分的に補完することになることは容易に理解できるであろう(FASB[2010]pars. QC33-QC34)。

### 第5節 有用な財務報告に対するコスト制約条件

概念書第8号では、コスト制約条件について、情報の送り手、情報の受け手、市場、規準セッター等の観点から次のように述べている。

コストは、財務報告によって提供される情報に対する一般的な制約条件である。財務情報を報告することはコストがかかり、その情報が重要であるが故にそれらのコストはその情報を報告するベネフィットによって正当化されるのである。考慮すべきコストとベネフィットにはいくつかのタイプがある(FASB[2010]par. QC35)。財務情報の提供者は、財務情報の収集、処理、検証、そしてその普及に最も多くの努力を傾けるが、情報利用者が最終的にリターンの減少という形でそのコストを負担する。財務情報の利用者は、提供された情報の分析と解釈のコストについてもそれを負担する。必要な情報が提供されていないときは、利用者は別のところからその情報を入手するか、もしくは、それを見積もるための追加的なコストを負担する(FASB[2010]par. QC36)。

財務情報が表現しようと意図しているものについて、目的適合性と忠実な表現がある財務情報を報告することは、情報利用者がより大きな自信を持って意思決定を行うこと寄与する。その結果、資本市場がより効率的に機能し、そして、経済全体として資本コストが低くなる。個別の投資者、資金提供者、その他の債権者は、より事情に精通した意思決定を行うことによってベネフィットを享受する。しかしながら、一般目的財務報告書があらゆる情報利用者にとって目的適合性があるすべての財務情報を提供することが不可能である(FASB[2010]par. QC37)。

コストの制約条件を適用するときに、FASB は、特定の情報を報告するベネフィットが

当該情報の提供と利用について発生するコストを正当化する可能性が高いかどうかについて評価する。提案された財務報告基準を開発する段階において、コストの制約条件を適用するときに、FASBは、当該基準のベネフィットとコストについて期待される性質と量について、財務情報の提供者、情報利用者、監査人、学術研究者、そしてその他の人々から情報を求める。多くの場合、その評価は、定量的情報と定性的情報の組み合わせに基づいている(FASB[2010]par. QC38)。

人間の判断には、固有の主観性があるために、財務情報の特定の項目を報告することに係るコストとベネフィットについての評価は人によって変わるであろう。したがって、FASBは、財務報告に関連するコストとベネフィットを一般的に検討し、個別の報告エンティティに関連して、コストとベネフィットの比較分析を行うことはしない。したがって、コストとベネフィットの評価は、すべてのエンティティに対して当該基準が妥当性を有するものであることとるということを証明するものではない。エンティティの規模、資本調達の方法(公募か私募か)、情報利用者のニーズ、または、その他の諸要因に違いがあるので(FASB[2010]par. QC39)、コストとベネフィットを比較分析することによる評価が、エンティティ間で異なるのは当然であると指摘されている。

## 第6節 むすび

本章は、財務会計概念書第8号の第3章で扱われている有用な財務情報の質的特性の全体像を明らかにしたものである。それを図表5-2に要約することで本章のむすびとしたい。

図表 5-2 財務情報の有用性を規定する質的特性

SFAC 第 8 号(2010 年 9 月) 第 3 章 有用な財務情報の質的特性			
目的	有用な財務情報の質的特性を検討することによって,現在および潜在的な投資者,資金提供者,およびその他の債権者が,財務報告書の情報(財務情報)に基づいて報告実体に関する意思決定を行うために最も有用性が高くなる情報のタイプを識別する。		
有用な財務情報の 質的特性	財務情報が有用となるためには、目的適合的であり、かつ、情報が表現しようと意図することを忠実に表現するものでなければならない。財務情報は、比較可能であり、検証可能であり、適時性があり、そして理解可能であれば、当該情報の有用性は高まる。		
基本的質的特性	目的適合性 忠実な表現		
目的適合性の要件	予測価値 確認価値 重要性		
忠実な表現の要件	完全性 中立性 不偏性		
基本的質的特性の適用ステップ	<ul><li>① 報告エンティティの財務情報の利用者にとって潜在的な有用性がある経済的現象を識別する。</li><li>② 利用可能な最も目的適合性と忠実な表現を有する現象についての情報のタイプを識別する。</li><li>③ その情報が利用可能でありそして忠実な表現があるかどうかを決定する。</li></ul>		
補強的質的特性	比較可能性 検証可能性 適時性 理解可能性		
補強的質的特性の 適用	補強的質的特性は、可能な限り最大化されなければならない。しかしながら、質的特性間でトレードオフがある。忠実な表現を高めるための基準の改訂や新しい基準の導入は、比較可能性を犠牲にすることがある。		

# 参考文献

- FASB[2010], Statement of Financial Accounting Concepts No. 8, Conceptual Framework for Financial Reporting: Chapter 1, The Objective of General Purpose Financial Reporting, and Chapter 3, Qualitative Characteristics of Useful Financial Information, FASB.
- IASB[2005], Conceptual Framework, The Process for Assessing Qualitative Characteristic, information for observers, World Standard Setter meeting: September 2005, IASB, Agenda Paper 3A.

浦崎直浩[2002]『公正価値会計』森山書店。

- 日本会計研究学会スタディ・グループ (主査 藤井秀樹) [2009] 『会計制度の成立根拠と GAAP の現代的意義 [中間報告]』日本会計研究学会。
- ———[2010] 『会計制度の成立根拠と GAAP の現代的意義 [最終報告]』日本会計研究 学会。
- 川村義則[2010]「財務報告の目的と財務報告情報の質的特性」『企業会計』第 62 巻第 8 号, 31-38 頁。

(浦崎 直浩)

## 第1節 はじめに

IASB/FASBが現在議論を進めている概念フレームワーク・プロジェクトでは、財務諸表における構成要素の定義や認識 1に関するフェーズBが存在するが、ほとんど進んでいない。一方で、概念フレームワーク・プロジェクトの周辺を見ると、個別会計基準の設定のレベルで、「収益認識」「負債」「持分の性質を有する金融商品」「認識の中止」などのプロジェクトが進んでいる。そこで本章では、概念フレームワーク・プロジェクトのフェーズB、およびその周辺の個別会計基準のプロジェクトにおける議論から、将来設定される予定の概念フレームワークにおいて想定される、定義や認識のあり方の方向性を明らかにする。

#### 第2節 現行概念フレームワークにおける定義と認識

まずは IASB と FASB の現行概念フレームワークにおける定義と認識についてみておこう。各構成要素の定義については、次頁の図表 6-1 の通りである。

次に認識についてみてみよう。IASB においては、「構成要素の定義を満たす項目は、(a) 当該項目に関連する将来の経済的便益が、企業に流入するもしくは企業から流出する可能性が高く、かつ(b) 当該項目が信頼性をもって測定できる原価または価値を有している場合には認識しなければならない」(IASB[2010g]par. 4.38)。ここでは、構成要素の定義を満たすことが、認識の前提になっている(IASB[2010g]par. 4.37)。しかし、IASB の場合、定義を満たしていても、上記の要件(a)(b) を満たさなければ認識されない (IASB[2010g]par. 4.5)。

他方、FASB は認識規準として、「定義」、「測定可能性」、「目的適合性」および「信頼性」の4つを挙げる(FASB[1984]par. 63)。定義とは、「当該項目が財務諸表の構成要素の定義を満たしていること」であるが、これは「財務諸表の内容を決定する際の最初の重要なスクリーン」(FASB[1985]par. 23)である。測定可能性とは、「当該項目が十分な信頼性をもって測定できる目的適合的な測定属性を有していること」を指す。目的適合性とは、

<sup>1</sup> ここで、財務諸表とは、貸借対照表と損益計算書を指す。また、構成要素とは、貸借対 照表と損益計算書に計上される、資産、負債、持分、収益、費用、利得、損失、利益とい った概念を指す。認識とは、ある項目をこれらの構成要素として財務諸表(貸借対照表と 損益計算書)に計上することを指す。

「当該項目に関する情報が情報利用者の意思決定に影響を及ぼしうること」を指す。そして信頼性とは、「当該情報が表現上忠実であり、検証可能かつ中立であること」を指す。かかる現状を踏まえ、概念フレームワーク・プロジェクトのフェーズBを概観していく。

図表 6-1 IASB と FASB の現行概念フレームワークにおける構成要素の定義

<b>四</b> 级 0 1	IASB (IASB[2010g])	FASB (FASB[1985])
	過去の事象の結果として特定の企業	FASB (FASB[1903])
資産	が支配し、かつ、将来の経済的便益の	ある特定の実体により取得または支
<i></i>	流入が期待されるもの(par. 4.4(a))	配されている、発生の可能性の高い将
	NEW Company of the State of the	来の経済的便益(par. 25)
	過去の事象から発生した当該企業の	過去の取引または事象の結果として,
	現在の義務であり、これを決済するこ	特定の実体が、他の実体に対して、将
負債	とにより経済的便益を包含する資源	来、資産を譲渡し用役を提供しなけれ
	が当該企業から流出する結果になる	ばならない現在の義務から生じる、発
	と予想されるもの(par. 4.4(b))	生の可能性の高い将来の経済的便益
		の犠牲 (par. 35)
持分	負債を控除した後の資産に対する残	負債を控除した後に残る、ある実体の
1175	余請求権 (par. 4.4(c))	資産に対する残余請求権(par. 49)
	資産の流入・増加または負債の減少の	財貨の引渡しもしくは生産、用役の提
収益	形をとる、当該期間中の経済的便益の	供,または実体の進行中の主要なまた
(IASB は	増加であり、持分参加者からの拠出に	は中心的な営業活動を構成するその
income, FASB	関連するものを除く持分の増加を引	他の活動による,実体の資産の流入そ
は revenue)	き起こす(par. 4.25(a))	の他の増加もしくは負債の弁済(par.
		78)
		実体の副次的または付随的な取引お
		よび実体に影響を及ぼすその他全て
   利得		の取引その他の事象および環境要因
4.0.1 <u>-4.</u>		から生じる持分の増加であり、収益ま
		たは出資者による投資により生じる
		持分の増加を除いたもの(par. 82)
	資産の流出・減少または負債の賦課の	財貨の引渡しもしくは生産、用役の提
	形をとる、当該期間中の経済的便益の	供、または実体の進行中の主要なまた
費用	減少であり、持分参加者への分配に関	は中心的な営業活動を構成するその
(expenses)	連するものを除く持分の減少を引起	他の活動の遂行による、実体の資産の
	こす (par. 4.25(b))	流出その他の費消もしくは負債の発
		生 (par. 80)
		実体の副次的または付随的な取引お
		よび実体に影響を及ぼすその他全て
   損失		の取引その他の事象および環境要因
[ 損犬 		から生じる持分の減少であり、費用ま
		たは出資者への分配により生じる持
		分の減少を除いたもの(par. 83)
<b>1</b> 11 <del>}</del> }	直接の定義はないが,「業績の測定値	出資者以外の源泉からの取引その他
利益	や,投資収益率や1株当り利益といっ	の事象および環境要因から生じる,一
( IASB は	た他の測定値の基礎として用いられ	期間における営利企業の持分の変動
profit, FASB は	ることが多く、利益に直接関連する要	(par. 70)
comprehensive	素は収益と費用である」(par. 4.24)	
income)	と説明される。	
		<u>I</u>

フェーズBは、IASBとFASBの概念フレームワークを統合するために、資産・負債の定 義 2を構築すること,その他の構成要素とそれらの定義に関する両者の相違を解決するこ と, 認識規準の考え方を修正し, 認識中止や会計単位といった問題を解決する基礎を提供 することを目的とする (FASB[2010])。まず, IASB/FASBは, 現行の資産・負債の定義 (FASB[1985]pars. 25 and 35; IASB[2010g]pars. 4.4(a)-4.4(b)) には欠陥があるとする <sup>3</sup> (FASB[2010])。その上でIASB/FASBは、資産について「実体の資産は、他者が有さない 権利その他のアクセスをその実体が有している, 現在の経済的資源である (An *asset* of an entity is a present economic resource to which the entity has a right or other access that others do not have.)」と暫定的に定義する (FASB[2010])。ここで,「現在の」とは, 財務諸表作成日において、経済的資源が存在し、かつ実体が他者の有さない権利その他の アクセスを有することをいう。「経済的資源」とは、単独で、または他の経済的資源と結合 して、キャッシュ・インフローを生み出す能力、あるいはキャッシュ・アウトフローを低 減させる能力を持った、有限なものを指す。契約およびその他の取り決めから生じる経済 的資源は、無条件の約束であり、かつ、経済的資源の提供を要求するその他の能力である。 「他者が有さない権利その他のアクセス」とは、実体が、その経済的資源を使用でき、他 者による利用を排除または制限できることをいう。他者が有さない権利その他のアクセス は, 法律, または(法律によらないが) それと同等の手段により強制できる(FASB[2010])。 この資産の定義案については、「ほぼ合意に達している」(山田[2010a]29頁)とされる。

この資産の定義案については、「はは合意に達している」(山田[2010a]29 貝)とされる。 他方、負債は、「実体の負債は、現在の経済的義務のうち、その実体が義務負担者となる ものである(A *liability* of an entity is a present economic obligation for which the entity is the obligor.)」と暫定的に定義される(FASB[2010])。ここで「現在の」とは、

<sup>&</sup>lt;sup>2</sup> ただし、フェーズBでは、資産と負債以外の構成要素は検討対象になっていない。

<sup>3</sup> 現行の資産・負債の定義の欠陥として、以下の項目が挙げられている(FASB[2010])。

<sup>(1)</sup>利用者の中には、「予想される(expected)」および「可能性の高い(probable)」の語が、定義を満たすには将来の経済的便益(またはそのアウトフロー)の高い発生可能性がなければならないことを意味する、すなわち、将来の経済的便益の発生可能性が低い資産・負債項目を排除することを意味するものと誤解する者もいる。

<sup>(2)</sup>将来の経済的便益のフロー(またはアウトフロー)の識別を強調し過ぎていて、経済的資源および経済的義務という、現在存在する項目に焦点を当てていない。

<sup>(3)</sup>資産の定義における「支配 (control)」の語を誤解し、連結の目的について用いられる のと同じ意味で用いる利用者がいる。支配の語は、経済的資源に対する権利または排他 的アクセスを実体が有するかどうかに焦点を当てるべきである。

<sup>(4)</sup>負債の定義が条件付義務にどのように適用されるのかが不明瞭である。

<sup>(5)</sup>その資産・負債を発生させた過去の取引または事象の識別を,過度に(undue)強調しており、実体が貸借対照表作成日に経済的資源に対するアクセスを持っているかどうか、あるいは実体が貸借対照表作成日に経済的義務を負っているかどうかを強調していない。

財務諸表作成日において経済的義務が存在し、かつ実体が義務負担者となっていることをいう。「経済的義務」とは、経済的資源を提供または放棄する無条件の約束またはその他の要求である。「義務負担者」とは、経済的義務の負担を要求され、かつ、経済的義務を負担する要求が、法律またはそれと同等の手段で強制される実体を指す(FASB[2010])。

したがって、取引その他の一連の約定を分析することにより、「現在または時の経過とともに履行が要求される」無条件義務と、「不確実な将来事象が生じた場合に履行が要求される」条件付義務を識別する必要があるとする(FASB[2010])。無条件義務は負債であるが、条件付義務が識別される場合、履行を現在において要求する、関連した無条件義務があるか否かを調べるのが有用であろうと、IASB/FASBは述べている(FASB[2010])。もしそのような無条件義務があれば「待機義務(stand ready obligations)」となる。待機義務の概念は、負債プロジェクトにおいて議論が進んでいる。

条件付義務や待機義務が持つ不確実性については、「負債が存在するかについて不確実な場合、その実体は、期末における事実や環境に対する理解に基づく、中立な判断をしなければなら」ず、その上で、「負債があると判断されれば、負債の金額についての不確実性は測定において考慮されることになる」とする(FASB[2010])。

しかし、負債の定義については、「2008 年以降事実上休止状況にある」(山田[2010a]29 頁)。 さらに、認識については、「まったく議論が行われていない」(山田[2010a]29 頁)。

このように、フェーズ B はあまり進んでいないが、主に定義に関連して、持分の性質を有する金融商品プロジェクトや負債プロジェクトが、主に認識に関連して、収益認識プロジェクトや認識中止プロジェクトが進んでいる。次節以下ではこれらについて見ていく。

# 第4節 定義を巡る周辺プロジェクトの動向

一持分の性質を有する金融商品プロジェクトと負債プロジェクトー

## (1) 持分の性質を有する金融商品プロジェクト

このプロジェクトでは、負債か持分かが不分明な金融商品の会計処理を扱う。当初は、 議論を進めていた FASB が、「資本所有関係・決済アプローチ(ownership-settlement approach)」を支持していた。その要点は、以下の通りである (FASB[2007]pars. A1-A7)。

- (1)負債の定義を重視し、自社株式もしくは資産といった決済方法によって、負債か持分かを決定する。少なくとも、資産で決済する義務は負債となる。
- (2) 自社株式で決済するもののうち、その貨幣的価値が自社株式の公正価値と同方向に連動するものは、資本所有関係があるとみなして持分とするが、それ以外のものは負債とする。

しかし、このアプローチは複雑である等の理由により、支持を得られず、2007年11月公表の予備的見解では、最劣後の請求権を有する金融商品を持分とし、それ以外の請求権を有する金融商品を負債とする(FASB[2007]pars. 18-19 and 27)「基本的資本所有関係

アプローチ (basic ownership approach)」が採用された。このアプローチに対しては反対が強かったため、IASB/FASB は「アプローチ4」を提示した。アプローチ4では、劣後的で、かつ会社が事業活動を中止して全資産を分配する場合を除けば会社が分配を強制されない金融商品を、持分とする(FASB[2009a]pars. 4 and 7)。会社の清算や破産、分配、取引への関与の中止、実体の活動に対する参加の中止、または株主やパートナーやその他の参加者(協同組合の出資者など)の一部退出といった事象により償還される請求権は、持分となる(FASB[2009a]pars. 7 and 9)。他方、上述の償還理由以外により、特定時期に、または発生が不可避な事象の発生時に、支払を要する金融商品は負債とする(FASB[2009a]par. 10)。

その後は、アプローチ4をベースに議論を進めてきたが、2010 年 1 月 18 日の会議で、IASB と FASB は 、「修 正 IAS32 アプローチ (modified IAS32 approach)」 (IASB[2010b]par. 1)に基づく検討を進めることにした  $^4$ 。現行のIAS第 32 号(IAS32)は、以下の条件を満たす金融商品を持分金融商品とする(IASB[2009b]par. 16)。

- (a) 契約上の現金その他の資産を提供する義務,もしくは発行者に潜在的に不利な条件 で資産や負債の交換を行う義務を持たない。
- (b) 決済が自社株式で行われる,または自社株式で決済される可能性がある場合,(i) 固定数ではない自社株式の引渡を発行者が行う義務を含まない非デリバティブ,ないしは(ii) 固定数の自社株式と固定額の現金その他の資産を発行者が交換することによって決済されるデリバティブ。(後略)

修正 IAS32 アプローチは, IAS32 を次のように修正しようとする(IASB[2010b]par. 2)。

- (a) 自社株式による決済義務のうち、持分の範囲を、「固定数の自社株式と固定額の交換を要求するもの」から「特定数の自社株式と特定額の交換を要求するもの 5」に拡張する。
- (b) 会社の清算,ホルダーの企業活動への参加の中止(死亡,脱退など)によってのみ 償還が義務付けられる金融商品(協同組合の出資金など)を,持分とする。

結果的に、当該プロジェクトでは、現行の負債の定義に基づく IAS 第 32 号を修正する 方向で議論を進めている。よって、現行の定義を基礎に負債の定義を検討している概念フ レームワーク・プロジェクトとは整合する。しかし現在は、他の MoU プロジェクトを優 先させる必要性や、資源の不足という理由により、議論を休止している(山田[2011]57 頁)。

# (2) 負債プロジェクト

-

<sup>4</sup> 予備的見解公表から当該決定に至るまでの経緯については,池田[2010]65-67頁を参照。

<sup>5</sup> その対象としては、新株予約権や、自社株式交付義務のある先渡契約などが考えられる (IASB[2010c]par. 5(e)) が、現時点では決定しておらず、今後の議論を待ちたい。

負債プロジェクトの目的は、IAS 第 37 号 (IAS37) の規定と他の IFRS の規定を整合させること、米国基準との統合を図ること、IAS37 における負債の測定を明確化することである (IASB[2005]pars. 2-5; IASB[2010a]p. 4)。

IAS37では、引当金は「時期または金額が不確実な負債」(IASC[1998]par. 10)と定義される。そして負債は、「過去の事象から発生した、企業の現在の義務で、その決済により、経済的便益を有する資源が企業から流出する結果となることが予想されるもの」(IASC[1998]par. 10)である。引当金は、「(a)企業が過去の事象の結果として現在の義務(法的または推定的)を有しており、(b)当該義務を決済するために経済的便益をもつ資源の流出が必要となる可能性が高く、(c)当該義務の金額について信頼できる見積りが可能な場合には認識しなければならないが、これらの条件が満たされない場合には、引当金を認識してはならない」(IASC[1998]par. 14)。したがって、IAS37の引当金の定義および認識規準は、現行の概念フレームワークに依拠している。

これに対し、2005 年公開草案(IASB[2005])では、引当金に代えて「非金融負債」という概念が登場する。非金融負債とは「金融負債以外の負債」であり、そこでの負債は、「過去の事象から生じた実体の現在の義務であり、その決済によって経済的資源の流出が予想されるもの」である(IASB[2005]par. 10)。そして、負債の定義を満たし、信頼をもって金額を測定できる時に、非金融負債を認識しなければならない(IASB[2005]par. 11)。

2005 年公開草案の規定が従来の IAS37 と大きく異なるのは、待機義務という新しい概 念を導入し,発生可能性に基づく認識規準が削除されていることである。「決済にあたって 要求される金額が、将来事象の発生もしくは未発生を条件として決まる負債」を、待機義 務と呼ぶ (IASB[2005]par. 24)。 かりに当該義務の発生が将来において不確実であっても, 不確実な将来事象が生じれば条件付の義務を履行するよう待機していなければならない無 条件義務を,実体は負っている(IASB[2005]par. 24)。将来の不確実な事象を条件として 発生する条件付義務には、無条件義務が必然的に伴う(IASB[2005]par. BC11)。したがっ て, かかる無条件義務については, 発生の可能性の高低や, 将来の発生の有無に関係なく, 負債として計上しなければならない。たとえば、製品保証を提供すれば、製品の修理や交 換に応じる準備を整える無条件義務と、実際に欠陥を生じたときに製品の修理や交換を行 う条件付義務が生じる。 現行 IAS37 では, 実際に欠陥を生じたときに製品の修理や交換を 行う条件付義務に着目して、製品の修理や交換を行う可能性が高いときに負債を計上する ことになるが(松本[2010]28頁), 2005年公開草案では, 製品の修理や交換に応じる準備 を整える無条件義務の方に着目し、製品の修理や交換に応じる準備を整える無条件義務が あるとして, 非金融負債を計上する (IASB[2005]par. 25)。無条件義務から発生する負債 は,「将来事象の発生の可能性とは独立して認識される」(IASB[2005]par. 23)。これらの 待機義務の発生可能性の高低は, 認識にではなく, 測定に反映される (IASB[2005]par. 23)。

実体は、現在の義務を決済するまたは第三者に移転するために合理的に支払うであろう金額により、非金融負債を測定する(IASB[2005]par. 29)。そこでは、「期待キャッシュ・

フロー・アプローチ」を採り、考えられる様々なシナリオによる資金流出額を見積もり、 そこに確率を乗じて期待値を算定する(IASB[2005]par. 31)。よって、資源が流出する可 能性は負債の有無を判断する規準ではなく、測定の要素である(松本[2010]29 頁)。

このように 2005 年公開草案では、無条件義務のみを負債として認識するため、負債の 認識は「基本的に所与」であり、資源流出の可能性は負債の認識にではなく測定に反映さ れるが故に、非金融負債の「測定面に論点が集中する計算構造である」(松本[2010]29-30 頁)。

しかし、2005年公開草案の規定が曖昧であるとの指摘を受け (IASB[2010a]p. 5)、IASB は、2005年公開草案における測定方法の曖昧さを「測定方法の統一化」「マニュアル化」 (松本[2010]32頁) によって解決すべく、2010年1月に公開草案『IAS37における負債の測定』を公表した 6。そして、2010年公開草案公表後のコメントなどを受けて、さらに測定方法について改訂内容を再公表することが暫定的に合意された(山田[2010b]43頁)。

しかし測定だけでなく、認識も含めた全体を再度検討する必要があったため、2010年2月にワーキング・ドラフト(IASB[2010d])を公表した。また、訴訟に伴う負債については、スタッフ・ペーパー(IASB[2010f])によって追加のガイダンスを提案した7。しかし認識規準については、2005年公開草案から大きな変更はない。現状では、公開草案の再公表が、「2011年第2四半期より前になることはないと考えられ」る(山田[2010b]43頁)。

負債プロジェクトにおける議論の内容と、概念フレームワーク・プロジェクトにおける 負債の暫定的定義に関する議論を比較すると、発生可能性に基づく認識規準を削除しよう としている点において共通している。その意味で、負債プロジェクトは、概念フレームワ ーク・プロジェクトにおける負債の定義・認識に関する議論を先取りしているともいえる。

## 第5節 認識を巡る周辺プロジェクトの動向

―収益認識プロジェクトと認識中止プロジェクト―

## (1) 収益認識プロジェクト

2002 年 5 月に IASB と FASB の共同プロジェクトとして開始された収益認識プロジェクトは、包括的な収益認識規準を作ることと、FASB 概念フレームワーク(概念書第 5 号及び第 6 号)の概念上の不整合を解消することを目的としていた(FASB[2002]pp. 1-2)。

そこでは当初、収益認識のアプローチとして「実現稼得過程アプローチ(realization and earnings process approach)」と、「資産負債アプローチ (assets and liabilities approach)」8が提示され(FASB[2002]p. 3)、結果的に資産負債アプローチを志向した。資産負債アプ

<sup>6</sup> 公開草案の詳細は、松本[2010]30-32 頁を参照。

<sup>7</sup> IASB[2010d]および IASB[2010f]の詳細な内容については、山下[2011]18-27 頁を参照。

<sup>8</sup> 本節では、特に断りのない限り、「資産負債アプローチ」を収益認識アプローチとしての assets and liabilities approach の訳語として用いるが、他の部分では「資産負債アプロー

ローチでは、収益は資産の増加と負債の減少によって認識され、その資産・負債は公正価値で測定される。その測定属性については、現在出口価格を用いるアプローチと、顧客対価を用いるアプローチとがある(松本[2009]53頁)。

IASB と FASB は当初、現在出口価格を用いるアプローチを志向してきたが、当該アプ ローチは、契約時に収益を認識するという、従来とは大きく異なる会計処理を要求するも のであった。これに対しては反発が強く、その結果、2008年公表の討議資料『顧客との契 約における収益認識についての予備的見解』では、「実現稼得過程アプローチを変形した」 (松本[2009]53頁) 当初取引価格アプローチ(顧客対価アプローチと同様のもの)を提案 した。この討議資料では、コメント提出者のほぼ全員が、現在出口価格アプローチよりも、 当初取引価格アプローチを選好した(IASB[2010e]par. BC78)。財・サービスを顧客に移 転する前に収益を認識する可能性を懸念したこと、履行義務の識別・測定に誤りがあると 収益に影響する可能性があること、および出口価格の観察・見積が困難であることを理由 に、IASB/FASB は、現在出口価格アプローチを棄却した(IASB[2010e]par. BC77)。よ って、2010年6月公表の公開草案『顧客との契約から生じる収益』でも取引価格アプロ ーチが踏襲されている。公開草案では、「顧客への財の移転またはサービスの提供を描写す るように、その財またはサービスと交換に企業が受取る(または受取ると見込まれる)対 価を反映する金額により、収益を認識しなければならない」(IASB[2010e]par. 2)。収益認 識は, (a)顧客との契約を識別する, (b)契約における別個の履行義務を識別する, (c)取引 価格を算定する, (d)当該取引価格を別個の履行義務に配分する, (e)企業がそれぞれの履行 義務を充足した時に収益を認識する,という手順で行う(IASB[2010e]par.2)。

公開草案では、引渡すべき財・サービスの存在によって履行義務を識別し、そして、財・サービスの支配の移転をもって履行義務の充足を判断する。そして、履行義務の充足をもって収益を認識する構造であることが明らかとなる。つまり、資産の「支配」の移転により負債の履行を認識し、負債の履行をもって収益を認識する。その意味では、利益観としての資産負債アプローチ(assets and liabilities view)には整合している。

とはいえ、収益は、履行義務の充足によって認識されることから、契約時に収益は認識されない。その意味で、当初 IASB/FASB が想定していた現在出口価格アプローチは、否定されている。また、取引価格を算定し、当初取引価格をベースに収益認識を行うことから、討議資料における当初取引価格アプローチを踏襲しているものと見られる。

その後も検討を重ね、改訂公開草案を公表することで合意している (IASB[2011]p.8)。

## (2) 認識中止 (derecognition) プロジェクト

ここでのテーマは金融資産・金融負債の認識の中止である。IASB の現行規定は国際財務報告基準第9号(IFRS9)であるが、そこではリスク・経済価値アプローチを基本とし、

チ」を、利益観の一つとしての assets and liabilities view の訳語として用いている。

補助的に支配の有無により認識の中止を判断する。金融資産は、それが譲渡され、実質的に全てのリスクと経済価値が譲渡された場合には認識を中止せねばならない (IASB[2010h]par. 3.2.6(a))。リスクと経済価値のほとんど全てを移転したわけでも、ほとんど全てを保持しているわけでもない場合には、(i)支配を失っている場合には金融資産の認識の中止を行い、(ii)支配を有していてその金融資産に継続的に関与している場合には、継続的関与している部分について金融資産の認識を継続する (IASB[2010h]par. 3.2.6(c))。かかる現行規定は複雑で、実務上適用が難しいと指摘されてきた (IASB[2009a]par. IN1)。

そこで、2009 年 3 月公表の公開草案『認識の中止』では、(a)資産からのキャッシュ・フローに対する契約上の権利がなくなった時、(b)実体が資産を移転して継続的関与を有していない時、または(c)実体が資産を移転して継続的関与を保持しているが、譲受人が当該資産を自らの利益のために移転する実務的な能力を有している時の、いずれかの条件を満たした場合、資産の認識を中止しなければならない(IASB[2009a]par. 17A)。「譲受人が譲渡人から受取った資産の経済的便益を支配している場合に、譲渡人において金融資産の認識が中止され、譲受人において金融資産が認識される」(あらた監査法人企業会計研究会[2009]129 頁)。ここで支配とは、「資産に伴う将来キャッシュ・インフローを得る(将来キャッシュ・インフローにアクセスする)ことができ、将来キャッシュ・インフローに対する他者のアクセスを制限できる能力」(IASB[2009a]par. BC12)を指し、現行概念フレームワークの資産の定義の「支配」の概念と整合しているが、譲渡人ではなく譲受人による支配を中心にしている。実質的に全てのリスクと経済価値の譲渡を認識中止の要件にしていない点と、譲受人による支配の獲得により認識中止を判断する点が、従来と大きく異なる。

これらの規定において、譲渡人ではなく譲受人における「支配」を重視する点は、収益 認識の公開草案において、顧客が財・サービスに対する支配を獲得することをもって財・ サービスの移転と履行義務の充足、および収益の認識を要求するのと整合している。

なお、金融負債は、現在の義務が消滅し、かつ、当該義務に関して経済的な資源を譲渡することがもはや求められなくなったときに、認識を中止する(IASB[2009a]par. 39A)。 現状では、2010年10月のIFRS第7号の改訂により、公開草案の内容のうち、開示に関する部分のみが基準化されたに過ぎず、認識中止規準に係る検討は現在、中断している。

## 第6節 おわりに

概念フレームワーク・プロジェクトのフェーズBでは、資産・負債の定義の変更を提案 しようとしている。資産の暫定的定義は、発生可能性の高低を認識規準から排除している 点、過去の取引・事象によるとする条件を排除した点、契約等による無条件の約束を経済 的資源として資産としていること、現在において経済的資源が存在することが資産の要件 になっている点,支配を「他者が有さない権利その他のアクセス」と置き換えている点において,従来とは異なる。他方,負債の暫定的定義は,発生可能性の高低を認識規準から排除している点,過去の取引・事象によるとする条件を排除した点,現在の義務が存在することが負債の要件になっている点,待機義務という新しい概念を導入した点,および負債に係る将来の不確実性を測定面で対処しようとしている点が,従来とは異なる。この負債の定義は,負債プロジェクトと連動している。

そして, 持分の性質を有する金融商品プロジェクトでは, IAS32の修正を検討している。 そこでは, 基本的に現行概念フレームワークやフェーズ B における負債の定義と, 残余と しての持分の定義を前提にした議論を進めている。

収益認識プロジェクトでは,資産・負債の変動を基礎に収益を計上しようとしているが, 結果的には従来通りの実現稼得過程アプローチと同様の収益認識規準になっている。

認識中止プロジェクトでは,譲受人による「資産」の支配の有無により認識を中止することが規定されている。ここでは資産の定義との整合性を基礎にしている。その意味では,認識中止プロジェクトでは,概念フレームワーク (および概念フレームワーク・プロジェクト)や収益認識プロジェクトと整合した認識中止規準を構築しようとしている。

概念フレームワーク・プロジェクトのフェーズBでは、資産・負債の定義から発生可能性に関する文言を削除し、発生可能性の高低による認識規準を削除することによって、定義に合致する全ての項目を認識の対象とすることが提案されている。また、従来の概念フレームワークにおける認識規準に見られた測定可能性の問題については、測定の問題として取り扱おうとしている。そして当該プロジェクトが、周辺の関連する個別基準のプロジェクトと連動する形で進んでいる。このことより、IASB/FASBが、利益観としての資産負債アプローチを志向し、それを徹底させようとしていることは指摘できよう。

しかし、測定可能性の問題を認識ではなく測定の局面で扱うことになるため、測定の信頼性が損なわれる可能性がある。フェーズ $\mathbf{B}$ は、従来認識面で取り扱っていた不確実性の問題を、測定面に丸投げしたともいえよう。

### 参考文献

- FASB[1984], Statement of Financial Accounting Concepts No. 5, Recognition and Measurement in Financial Statements of Business Enterprises, FASB, 平松一夫・広瀬義州訳[2002]『FASB 財務会計の諸概念〈増補版〉』中央経済社。
- ——[2002], "The Revenue Recognition Project," *The FASB Report*, December 24, 2002.

- [2007], Preliminary View, Financial Instruments with Characteristics of Equity, FASB. -[2009a], Financial Instruments with Characteristics of Equity, Board Meeting Handout, August 27, 2009, FASB. -[2010], "Conceptual Framework – Elements and Recognition," *Project Update* (Last Updated on March 15, 2010). IASB[2005], Exposure Draft, Amendments to IAS 37 Provisions, Contingent Liabilities and Contingent Assets and IAS 19 Employee Benefits, IASB. —[2009a], Exposure Draft, *Derecognition*, IASB. -[2009b], International Accounting Standard No. 32, Financial Instruments: Presentation, IASB, IASC 財団編,企業会計基準委員会・財務会計基準機構監訳 [2010]『国際財務報告基準 (IFRS) 2010』中央経済社。 -[2010a], Exposure Draft, Measurement of Liabilities in IAS 37, IASB. -[2010b], Financial Instruments with Characteristics of Equity: Initial Discussion of the Modified IAS32 Approach, Agenda paper 3, February 2, 2010, IASB. -[2010c], Financial Instruments with Characteristics of Equity: Broad Classification Questions, Agenda paper 15, February 18, 2010, IASB. -[2010d], Liabilities, International Financial Reporting Standard [X], Working Draft, February 19, 2010, IASB. -[2010e], Exposure Draft, Revenue from Contracts with Customers, IASB, 企 業会計基準委員会訳[2010]『顧客との契約から生じる収益』,企業会計基準委員会。 -[2010f], Liabilities-IFRS to replace IAS 37, Recognising Liabilities Arising from Lawsuits, IASB Staff Paper (April 7, 2010), IASB. -[2010g], The Conceptual Framework for Financial Reporting, IASB, IASC 財 団編,企業会計基準委員会・財務会計基準機構監訳[2010]『国際財務報告基準 (IFRS) 2010』中央経済社。  $-[2010\mathrm{h}],$  International Financial Reporting Standard No. 9, *Financial* Instruments, IASB. –[2011], *IASB Update*, June 2011. IASC[1998], International Accounting Standard No. 37, Provisions, Contingent
- IASC[1998], International Accounting Standard No. 37, *Provisions, Contingent Liabilities and Contingent Assets*, IASC, IASC 財団編,企業会計基準委員会・財務会計基準機構監訳[2010]『国際財務報告基準(IFRS) 2010』中央経済社。
- あらた監査法人企業会計研究会[2009]「金融危機と金融資産の認識の中止」『企業会計』第 61 巻第 8 号, 128-132 頁。
- 池田幸典[2010]「金融商品会計における負債と持分の区分規準の変容」『産業経理』第 70

巻第1号,63-72頁。

- 松本敏史[2009]「資産負債アプローチによる収益認識基準」日本会計研究学会スタディ・ グループ(主査 藤井秀樹)『会計制度の成立根拠と GAAP の現代的意義〔中間報告〕』 日本会計研究学会,49-67 頁。
- -----[2010]「IAS37 号を巡る動きと計算構造の変化」『企業会計』第 62 巻第 9 号, 25-32 頁。
- 山下寿文[2011]「最近の IASB における引当金会計基準化の動向」『會計』第 180 巻第 1 号, 17-29 頁。
- 山田辰巳[2010a]「概念フレームワーク改訂プロジェクトについて」『企業会計』第 62 巻 第 8 号, 23-30 頁。
- ———[2010b]「IASB 会議報告(第  $124\sim126$  回会議)」『会計・監査ジャーナル』第 22 巻第 12 号,35-45 頁。
- ———[2011]「IASB 会議報告(第  $127\sim129$  回会議)」『会計・監査ジャーナル』第 23 巻第 1 号、46-60 頁。

(池田 幸典)

# 第1節 はじめに

現在、国際会計基準審議会(IASB)と財務会計基準審議会(FASB)は、会計基準のコンバージェンスを進める一方で、概念フレームワークのコンバージェンスにも取り組んでいる。両審議会は、概念フレームワーク・プロジェクトを8つのフェーズに分け、審議を進めている。これらのフェーズの中で審議が完了したのは、フェーズA「目的及び質的特性」である。IASBとFASBは、2006年7月に予備的見解(FASB/IASB[2006])、2008年5月に公開草案(FASB/IASB[2008a])を公表し、2010年10月にフェーズAに関する概念フレームワークを公表した1。

また、IASBとFASBは、フェーズD「報告エンティティの概念」に関して検討を進め、2008 年 5 月に予備的見解(FASB/IASB[2008b])、そして 2010 年 3 月に公開草案 (FASB/IASB[2010])を公表した。両審議会は、FASB/IASB[2010]へのコメントレターで幾つかの重要な問題が提起され、当該問題を解決するために時間が必要とされることから、審議を進めていたフェーズB「構成要素の定義、認識及び認識中止」とフェーズC「測定」とともに、現在、審議を中断している $^2$ 。

本章の課題は、IASB と FASB の概念フレームワーク・プロジェクトのフェーズ C 「測定」に関して、現時点(2011年8月)までの審議の動向を概観し、その方向性を明らかにすることである。現時点において、フェーズ C は、第 6 章で検討されたフェーズ B と同様に、討議資料など一定の纏まった成果が公表されていない。そこで、本章では、両審議会

<sup>1</sup> FASB は、2010 年 9 月に財務会計概念書(SFAC)8 『財務報告のための概念フレームワーク』(FASB[2010b])を公表し、第 1 章に財務報告の目的、第 3 章に有用な財務情報の質的特性を規定し、SFAC1 『営利企業の財務報告の基本目的』(FASB[1978])と SFAC2 『会計情報の質的特性』(FASB[1980])を無効にした。また、IASB も 2010 年 9 月に『財務報告のための概念フレームワーク 2010 年』(IASB[2010])を公表し、『財務諸表の作成表示に関する枠組み』(IASC[1989])の財務報告の目的と財務諸表の質的特徴を差し替えている

<sup>&</sup>lt;sup>2</sup> FASB の Web によると、2011 年 4 月時点で、フェーズ C とフェーズ D は 2011 年 12 月以降に審議が再開される予定である。一方、フェーズ B については、審議の再開の時期が明記されていない。

なお、フェーズ E「財務報告の境界及び表示と開示」、フェーズ F「フレームワークの目的及び位置づけ」、フェーズ G「非営利実体に対するフレームワークの適用」、そしてフェーズ H「未決定事項」については、審議が始まっていない。

が公表するボード会議などの資料を用いて、フェーズ C の現状とその方向性を把握する。しかしながら、ボード会議などの資料のみでフェーズ C の方向性を把握すれば、それを見誤る可能性がある。本章では、IASB と FASB が取り組んでいる個別の会計基準のプロジェクトの成果を用いて、フェーズ C の方向性を確認する。概念フレームワークに基づいて、会計基準が作成される場合、概念フレームワークと会計基準が首尾一貫することが期待される。本章では、測定に関する会計基準のプロジェクトの動向を通じて、フェーズ C の方向性を確認したい。

本章の構成は、次のとおりである。第2節では、IASBと FASBの現行概念フレームワークの測定基準について確認する。第3節では、両審議会の概念フレームワーク・プロジェクトの測定フェーズの動向を概説し、その方向性を明らかにする。第4節では、個別の会計基準のプロジェクトの動向に照らし合わせて、上記の方向性を確認する。第5節では、本章の検討結果を要約し、今後の検討課題について言及する。

## 第2節 現行概念フレームワークにおける測定基準

IASB と FASB は、財務報告の目的を「経済的意思決定を行うときに有用な情報を提供する」と捉える「意思決定有用性アプローチ」(decision-usefulness approach)を採用する。当該アプローチは、AAA[1966]と AICPA[1973]の公表を契機に「会計専門家の認知と広範な影響力を獲得した」(AAA[1977]pp. 10-11)考え方であり、両審議会の概念フレームワークを支える基礎理論として位置づけられる(津守[2002]第5章;藤井[1997]第3章)。また、IASB と FASBの概念フレームワークは、「資産および負債の定義とそれらの変動に基づいて」(FASB[1976]par. 209)利益を測定する「資産負債アプローチ」(asset and liability view)を基礎的な会計観として採用する。両審議会は、資産を「将来の経済的便益」(FASB[1985]par. 25; IASC[1989]par. 49)と定義することによって、「将来の経済的便益を基礎概念とする〔財務諸表構成要素の〕定義の連鎖的体系」(藤井[1997]74頁)を導き出している。

このように、IASBとFASBは、将来キャッシュ・フローを媒介にして「意思決定有用性アプローチと定義の〔連鎖的〕体系の接合を体現した」(藤井[1997]80 頁)資産負債アプローチを概念フレームワークとして採用するが、どのような測定基準に基づいて資産と負債を測定するのであろうか。本節では、以下、IASBとFASBの現行概念フレームワークにおける測定基準について概説する3。

IASB の前身である国際会計基準委員会(IASC)は,1989 年 7 月に『財務諸表の作成表示に関する枠組み』(IASC[1989])を公表し,IASB は,IASC の概念フレームワークを

74

<sup>&</sup>lt;sup>3</sup> IASB と FASB の改訂前の概念フレームワーク全体を比較検討した先行研究として,安藤編[1996]と概念フレームワークに関する研究委員会報告[2001]などが挙げられる。

引き継いでいる。IASB(IASC)は、概念フレームワークにおいて、財務諸表の測定基準 (measurement basis) として、次の4つを列挙する。すなわち、(1)取得原価、(2)現在原価、(3)実現可能(決済)価額、そして(4)現在価値である(IASC[1989]par. 100; IASB[2010]par. 4.55)。ここで、IASB(IASC)は、「財務諸表において、多くの異なる測定基準が異なる程度で、そして種々の組み合わせで使用されている」(IASC[1989]par. 100; IASB[2010]par. 4.55)と指摘し、上記の4つの測定基準を提示する。

一方、FASBは、1984 年 12 月に財務会計概念書(SFAC)5 『営利企業の財務諸表における認識と測定』(FASB[1984])を公表し、財務諸表の測定属性 (measurement attribute)として、次の5つを挙げている4。すなわち、(1)歴史的原価(実際現金受領額)、(2)現在原価、(3)現在市場価値、(4)正味実現可能(決済)価額、そして(5)将来のキャッシュ・フローの現在(または割引)価値である(FASB[1984]par. 67)。ここで、FASBがこの5つの測定属性を列挙するのは、「5つの異なる測定属性が現行の会計実務において用いられる」(FASB[1984]par. 67)からである。つまり、FASBは、現行の会計実務で使用される測定属性を提示することによって、「あらゆる種類の資産と負債に単一の〔測定〕属性を用いさせるように、単一の〔測定〕属性を選択させ、かつ実務を急激に変えようとするものではなく、異なる〔測定〕属性が引き続き用い続けられるように提案する」(FASB[1984]par. 70)のである。

以上のように、IASBとFASBは、概念フレームワークの中で複数の測定基準(測定属性)を提示し、資産と負債の定義と測定を分離している(津守[2002]第7章;藤井[1997]第4章)。すなわち、両審議会は、資産負債アプローチを概念フレームワークの基礎的な会計観とするが、会計観と測定基準(測定属性)を切り離し、複数の測定基準を容認する混合測定アプローチを採用する。ここで、現在市場価値がFASBの概念フレームワークには含まれるが、IASBのそれには含まれないという違いはあるものの、両審議会が示す測定基準を見る限り、両者の間に大きな差異は見られない5。IASBとFASBは、概念フレームワーク

\_

<sup>4 「『</sup>測定属性』とは、歴史的原価/実際現金受領額、現在原価/現在現金受領額などのように、数量化または測定されるべき要素の特質または側面をいう。属性は測定よりも狭い概念であり、それには測定属性の識別のみならず、測定単位(例えば、貨幣単位や恒常的購買力単位)の選択も含まれる」(FASB[1978]par. 2, fn. 2)。

<sup>5</sup> ただし、FASB は、2000 年 2 月に SFAC7 『会計測定におけるキャッシュ・フロー情報 および現在価値の使用』(FASB[2000])を公表し、現在価値の目的とその使用に関する一般的な原則を提供する(FASB[2000]par. 11)。FASB は、現在価値を直接的測定と会計的配分に分類し(FASB[1990])、直接的測定の目的として公正価値の推定(FASB[2000]par. 25)、そして会計的配分の目的として利息法の適用(FASB[2000]par. 89)を指摘し、現在価値の適用方法を規定する。

FASB は、SFAC5 で現在価値を「資産または負債が歴史的原価、現在原価、または現在市場価値を用いて認識・測定された後に適用しうる償却原価法」(FASB[2000]par. 6)と捉えていた。この現在価値の捉え方は、IASC[1989] (IASB[2010])においても同様であると解釈できる (IASC[1989]par. 100(d); IASB[2010]par. 4.55(d))。ところが、SFAC7は、現在価値を当初認識時または当初認識以降に市場価格が存在しないときに公正価値を

の測定を論じる際に、会計実務で使用される測定基準を列挙するのみで、規範的に記述せず、「測定に関する概念的な指針」(Storey and Storey[1998]p. 159)を提供していない。

第3節 概念フレームワーク・プロジェクトにおける測定フェーズの動向と方向性

このように、現行の IASB と FASB の「概念フレームワークは〔複数の測定基準を羅列的に記述するのみで〕様々な測定基準の長所と短所を分析しておらず、また列挙された〔測定〕 基準を選択する指針またはその他の代替案を検討する指針を提供していない」(IASB/FASB[2007a]p. 2)。そこで、両審議会は、概念フレームワークが会計基準の新設・改廃の際に使用される指針として機能していないと問題提起し、当該問題を解決するために、測定フェーズの検討を開始した(IASB/FASB[2007a]pp. 1-2)。本節では、2008 年以前と以後に分けて、概念フレームワークの測定フェーズの動向を概説し、その方向性を明らかにする。

## (1) 2008 年以前の測定フェーズの動向

IASB と FASB は、測定問題の固有の複雑さのために、測定フェーズを 3 つのマイルストーンに分けて、審議を進めることとした(IASB/FASB[2007c]pp. 2-3)。すなわち、マイルストーン I で測定基準の候補を選択し、候補となった測定基準を、マイルストーン II で会計情報の質的特性(目的適合性、忠実な表現、比較可能性、理解可能性)の観点から評価する。そして、マイルストーン III では、マイルストーン II で個別評価した測定基準のランク付けを行い、概念フレームワークの中に含める測定基準が選択される。

IASBとFASBは、測定フェーズの検討に先立ち、「なぜ単一の測定基準があらゆる財務諸表の目的のために使用されないのか」(IASB/FASB[2007a],p. 3)という問題意識の下、2007年1月と2月に円卓会議を催している6。マイルストーンIIIの中でも、「単一の測定基準がすべての財務諸表の目的のために使用されるべきか、それとも異なる〔測定〕基準が異なる目的(例えば、当初測定と当初以降の測定、資産と負債、そして資産と負債の種類)のために使用されるべきか」という問題が設定されている。このことは、両審議会が単一の測定基準を目標として測定フェーズを進めることを狙っていたと示唆する。

まず、IASBとFASBは、マイルストーンIにおいて、現行の会計基準などを棚卸しして、 9つの測定基準を候補として選択した、両審議会は、価格(value)・価値(price)と時間

推定するために使用する。このことは、SFAC5 と IASC[1989] (IASB[2010])、そして SFAC7 の間で現在価値の捉え方が異なることを意味する。1990 年代以降の FASB の現在 価値の変遷については、角ヶ谷[2009]第 13 章などを参照されたい。

<sup>6</sup> 円卓会議は、香港(2007年1月)、ロンドン(2007年1月)、ノーウォーク(2007年2月)で開催された。円卓会議での議論の詳細については、金子・豊田・辻山[2007]やIASB/FASB[2007b]などを参照されたい。

という 2 つの規準を用いて、測定基準の基本的な属性(basic properties)を整理している 7。この 2 つの規準を用いて 9 つの測定基準を整理すると、図表 7-1 のように表される。

図表 7-1 測定基準の候補

	過去	現在	将来
価格	過去入口価格過去出口価格	現在入口価格 現在出口価格 現在均衡価格	将来入口価格 将来出口価格
価値		使用価値	
その他	修正過去金額		

出所: IASB/FASB[2007c]p. 8 に基づき作成した。

IASBとFASBは、上記の 9 つの測定基準を候補として列挙した 8。当初の予定では、マイルストーンIで候補とされた測定基準 9を、マイルストーンIIで会計情報の質的特性の観点から評価し、マイルストーンIIIで当該評価に基づいて測定基準のランク付けを行うこととなっていた(IASB/FASB[2007c]p. 3)。両審議会は、2007 年 11 月に予定を変更し、マイルストーンIIの中で、測定基準の評価を行うだけではなく、測定基礎のランク付けも行うこととした(IASB[2007a]pars. 3-4)。

そこで、IASB と FASB は、測定基準の評価とランク付けに関する意思決定プロセスの 開発を 2008 年上旬に行い、ボード会議で審議することを予定していた。しかしながら、 2008 年中に概念フレーワークの測定に関してボード会議が開催されたのは、2008 年 11 月のみであり、その会議において、会計基準レベルの意思決定を行うための「新しいアプローチ」(new approach)が審議されることとなる(FASB[2010c])。以下、項を改めて、 2008 年以降の測定フェーズの動向を概説する。

\_

 $<sup>^7</sup>$  IASB/FASB[2007c]は,次のように価格と価値を捉えている。すなわち,「価格と価値の双方は経済的効用または富の評価である」(IASB/FASB[2007c]p. 6)が,「価値は個人または実体にとって特有のものである一方で,価格は市場によって決定され,個人または実体にとって資産または負債の経済的富を反映しないかもしれない」(IASB/FASB[2007c]p. 6)。 8 ここで,歴史的原価と公正価値は,共通の定義が無く,しばしば誤解を招くことから,測定基準の候補として控除されている。ただし,過去に関する測定基準の候補はともに歴史的原価の概念を構成し,現在に関する測定基準の候補は公正価値の様々な概念を包含する(IASB/FASB[2007c]p. 5)。

<sup>9</sup> ただし、マイルストーン I で候補とされた 4 つの測定基準(過去出口価格、現在均衡価格、将来入口価格、将来出口価格)について、スタッフが事前に有用性を評価したところ、最も低く評価された。そこで、4 つの測定基準を控除して、マイルストーン II を実施することとした(IASB[2007b]pars. 3-4)。

### (2) 2008 年以降の測定フェーズの動向

本項では、以下、2009年6月のIASBボード会議で議論された概念フレームワークの測定に関する草案をおもに使用して、測定フェーズの動向を概観する。なぜならば、現時点において、測定フェーズに関するIASBとFASBの考え方が纏まった形で公表されているのは、当該資料だけだからである 10。

まず、IASB[2009] (par. ME3) は、「財務報告の多くの理論は、単一の測定値 (measure) の使用が財務報告の目的を最善に達成し、したがって財務諸表利用者に著しく便益を提供すると仮定または結論づけられてきた」が、「その測定値が何であるのかに関する合意がない」こと、そして「伝統的な会計実務 [……など] は異なる測定値の使用をもたらし、その状況は近い将来に変化しないであろう」と述べている。そこで、「混合測定財務報告システム(mixed-measure financial reporting system)」(IASB[2009]par. ME3)を前提として、会計情報の質的特性とコストの制約を勘案して、測定値を決定することが提案されている <sup>11</sup> (IASB[2009]par. ME11)。IASB[2009]は、現行の混合測定財務報告システムの下で、利用可能な測定値を図表 7-2 のように分類する。

図表 7-2 混合測定報告システムの下で利用可能な測定値

現在の測定値	現在以外の測定値	
現在価格:	過去価格:	
現在入口価格(実際または見積)	過去入口価格(実際または見積)	
現在出口価格(見積)	過去出口価格(見積)	
現在価値算定:	修正過去価格:	
使用価値	累積または増加	
公正価値ベースの金額	配分または償却	
その他所定の現在価値算定	結合	
	割引前将来キャッシュ・フロー	

出所: IASB[2009]par. ME23。

-

<sup>10</sup> IASB と FASB は、2009 年 12 月の合同会議において、改訂版の草案(スタッフ資料)を検討しているが、公表されていない(FASB[2010c])。

<sup>&</sup>lt;sup>11</sup> IASB と FASB は、2008 年 11 月のボード会議において、「最適な測定条件」(optimal measurement condition)と「次善の測定条件」(suboptimal measurement condition)に分けて、資産と負債の当初認識以後の測定について検討した(IASB[2008b];FASB[2008b]).最適な測定条件下では、現在価値(current-value)測定が他の測定よりも将来キャッシュ・フローの予測に役立つと指摘されている(IASB[2008b]par. 10;FASB[2008b]par. 9)。一方、次善の測定条件下では、会計情報の質的特性(目的適合性、忠実な表現、比較可能性、そして理解可能性)とコスト・ベネフィットを勘案して、測定基準の決定を行うことが提案されている(IASB[2008b]par. 13;FASB[2008b]par. 12)。

そして、会計情報の質的特性を反映した4つの要素とコスト制約を考慮して、測定値が決定される。その4つの要素とは、(1)価値実現方法(目的適合性)、(2)信頼度(忠実な表現と検証可能性)、(3)首尾一貫した測定値(比較可能性と理解可能性)、そして(4)利益要素の分離(目的適合性と理解可能性)である(IASB[2009]pars. ME12-ME21)。ここで、「資産または負債の価値実現方法と測定値の報告コストがおそらく考慮すべき最も重要な測定要素である」(IASB[2009]par. ME25)。つまり、「残りの測定要素である信頼度、首尾一貫した測定値、そして利益要素の分離は、価値実現方法とコストが〔……〕代替的な測定値を減少した後に特定の測定値の選択を取り出すときに役立つのである」(IASB[2009]par. ME26)。

このように、IASB[2009]では、混合測定報告システムを前提として、会計情報の質的特性とコストを考慮して、測定値を決定する考え方が示されている。このような混合測定報告システムを前提とする考え方は、現在でも維持されていると考えられる。IASBと FASBは、2010 年 7 月の合同会議で財務報告の目的を達成する手段として「全体的アプローチ (holistic view)」を提案し(IASB/FASB[2010b]pars. 16-18)、暫定的に合意している(FASB[2010c])。このアプローチは、「財政状態計算書と包括利益計算書の双方が経営者の受託責任と報告エンティティの将来キャッシュ・フローの予測に役立つ情報を提供する」(IASB/FASB[2010b]par. 16)考え方である。「特定の(または同グループの)資産または負債に関する最も目的適合的な財務諸表の測定は〔……〕報告エンティティの将来キャッシュ・フローの予測に関する集約的な情報を最大化する測定である」(IASB/FASB[2010b]par. 33)ため、単一の測定値に限定されないのである。

## (3) 測定フェーズの方向性

本節では、以上、IASB と FASB のボード会議の資料などを用いて、概念フレームワーク・プロジェクトの測定フェーズの動向を概説した。両審議会は、当初、単一の測定基準を目指して測定フェーズの審議を進めてきたが、2008 年以降、混合測定アプローチを前提として議論を進めている。それでは、IASB と FASB は、どのような単一の測定基準を指向していたのであろうか。測定フェーズにおいて、会計情報の質的特性を考慮して測定基準が検討されていることから、本項では、以下、概念フレームワークのフェーズAの成果から両審議会が選好する測定基準を推測する。

IASBとFASBは、2006 年 7 月に予備的見解『財務報告の目的と意思決定に有用な財務報告情報の質的特性』(FASB/IASB[2006])を公表し、財務報告の目的と会計情報の質的特性に関して改訂を行っている。FASB/IASB[2006]は、従来の概念フレームワーク (FASB[1980]; IASC[1989])で主要な会計情報の質的特性であった「信頼性」(reliability)に代えて、「忠実な表現」(faithful representation)を基礎的な質的特性とすることを提案する。FASB/IASB[2006]は、その理由として、(1)検証可能性を重視する見解、(2)表現の忠実性を重視する見解など信頼性が様々な意味で使用され、統一した見解がないことを

指摘する  $^{12}$  (par. BC2.26)。それでは、このような信頼性の多様性は、測定基準の選択にどのような影響を与えるのであろうか。

まず、表現の忠実性は、「ある測定値または記述とそれが表現しようとする現象とが対応(correspondence)または一致(agreement)すること」(FASB[1980]par. 63)と定義される。つまり、表現の忠実性は、経済的現象や事象を財務諸表上で忠実に表現しようとすることを意味する(IASC[1989]par. 33)。ここで、歴史的原価を重視する「今日の多くの財務諸表は、表現される経済的現象を公正価値測定値ほど、あるいは公正価値測定値よりも忠実に表現していない」(Johnson[2005]p. 4)という記述が示すように、表現の忠実性は、歴史的原価よりも公正価値(市場価格)を測定基準として選好すると考えられる。

一方,検証可能性は、「測定者間の合意を通じて、情報が表現しようとするものを表現すること、または選択された測定方法が誤謬または偏向なく使用されることを保証する能力」(FASB[1980]Glossary of Terms)と定義される <sup>13</sup>。検証可能性は、「会計測定値それ自体が検証される」(FASB[1980]par. 87)「直接的な検証可能性(direct verification)」(Johnson[2005]pp. 2-3)と「測定値を得るために使用される会計手続のみが検証される」(FASB[1980]par. 87)「間接的な検証可能性(indirect verification)」(Johnson[2005]pp. 2-3)に区別される(Storey and Storey[1998]p. 106-111)。

ここで、直接的な検証可能性の例として「市場性ある有価証券の観察できる市場価格」 (Johnson[2005]p. 3) が挙げられるように、公正価値(市場価格)は、直接的な検証可能性と整合的である。これに対して、「一会計期間の減価償却費の金額は、償却方法、使用される見積要素、そして適用の首尾一貫性を検証することによって、通常、間接的に検証されるに過ぎない」(FASB[1980]par. 87) という記述が示すように、歴史的原価は、間接的な検証可能性と整合する。また、類似資産の市場価格を用いて算定する公正価値、あるいはモデルを用いて算定する公正価値(mark-to-model による公正価値)は、測定値の要素や推定方法しか検証できないので、間接的な検証可能性と整合的である(徳賀[2008]26-27頁)。

このように、検証可能性と表現の忠実性のいずれを重視するのかによって、選好される

and Storey[1998]p. 110) という指摘もある。

<sup>12</sup> FASB/IASB[2006]と同様に、会計情報の信頼性に関する混乱は、同義でない「信頼性がある」(reliable)、「客観的である」(objective)、そして「検証可能である」(verifiable)という 3 つの用語を会計専門家などが同じ意味で使用してきたことに起因する(Storey

<sup>13</sup> 改訂前の IASB の概念フレームワークは,信頼性の構成要素として,表現の忠実性,実質優先主義,中立性,慎重性,そして完全性を挙げ(IASC[1989]pars. 33-38),検証可能性を信頼性の構成要素として明示的に含めていない。ところが,信頼性を定義する改訂前の「IASB の概念フレームワーク 31 項の『利用者に信頼されうる』(can be depended upon by users)という文言は,利用者が情報を信頼できることを利用者に保証する手段が必要であることを示唆する」(FASB/IASB[2006]par. BC2.16)ため,検証可能性は,暗黙的に信頼性の中に含まれていると解釈できる。

測定基準は異なる <sup>14</sup> (藤井[2009]96-98 頁)。FASB/IASB[2006]は,(1)信頼性に代えて忠実な表現を会計情報の質的特性と位置づけ,(2)忠実な表現の構成要素として検証可能性を含め,直接的な検証可能性を重視する(pars. QC 16 and QC23-QC26)。このことは,上述の検討を踏まえると,IASBとFASBが公正価値を測定基準として指向していることを意味する。さらに,(間接的な)検証可能性は,忠実な表現の構成要素として含められることから,歴史的原価と公正価値(mark-to-model)を比較したときに,忠実な表現を試みている公正価値(mark-to-model)が重視される可能性がある。

以上のことから、IASBとFASBは、単一の測定基準として公正価値を指向していたと解釈できる <sup>15</sup>。 両審議会は、2008 年以降、混合測定アプローチに基づいて概念フレームワークの測定フェーズを進めるが、公正価値を重視する傾向にある。このことは、信頼性に代えて忠実な表現を会計情報の質的特性とすることに対して、大多数のコメントレターが反対意見を提出していたにもかかわらず、公開草案(FASB/IASB[2008a])と概念フレームワーク(IASB[2010]; FASB[2010b])において、忠実な表現を会計情報の質的特性としていることからも明らかである <sup>16</sup>。また、IASB[2009]は、価値実現方法の観点から測定基準を検討する際に、「現在の測定値は、直接的価値実現の項目にとって、一般的に財務諸表利用者にとって目的適合的である」(par. ME36)が、「現在の測定値は、間接的価値実現の資産にとって、一般的に直接的価値実現の項目ほど目的適合的ではない」(par. ME41)と指摘する <sup>17</sup>。その一方で、IASB[2009]は、間接的価値実現の資産に対して、「現在以外

<sup>14</sup> 信頼性が様々な意味で使用されてきたことと関連して,目的適合性と信頼性のトレード・オフの捉え方について,次のような指摘がある。

<sup>「</sup>ある FASB と IASB の構成団体関係者(constituents)は、「両審議会が〕歴史的原価よりも公正価値を反映する財務諸表の測定値を要求する際に、規定されるトレード・オフの適切さを疑問視する。彼らの基礎的前提は、歴史的原価が〔……〕より信頼性が高いことである。この場合、当該関係者は、目的適合性と信頼性との間のトレード・オフが公正価値よりも歴史的原価を選好すべきであり、より一般的に、信頼性が財務諸表の測定値における支配的な特性であるべきと主張する」(Bullen and Crook[2005]p. 5)。

<sup>15</sup> 上述したように、IASB と FASB は、測定フェーズの検討に先立ち、2007 年 1 月と 2 月に円卓会議を開催している。香港の円卓会議に出席した金子氏は、「トゥイーディー議長をはじめ討論会に出席していた IASB-FASB の関係者には、資産負債の全面時価への強い意欲が感じられた」(金子・豊田・辻山[2007]157 頁) と円卓会議の様子を記している。

また、M. Barth 氏は、「概念フレームワークに関して、IASB と FASB は、概念フレームワークが単一の測定属性を特定すべきか否か、もしそうであるならば、その属性が公正価値であるべきか否か検討するであろう」(Barth[2007a]p.31)と指摘する。

<sup>16</sup> その一方で、IASB と FASB は、検証可能性を忠実な表現から分離し、補強的な質的特性 (enhancing qualitative characteristic) として位置づけている (FASB/IASB[2008a]; IASB[2010]; FASB[2010b])。このことに関して、O'Brien[2009]は、両審議会が公正価値を概念的に優れた測定システムとして促進する準備を進めたという解釈を示している。

 $<sup>^{17}</sup>$  価値実現とは,資産または負債の経済的価値が現金,他の資産,サービスへの転換,あるいは債務からの解放を意味する(IASB[2009]par. ME29)。ここで,価値実現は, $^{1}$  回のステップで価値実現が行われる直接的価値実現と $^{1}$  回のステップ以上で価値実現が行われる間接的価値実現に分けられる(IASB[2009]pars. ME30-ME35)。

の測定値がデフォルトで目的適合的であることを意味しない」(IASB[2009]par. ME41) と指摘し、現在の測定値が目的適合的である可能性を示唆している (IASB[2009]par. ME42)。このように、IASBとFASBは、公正価値を多くの状況で見込みのある測定基準と考え、会計基準の新設・改廃を進め (Barth[2007b]p. 11)、2011 年 5 月に公正価値に関する会計基準の公表と改訂を行っている 18。

## 第4節 単一の測定基準から混合測定アプローチ

上述したように、IASB と FASB は、当初、単一の測定基準を指向して測定フェーズの議論を進めてきたが、2008 年以降、混合測定アプローチに基づいて審議を進めている。本節では、当該推定が妥当なのか否か、個別の会計基準のプロジェクトを用いて確認する。本節では、金融商品プロジェクトと収益認識プロジェクトを取り上げて、測定フェーズの方向性を検証する。

## (1) 金融商品プロジェクト

1990 年代後半以降,金融商品の全面公正価値会計は提案されてきたが (IASC/CICA[1997]; FASB[1999]; JWGSS[1999]; JWGSS[2000]),提案の度に多くの反対に直面してきた(草野[2008]103-106頁)。IASBとFASBは,混合測定アプローチに基づいて,公正価値オプションを導入するなど金融商品の会計基準の改訂を進めてきた。ところが,当該方法は暫定的な方法として捉えられ,両審議会は,2005年10月に「すべての金融商品が公正価値で測定され,実現利益と未実現利益を発生期間に〔利益として〕認識されること」(IASB[2005]p. 5)を長期的な目標と掲げ,金融商品の全面公正価値会計を目指し審議を進めてきた。

その最初の成果として、2008 年 3 月に討議資料『金融商品の報告における複雑性の軽減』(IASB[2008a]) が公表された 19。その中で、IASBとFASBが要求する「金融商品を測定する多くの方法は、今日の〔金融商品会計を巡る〕複雑性の主要な理由の 1 つである」(IASB[2008a]par. BD2) ため、「そのような測定関連の問題に対処する長期的な解決策は〔……〕全種類の金融商品を同一の方法で測定すること」(IASB[2008a]par. IN5) と指摘されている。とりわけ、IASBとFASBは、「公正価値が全種類の金融商品にとって適切な唯一の測定基礎である」(IASB[2008a]par. IN5) と位置づけ、金融商品の全面公正価値

<sup>18</sup> IASB は,2011 年 5 月に国際財務報告基準(IFRS)13『公正価値測定』を公表し,公正価値の定義と指針を規定した。また,FASB は,IFRS13 の公表に合わせて,会計基準更新(Accounting Standard Update: ASU)No. 2011-04『公正価値測定』(Topic 820)を公表し,IASB との差異を調整した。

<sup>19</sup> FASB は、2008 年 3 月に IASB[2008a]と同じ表題の意見聴取『金融商品の報告における複雑性の軽減』(FASB[2008a]) を公表したが、IASB と共同で公表したものではない。ただし、FASB[2008a]の付録に IASB[2008a]が添付されている。

会計を指向していた。

ところが、サブプライムローン問題を契機とした金融危機が発生し、金融危機は、金融商品会計の方向性に大きく影響を与える。IASBは、金融資産の分類と測定の見直しを行い、2009年11月に国際財務報告基準 (IFRS)9『金融商品』を公表した。IFRS9は、公正価値で測定される金融資産と償却原価で測定される金融資産の2つに分類し (IFRS9,par. 4.1)、一定の要件を満たす金融資産を償却原価で測定するが20(IFRS9,par. 4.2)、当該要件を満たさない金融資産を公正価値で測定することを要請する (IFRS9,par. 4.4)。一方、金融負債は、公正価値オプションが適用されるものなどを除き、当初認識以後、償却原価で測定される (IAS39,par. 47)。

FASBは、金融資産と金融負債の認識・測定とヘッジ会計の見直しを行い、2010年5月に公開草案『金融商品会計とデリバティブ及びヘッジ活動の会計に関する改訂』(FASB[2010a])を公表した。FASBは、「金融商品に対して公正価値を標準的な測定属性(default measurement attribute)」(FASB[2010a]par. BC59)と定め、基本的には、金融商品を公正価値で測定することを提案する(FASB[2010a]pars. 12 and 19)。つまり、一定の要件を満たす金融負債 21や要求払預金などを除き (FASB[2010a]pars. 28-34)、金融資産と金融負債は、公正価値で測定されるのである。

しかしながら、FASB は、その後の審議において、次の要件を満たす金融資産を償却原価で測定することを暫定的に決定している。すなわち、(1)ビジネス戦略として実質上すべての契約上のキャッシュ・フローを回収することを目的として取得すること、(2)潜在的な信用損失が生じたときに債務者と交渉を通じて信用リスクを管理できること、そして(3)売買目的で金融商品を取得していないことである (FASB[2011]p. 3)。また、金融負債は、移転目的または短期売買のものを除き、償却原価で測定されることが暫定的に決定されている (FASB[2011]p. 5)。現時点において、FASB は、金融商品の測定に関して、償却原価で測定する金融商品と公正価値で測定する金融商品の2つに分類し、審議を進めている。以上のように、IASB と FASB は、当初、金融商品の全面公正価値会計を目指して議論を進めてきたが、金融危機を受けて、現在のところ、混合属性アプローチを前提に議論を行っている。したがって、現時点では、金融商品プロジェクトの方向性と概念フレームワークの測定フェーズの方向性は一致すると考えられる。

-

<sup>20</sup> IFRS9 は、金融資産を償却原価で測定するためには、次の 2 つの要件を要請する。すなわち、(1)金融資産の保有目的が契約上のキャッシュ・フローを受領することをビジネス・モデルとすること、そして(2)金融資産の契約条件が元本と利息の支払いのみでキャッシュ・フローを受領することである (IFRS9,par. 4.2)。

<sup>21</sup> FASB は、次の要件を満たす金融負債を償却原価で測定することを容認する。すなわち、(1)元本と一定の期日に利息を支払う負債性金融商品であること、(2)決済ではなく、元本と利息の支払いを通じてキャッシュ・フローを支払うというビジネス戦略を有すること、(3)組込デリバティブが主契約から分離して処理されるハイブリッド商品ではないこと、そして(4)金融負債の公正価値測定が認識済み資産と負債の測定属性のミスマッチを創出または増幅することである(FASB[2010a]pars. 21 and 28)。

## (2) 収益認識プロジェクト

IASB と FASB は、2002 年に収益認識プロジェクトを立ち上げ、現在、審議を進めている最中である。両審議会が収益認識プロジェクトに取り組むのは、現行の収益認識基準が(1)稼得過程の定義の不明確さとその適用の困難性、(2)資産と負債の定義との矛盾、そして(3)複合要素契約への指針の不十分さといった問題を抱えていると考えられていたからである(IASB/FASB[2008]pars. 1.3-1.16)。そこで、IASB と FASB は、現行の「実現・稼得過程アプローチ」(realization and earnings process approach)に代えて、資産と負債の変動に基づいて収益を認識する「資産・負債アプローチ」(asset and liability approach)を採用することを考えた。その際に、両審議会は、履行義務を公正価値で測定する「公正価値モデル」(fair value model)について検討を行った。当該モデルは、契約に伴う履行義務を第三者に法的に移転する際に支払うべき金額(法的移転額)を公正価値と捉え、履行義務の遂行や公正価値の変動によって収益を認識する方法である。

ところが、公正価値モデルは、公正価値推定の信頼性(表現の忠実性と検証可能性)、そして収益の早期認識と操作性の高さが懸念されるため、公正価値モデルに対して異議が唱えられた。そこで、IASBと FASBは、資産と負債の変動に基づいて収益を認識するが、履行義務を顧客対価額で測定する「顧客対価モデル」(customer consideration model)を代替案として提案した。当該モデルは、顧客との契約で規定された顧客対価額を各々の履行義務に配分し、その履行義務の遂行によって収益を認識する方法である。

公正価値モデルは「現在出口価格アプローチ」(current exit price approach) または「測定アプローチ」(measurement approach),そして顧客対価モデルは「顧客対価アプローチ」(customer consideration approach) または「配分アプローチ」(allocation approach) と称され、収益認識モデルについて検討が進められた。IASB と FASB は、2008 年 12 月に討議資料『顧客との契約における収益認識についての予備的見解』(IASB/FASB[2008]) を公表し、顧客対価額を各々の履行義務に配分し、その履行義務の遂行によって収益を認識する「当初取引価格アプローチ」(original transaction price approach),すなわち顧客対価モデルを提案する(IASB/FASB[2008]chap. 5)。一方、現在出口価格アプローチ(公正価値モデル)は、(1)収益認識パターン、(2)複雑性、そして(3)誤謬のリスクの問題点を抱えることから、履行義務の測定方法として棄却される(IASB/FASB[2008]pars. 5.17-5.24)。ただし、現在出口価格アプローチは、当初認識以後の履行義務の代替的な測定方法の1つとして示されている(IASB/FASB[2008]pars. B4-B7)。

IASBとFASBは、2010 年 6 月に公開草案『顧客との契約から生じる収益』 (IASB/FASB[2010a]) を公表し、財または用役と交換で顧客より受領する(と見込まれる)金額で収益を認識することを提案する(IASB/FASB[2010a]par. 2)。すなわち、取引価格(顧客対価額)を各々の履行義務に配分し、その履行義務の遂行によって収益を認識することから(IASB/FASB[2010a]par. BC79)、両審議会は、履行義務の測定方法として、

現在出口価格アプローチではなく、当初取引価格アプローチを提案する 22。

以上のように、IASB と FASB は、当初、公正価値モデル(現在出口価格アプローチ)に基づいて、収益認識プロジェクトに取り組んできた。ところが、公正価値モデルは、公正価値推定の信頼性や収益の早期認識など幾つかの重大な問題点を抱えているため、両審議会は、現在、公正価値モデルに代えて、顧客対価モデル(当初取引価格アプローチ)に基づいて、収益認識プロジェクトを進めている。このことは、収益認識において、公正価値(現在出口価格)以外の測定基準が認められることを意味するため、現時点では、収益認識プロジェクトの方向性と概念フレームワークの測定フェーズの方向性は一致すると考えられる。

#### 第5節 おわりに

本章では、以上、IASB と FASB の概念フレームワーク・プロジェクトにおける測定フェーズの動向を概観し、その方向性について検討した。まず、両審議会のボード会議の資料などを用いて、測定フェーズの現状とその方向性を明らかにした。IASB と FASB は、当初、単一の測定基準を指向していたが、現在は、混合測定アプローチに基づいて測定フェーズの検討を進めている。その際に、単一の測定基準として公正価値が想定されていたと解釈でき、混合測定アプローチに基づいて審議が進められているとはいえ、現在も公正価値が重視されていることに変わりはない。

次に、単一の測定基準(公正価値)から混合測定アプローチという方向性を個別の会計 基準のプロジェクトを用いて確認した。本章では、金融商品と収益認識のプロジェクトを 使用して、概念フレームワーク・プロジェクトの測定フェーズの方向性を検証した。いず れのプロジェクトにおいても、当初、公正価値のみが指向されたが、現時点では、公正価 値以外の測定基準も使用する方向で検討が進められている。測定フェーズの方向性と個別 の会計基準プロジェクトの方向性が軌を一にすることが確認された。

しかしながら、本章では、次のような検討課題が残されている。本章は、概念フレームワーク・プロジェクトの測定フェーズの方向性を検証するに当たり、個別の会計基準のプロジェクトとして金融商品と収益認識のプロジェクトのみしか取り上げていない。他のプロジェクトも取り上げて、測定基準の方向性について包括的に検証する必要がある。また、IASBとFASBは、現在のところ、混合測定アプローチに基づいて測定基準の検討を進めるが、両審議会における混合測定アプローチについて検討しなければならない。混合測定アプローチは、フローとストックのいずれを重視するのかによって、大きく2つに分類する

approach) を支持していた (IASB/FASB[2010a]par. BC78)。

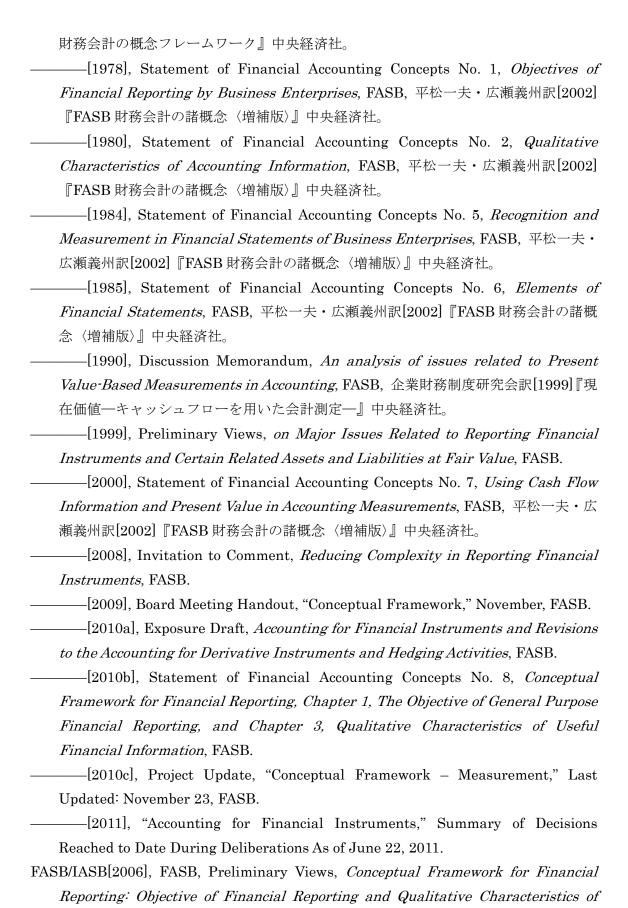
<sup>&</sup>lt;sup>22</sup> IASB/FASB[2008]では、履行義務の代替的な測定方法として現在出口価格アプローチが提案されていたが、ほぼすべてのコメントレター提出者は、現在出口価格アプローチよりも両審議会が選好する「配分取引価格アプローチ」(allocated transaction price

ことができる。フロー重視の場合、現在の利益(業績)を測定するにあたり、投資の目的やビジネス・モデルの違いなどによって、複数の測定基準が使い分けられる。この考え方の下では、財務報告の目的の観点から、各々の測定基準(例えば、歴史的原価と公正価値)の間に優劣はない。一方、ストック重視の場合、すべての資産と負債に対して同一の測定基準(例えば、公正価値)を使用することが求められるが、信頼性や検証可能性などを考慮して、他の測定基準(例えば、歴史的原価)が次善の測定基準として使用される。この考え方の下では、財務報告の目的の観点から、ある測定基準(例えば、公正価値)は他の測定基準(例えば、歴史的原価)よりも優先される。IASBとFASBの会計基準作成の動向を包括的かつ詳細に観察した上で、両審議会における混合測定アプローチの位置づけとその特徴などを検討しなければならない 23。これらの問題については、今後の研究課題としたい。

## 参考文献

- AAA[1966], Committee to Prepare a Statement of Basic Accounting Theory, A Statement of Basic Accounting Theory, AAA, 飯野利夫訳[1969]『アメリカ会計学会基礎的会計理論』国元書房。
- ———[1977], Committee on Concepts and Standards for External Financial Reports, Statement on Accounting Theory and Theory Acceptance, AAA, 染谷恭次郎訳 [1980]『アメリカ会計学会 会計理論及び理論承認』国元書房。
- AICPA[1973], Study Group on the Objectives of Financial Statements, *Objectives of Financial Statements*, AICPA, 川口順一訳[1976]『アメリカ公認会計士協会 財務諸表の目的』同文舘。
- Barth, M. E.[2007a], Research, Standard Setting, and Global Financial Reporting, now Publishers Inc.
- ——[2007b], "Standard-Setting Measurement Issues and the Relevance of Research," *Accounting and Business Research*, Vol. 37, Special Issues: International Accounting Policy Forum, pp. 7-15.
- Bullen, H. G. and K. Crook[2005], A New Conceptual Framework Project, IASB/FASB. FASB[1976], FASB Discussion Memorandum, an analysis of issues related to Conceptual Framework for Financial Accounting and Reporting: Elements of Financial Statements and Their Measurement, FASB, 津守常弘監訳[1997]『FASB

<sup>23</sup> IASB と FASB における混合属性会計の現状について分析した先行研究として, 徳賀 [2011a, 2011b]が挙げられる。最近の IASB と FASB の個別の会計基準のプロジェクトの動向を詳細に検討した上で, 混合属性アプローチの位置づけとその特徴などについて検討することは今後の研究課題として残されている。



Preliminary Views on an Improved Conceptual Framework for Financial Reporting: The Objective of Financial Reporting and Qualitative Characteristics of Decision-Useful Financial Reporting Information, IASB. [2008a], FASB, Exposure Draft, Conceptual Framework for Financial Reporting: The Objective of Financial Reporting and Qualitative Characteristics and Constraints of Decision-Useful Financial Reporting Information, FASB; IASB, Exposure Draft, An improved Conceptual Framework for Financial Reporting: Chapter 1: The Objective of Financial Reporting, Chapter 2: Qualitative Characteristics and Constraints of Decision-useful Financial Reporting Information, IASB. -[2008b], FASB, Preliminary Views, Conceptual Framework for Financial Reporting: The Reporting Entity, FASB; IASB Discussion Paper, Preliminary Views on an Improved Conceptual Framework for Financial Reporting: The Reporting Entity, IASB. -[2010], FASB, Exposure Draft, Conceptual Framework for Financial Reporting: The Reporting Entity, FASB; IASB, Exposure Draft ED/2010/2, Conceptual Framework for Financial Reporting: The Reporting Entity, IASB. IASB[2005], Board Decisions on International Financial Reporting Standards, IASB Update, October, IASB. -[2007a], Information for Observers, Conceptual Framework, "Measurement 6B: Measurement Plan Revisions (Agenda Paper 6B)," November, IASB. -[2007b], Information for Observers, Conceptual Framework, "Measurement 6C: Measurement Basis Decision Tool (Agenda Paper 6C)," November, IASB. [2008a], Discussion Paper, Reducing Complexity in Reporting Financial Instrument, IASB. -[2008b], Information for Observers, Conceptual Framework: Measurement (Phase C), "Factors to Consider in Selecting a Basis for Measurement after Initial Recognition (Agenda Paper 3)," November, IASB. -[2009], IASB Meeting Staff Paper, Conceptual Framework, "Sample Measurement Chapter," June, IASB. -[2010], The Conceptual Framework for Financial Reporting 2010, IASB. IASB/FASB[2007a], "Conceptual Framework – Measurement Roundtable Discussions: Background Materials," IASB. -[2007b], "Summary Report of the Conceptual Framework Measurement

Decision-Useful Financial Reporting Information, FASB; IASB, Discussion Paper,

Roundtables," IASB.

- ———[2007c], "Conceptual Framework Project, Phase C: Measurement, Milestone I Summary Report Inventory and Definitions of Possible Measurement Bases," IASB.
- ——[2008], IASB, Discussion Paper, Preliminary Views on Revenue Recognition in Contracts with Customers, IASB; FASB, Discussion Paper, Preliminary Views on Revenue Recognition in Contracts with Customers, FASB, 企業会計基準審議会訳 [2009]『顧客との契約における収益認識についての予備的見解』企業会計基準委員会。
- ——[2010a], IASB, Exposure Draft ED/2010/6, Revenue from Contracts with Customers, IASB; FASB, Exposure Draft, Revenue from Contracts with Customers, FASB, 企業会計基準委員会訳[2010]『顧客との契約から生じる収益』企業会計基準委員会。
- [2010b], Staff Paper, Conceptual Framework, "Measurement Implications of the Objective of Financial Reporting; Measurement Implications of the Qualitative Characteristics; What the Measurement Chapter Should Accomplish," July, IASB.
- IASC[1989], Framework for the Preparation and Presentation of Financial Statements, IASC, 国際会計基準委員会[1989]『財務諸表の作成表示に関する枠組み』日本公認会計士協会。
- IASC/CICA[1997], Discussion Paper, Accounting for Financial Assets and Financial Liabilities, IASC, 国際会計基準委員会[1997]『金融資産及び金融負債の会計処理』日本公認会計士協会。
- Johnson, L. T. [2005], "Relevance and Reliability," *The FASB Report*, FASB.
- JWGSS[1999], Financial Instruments Issues Relating to Banks, IASC.
- ———[2000], An Invitation to Comment on the JWG's Draft Standard, *Financial Instruments and Similar Items*, JICPA, 日本公認会計士協会訳[2001]『金融商品及び類似項目』日本公認会計士協会。
- O'Brien, P. C.[2009], "Changing the Concepts to Justify the Standards," *Accounting Perspectives*, Vol. 8, No. 4, pp. 263-275.
- Storey, R. K. and S. Storey[1998], FASB Special Report, *The Framework of Financial Accounting Concepts and Standards*, FASB, 企業財務制度研究会訳[2001]『財務会計の概念および基準のフレームワーク』中央経済社。
- 安藤英義編[1996]『会計フレームワークと会計基準』中央経済社。
- 概念フレームワークに関する研究委員会報告[2001]『概念フレームワークに関する調査』 企業財務制度研究会。
- 金子誠一・豊田俊一・辻山栄子[2007]「IASB・FASBの概念フレームワークに関する共同 プロジェクト 測定フェーズに関する円卓会議 (関係者からの意見聴取)」『季刊 会 計基準』第16号,153-163頁。

草野真樹[2008]「公正価値会計の動向とその論点―金融商品の会計処理を中心として―」 瀧田輝己先生還暦記念論文集編集委員会編『社会規範としての会計』千倉書房, 101-126頁。

角ヶ谷典幸[2009]『割引現在価値会計論』森山書店。

津守常弘[2002]『会計基準形成の論理』森山書店。

- 徳賀芳弘[2008]「『信頼性』から『忠実な表現』への意味」友杉芳正・田中弘・佐藤倫正編 『財務情報の信頼性―会計と監査の挑戦―』税務経理協会, 22-30 頁。
- ——[2011a]「会計利益モデルと純資産簿価モデル―フロー・ベースからストック・ベースのパラダイム転換―」『企業会計』第63巻第1号,93-102頁。
- -------[2011b]「負債と経済的義務」斎藤静樹・徳賀芳弘編『体系 現代会計学 [第 1 巻] 企業会計の基礎概念』中央経済社, 113-163 頁。
- 藤井秀樹[1997]『現代企業会計論―会計観の転換と取得原価主義会計の可能性―』森山書店。
- ------[2009]「会計制度形成の現代的特徴と展開方向―改訂概念フレームワーク草案における『忠実な表現』に寄せて―」日本会計研究学会スタディ・グループ(主査 藤井秀樹)『会計制度の成立根拠と GAAP の現代的意義〔中間報告〕』日本会計研究学会,87-109 頁。

(草野 真樹)

## 第8章 報告エンティティ

# 第1節 はじめに

2010年3月, FASB/IASBは、公開草案「財務報告のための概念フレームワーク:報告エンティティ (Reporting Entity)」(FASB/IASB[2010]) を公表した。

本章では、「報告エンティティ」に関する FASB/IASB の共同プロジェクトに関する議論の内容を、FASB/IASB[2010]を中心として概説するとともに、議論で提示された論点の紹介を行う。

なお本章で扱う論点は、「報告エンティティ概念」、「財務報告目的と報告エンティティの関係」「支配概念」の3点である1。それぞれについて、まず次節で、報告エンティティ概念について取り上げ、つづく第3節では、財務報告目的と報告エンティティの関係について、そして3番目の論点として、支配概念について第4節で記述し、最後に本章をまとめる。

本章での論点紹介をつうじて,読者が改めて,報告エンティティに関して着目してもら えれば幸いである。

## 第2節 報告エンティティ

## (1) 報告エンティティ概念

FASB/IASB [2010]に先立ち、2008 年 3 月、FASB/IASBは、「財務報告のための概念フレームワークの予備的見解:報告エンティティ」(FASB/IASB[2008b])を公表した。そこでは、報告書の1つのセクションで報告エンティティ概念についての検討している。その理由としてFASB/IASB[2008b]は、両審議会の概念フレームワークに、報告エンティティの概念が存在しない点を指摘し2、そのため、議論の出発点が明確でないためという点を

<sup>1</sup> 報告エンティティの実態を表す財務諸表に関する検討(たとえば FASB/IASB[2010]pars. BC23-BC27 など) については、本文中の必要な範囲での紹介にととどめる。

<sup>&</sup>lt;sup>2</sup> 同様の指摘は、FASB/IASB[2006] などでも行われている(par. P6)。また FASB/IASB[2010]は、「IASBの Framework for the Preparation and Presentation of Financial Statements は、報告エンティティを『エンティティに関する財務情報の主要な源として財務報告に頼る利用者のためのエンティティ』と定義している(par. 8)。FASBの SFAC は報告エンティティの定義やエンティティをどう認識するかの議論を含んでいない」(par. BC3)としている。

あげている (FASB/IASB[2008b] par. 8)。

議論の結果、FASB/IASB[2008b]は、報告エンティティを「現在および潜在的な投資家、資金提供者、その他の資本提供者にとって利益のある画定された事業活動領域」と定義した(FASB/IASB[2008b] par. S2)。この定義を策定するに当たって、報告エンティティの法人格の有無について検討がされた(FASB/IASB[2008b]pars. 16-22)。当該論点を検討した結果、両審議会は、報告エンティティは法人格を有する事業活動に限定するべきでないと判断した(FASB/IASB[2008b] par. 22)。

このように両審議会は、報告エンティティに関する定義を提示したものの、報告エンティティの正確な定義については不要とし、報告エンティティの境界線をどのように引くべきかという点をあげている (FASB/IASB[2008b]par. 14)。

この報告エンティティ概念の定義は、その後、FASB/IASB[2010]において、「報告エンティティは経済活動の制限されたエリアであり、その財務情報は、エンティティに資源を提供することについての意思決定や、エンティティの経営者や取締役会が与えられた資源を効率的かつ効果的に利用しているかどうか評価するにあたって必要とする情報を直接入手することができない既存のあるいは潜在的な投資家、資金提供者、その他の債権者にとって、有用である可能性を含んでいる」と定義し直されている(FASB/IASB[2010]pars. S1 and RE2)。したがって、「もし一部のエンティティの経済活動が、客観的に、残りのエンティティと区別することができ、そしてその一部のエンティティに関する財務情報が、そのエンティティの一部に資源を提供する意思決定に潜在的に有用であったならば、エンティティの一部が報告エンティティとしてみなされる 3」(FASB/IASB[2010]pars. S3 and RE6)。

FASB/IASB[2008b]と FASB/IASB[2010]との報告エンティティの定義の違いは,以下の2点である。

第1に、「事業(business)」として報告エンティティの範囲を制限すると、その対象が限定的となってしまうため、「経済(Economic)」へと拡大することによって、非営利エンティティにも適用可能にしている(FASB/IASB[2010]par. BC6)。

第2に、FASB/IASB[2008b]で、報告エンティティを定義する際、「関心」という用語を使用している。そのため関心の性質を明らかにしなければならなくなるという問題が新たに生じた。そこで FASB/IASB[2010]は、関心という言葉を用いず、「意思決定において…有益…」というフレーズに変更している。この変更によって、そのフレーズは意図された意味をより明らかに伝えることが可能となる(FASB/IASB[2010]par. BC7)。

以上の報告エンティティ概念には、次の3つの特徴がある(FASB/IASB[2010]par. RE3)。

<sup>&</sup>lt;sup>3</sup> なお法的エンティティについて、両審議会は、以下のようにコメントしている。すなわち「法的エンティティの存在は、報告エンティティを認識する上で、必ずしも必要でも十分でもない。報告エンティティは、2つより多いエンティティを含むことができるし、一つのエンティティの一部であることもある」(FASB/IASB[2010]par. RE4)。

- (a) エンティティの経済活動は、過去、現在、将来において支配される 4。
- (b) 経済活動は、他のエンティティの経済活動やエンティティが属している経済環境 から客観的に区別することができる。
- (c) エンティティの経済活動についての財務情報は、エンティティに資源を提供する にあたっての意思決定、あるいはエンティティの経営者や取締役会が与えられた 資源を効率的かつ効果的に利用しているかどうか評価するにあたって有用である 可能性を含んでいる。

## (2) エンティティパースペクティブ

FASB/IASB[2008a]において、財務報告は、「エンティティへの投資家の視点、投資家の中でも特定のグループの視点、あるいは他の資本提供者のグループの視点よりも、エンティティの視点(Entity Perspective)を反映している」(par. OB5)。エンティティパースペクティブ(いわゆるエンティティ理論)において、報告エンティティは、所有者から離れた、それ自体が実体を持つと見なされる。そのため資本提供者からの経済的資源は、エンティティの資源となり、資本提供者の資源でなくなる。つまり資源の提供と引き換えに、資本提供者は、エンティティの経済的資源に対する請求権が与えられる 5。したがって、エンティティパースペクティブからの財務報告は、エンティティの経済的資源と資本提供者の経済的資源に対する請求権に関する報告を意味する 6 (FASB/IASB[2008a]par. BC1.12)。

したがって、FASB/IASB[2008a]は、「財務報告を要する今日の事業エンティティの大多数が資本提供者と別個の存在であるという事実が、エンティティパースペクティブにより即していると結論した 7」(pars. BC1.15 and S8)。しかし、「両審議会は、たとえエ

\_

<sup>4</sup> FASB/IASB[2010]の報告エンティティの定義は、休止中のエンティティや営業活動をいまだ実施していないエンティティの排除を主張していない (FASB/IASB[2010]par. BC8)。 5 また「異なる資本提供者の請求権は、報告エンティティに対する異なる優先順位と異なる請求権を持つ」 (FASB/IASB[2008a]par. BC1.12)。

<sup>6</sup> なお、proprietary perspective (いわゆる資本主理論)によると、報告エンティティは、資本主や所有者から離れて、実体とならない。資本提供者の資源は、依然として彼らの資源のままであり、報告エンティティの資源となることはない。資金貸付者やその他の債権者は、所有者の利益を生み出す資源に対する請求権と引き換えに、報告エンティティの所有者に経済的資源を提供する。つまり、資金貸付者や債権者の請求権は、報告エンティティに関連した資源のうち所有者持分を減少させる。それゆえproprietary perspectiveからの財務報告は、所有者の資産と、資金貸付者や債権者に対する所有者の負債、報告エンティティにおける純残余持分の報告と関係している(FASB/IASB[2008a]par. BC1.13)。

<sup>&</sup>lt;sup>7</sup> 「proprietary perspectiveは,一般的に,財務報告の現実的視点を反映していない」 (FASB/IASB[2008a]par. BC1.15)。しかし,エンティティパースペクティブの採用について批判がないわけではない。たとえば「エンティティパースペクティブは,財務諸表の構成要素,報告エンティティの範囲の決定,あるいは概念フレームワーク・プロジェクトの将来のフェーズにおける代案を論理的に排除すると主張する関係者もいる。また,エン

ンティティパースペクティブの採用を財務報告目的との関連から決定したとしても、フレームワークの将来のフェーズにおいて、この決定が持つ潜在的な意味の全てを考慮したわけではない 8」(FASB/IASB[2008a] par. BC1.16)点に留意する必要がある。

## 第3節 財務報告目的と報告エンティティの関係

第2節で説明した報告エンティティと財務報告目的とは、いかなる関係を有するのであろうか。

「報告エンティティという言葉の起源はさほど遠い昔ではなく、外部の財務報告の中心と関係するようになってきた」(Walker[2007]p. 54)。FASB/IASB[2010]においても、「報告エンティティの定義は、財務報告の目的と一致して策定される」(FASB/IASB[2010]par. BC4)。すなわち「一般目的財務報告の目的は、エンティティに資源を提供するにあたっての意思決定や、あるいはエンティティの経営者や取締役会が与えられた資源を効率的かつ効果的に利用しているかどうか評価するにあたって有用となる報告エンティティについての財務情報を提供することにある」(FASB/IASB[2010]par. RE1)。そのためFASB/IASB[2006, 2008a]では、概念フレームワークの中で、財務報告の目的を根幹におくものの、その他の側面  $^9$ のひとつとして、報告エンティティの定義をあげている。そして、報告エンティティの定義については、財務報告の目的から論理的に導かれるとされている(FASB/IASB[2006]par. OB1; FASB/IASB[2008a]par. OB1)。

#### 第4節 支配

## (1) 支配概念

FASB/IASB[2008b]は、セクション 4 で、支配(control)概念について詳細な検討を行っている(FASB/IASB[2008b]pars. 141-161)。さらにセクション 2 では、グループ報告エンティティにおける支配概念について分析している(FASB/IASB[2008b] pars. 29-105)。本節では、FASB/IASB[2008b]での検討内容を中心に紹介し、コメントレターをふまえて、FASB/IASB[2010]として、どういう結論にいたったかを概説する。

FASB/IASB[2008b]は、支配に関する論点として、以下の4点をあげている(par. 141)。

ティティパースペクティブは、主要な利用者や財務報告目的を定義する上で有益であるが、その後の概念フレームワーク・プロジェクトにおいて重要な意味を持たないという者もいる」(FASB/IASB[2008a] par. BC1.16)。

<sup>8</sup> そのため、両審議会は、今後、フェーズへの影響を考える必要が生じる (FASB/IASB[2008a] par. BC1.16)。

<sup>&</sup>lt;sup>9</sup> その他の側面として,報告エンティティの定義以外に,質的特性,財務諸表の構成要素,認識および測定,開示および公開などがあげられている (FASB/IASB[2006]par. OB1; FASB/IASB[2008a]par. OB1)。

- (a) あるエンティティが他のエンティティに対する支配を獲得する時期の決定
- (b) 法的権利以外による権利
- (c) 潜在的な支配およびオプションの処理
- (d) 権力を他の者と共有していない
- (e) 支配, 共同支配, および重要な影響 (significant influence)

以上の論点に対し、FASB/IASB[2008b]は、以下の暫定的結論を下した。

### (a) に対する結論

「あるエンティティが別のエンティティを支配しているかどうかは、全ての既存の事実や状況の評価を伴っている  $^{10}$ 」(FASB/IASB[2008b]par. 147)。そのため、「あらゆる場合に、あるエンティティが別のエンティティを支配するということを証明する唯一の事実ないし状況はない  $^{11}$ 」(FASB/IASB[2008b]par. 147)。くわえて、「支配概念は、支配は存在するが、一時的と想定される支配の存在の状況も含まれる  $^{12}$ 」(FASB/IASB[2008b]par. 147)。

### (b) に対する結論

支配は、あるエンティティが他のエンティティの財務および営業の方針を指示できるほどの十分な議決権を有する状況に限定されるのではなく、それに類似した状況  $^{13}$ を広く含むものとすべきである  $^{14}$  (FASB/IASB[2008b]pars. 49 and 148)。

#### (c) に対する結論

行使すれば支配権を獲得できる潜在的議決権(オプション)を有していたとしても、それだけでは支配が存在することにはならない <sup>15</sup> (FASB/IASB[2008b]par. 156)。

#### (d) に対する結論

エンティティが他の者の同意を得なければならない場合には、支配は存在しない

<sup>10</sup> オーストラリアやイギリスの会計基準において,「あるエンティティが別のエンティティを支配している場合の決定は,全ての事実及び状況の評価を伴っている」(FASB/IASB[2008b]par. 142)。

<sup>11</sup> つまり「特定の事実ないし状況(過半数の議決権の所有している状況など)でも,支配が存在する必要条件とみなされない」(FASB/IASB[2008b]par. 147)。

 $<sup>^{12}</sup>$  すなわち、「将来において、状況は変化するし、場合によって、その変化は支配の逸失に なる 可能性 があるものの、 現在の支配の存在に影響を及ぼさない」 (FASB/IASB[2008b]par. 147)。

<sup>13</sup> たとえば「経済的に類似している状況を含む広い概念」(FASB/IASB[2008b]par. 149) を示している。

<sup>14</sup> しかし、この定義によって、「両審議会は、概念を実務上で用いる場合、困難が生じるだろうことを指摘している」(FASB/IASB[2008b]par. 150)。この点について、両審議会は、「基準レベルで対処すべきである」(FASB/IASB[2008b]par. 150) と見解を示している。

<sup>15</sup> ただし「その他の事実や状況と結びつくことによって,オプションを所有しているため,オプションの所有者が,他のエンティティを支配するという場合の可能性を認めないわけではない」(FASB/IASB[2008b]par. 156)。

# (FASB/IASB[2008b]par. 157)<sub>o</sub>

## (e) に対する結論

重要な影響力の存在は、支配の要件を十分満たすものではない (FASB/IASB[2008b]par. 161)。したがって、「その他の事実や状況がない場合、あるエンティティが他のエンティティの財務や営業方針の意思決定に何らかの影響を与えるという事実は、そのエンティティを支配しているということを意味していない」 (FASB/IASB[2008b]par. 161)。

以上をふまえ、検討した結果として、両審議会は、以下のような支配概念を定義した。 すなわち、支配とは、「エンティティから便益を得られるよう(または損失をもたらす事象 を減少させる)、利益額(損失額の減少)を増加、維持、あるいは保護するために、他の エンティティの財務および営業方針を指揮する能力である」(FASB/IASB[2008b]par. 49) と定義した 16171819。

くわえてFASB/IASB[2010]は、支配  $^{20}$ と権力との関係を指摘している。両審議会は、両者の関係を、「*支配*は*権力*の同義語として、とりわけ何かを指揮する権力としてみることができるだろう  $^{21}$ 」(par. BC13)としている  $^{22}$ 。しかし、「両審議会は、もし  $^{22}$ つかそれ以上のエンティティが他のエンティティを*共同支配*しているなら、この他のエンティティの

16 さらに FASB/IASB[2008b]は, グループ報告エンティティに適用される支配概念についての検討も行っている (pars. 39-50)。

 $^{17}$  同様の支配の定義を FASB/IASB[2010]は示している。すなわち「エンティティが他のエンティティの活動を指揮して、自分自身のために利益を生む (あるいは損失を回避する)権力を持っている時、エンティティは、他のエンティティを支配している」(pars. S2 and BC22)としている。

18 両審議会は、支配概念の具体的な詳細について、基準レベルで具体的に手掛けるべきであるという結論を出した(FASB/IASB[2010] par. BC11)。

19 ここでいう支配の概念について、両審議会は、「ひとつの報告エンティティとして報告されるエンティティのグループの構成を決定する論拠と資産の定義を必ずしも調整する必要はない」という見解を示している(FASB/IASB[2010]par. BC12)。したがって「報告エンティティ概念は、報告しているエンティティが何を構成しているかを最初に決定すべきであり、そしてそのときだけ資産の定義(そして財務諸表の他の要素)がそのエンティティに適用されるべきである、と両審議会は結論付けている」(FASB/IASB[2010]par. BC12)。なお、この主張は、FASB/IASB[2008b]でも採られている(par. 62)。

<sup>20</sup> FASB/IASB[2008b]および FASB/IASB[2010]は,支配の一般的な定義を『オックスフォード英語辞書第 2 版 (1989 年)』を使って説明している (FASB/IASB[2008b]par. 40; FASB/IASB[2010]par. 13)。

21 なお FASB/IASB[2008b]は,「支配は権力のみに基づくべきではなく,権力からの便益獲得能力(あるいは損失減少能力)を含むべきである」(par. 48)としている。あるエンティティが他のエンティティに対して支配する力がありながら,その力から生じる便益を獲得する能力がない場合,この2つのエンティティの組み合わせについて,報告エンティティ概念で説明した両審議会による報告エンティティの定義を満たす可能性は低いと考えられている(FASB/IASB[2008b]par. 48)。

 $^{22}$  なお、この支配は、FASB/IASB[2008b]で議論した結果、「支配は権力のみに基づくものではなく、権力からの利益獲得能力(あるいは損失減少能力)を含むべきである」と結論づけている(par. 48)。

活動を指揮するための権力を共有しているエンティティは、個々にこの他のエンティティを支配していない、と結論付けている」(FASB/IASB[2010]par. BC16)。

また、FASB/IASB[2010]は、「重要な影響」についても言及している。重要な影響という用語は、すでにIAS28 $^{23}$ やAPB18 などで基準として適用されている。したがって、「もしエンティティが重要な影響を他のエンティティに及ぼすならば、それは他のエンティティを支配していない、と両審議会は示している」(FASB/IASB[2010]par. BC17)。なぜなら「重要な影響は、支配と違い、排他的でない」(FASB/IASB[2010]par. BC17)ためである $^{24}$ 。

## (2) グループ報告エンティティ 2526

FASB/IASB[2008b]は、「グループ報告エンティティの構成を決める基盤として用いられる場合、支配は報告エンティティ概念の重要な構成要素になる」(par. 49)としている。

そこで FASB/IASB[2008b]の 2 番目のセクションでは、企業グループの境界を決める方法として、以下の 3 つを検討している。

- ・ 支配エンティティモデル 27
- · 共通支配モデル 28

<sup>&</sup>lt;sup>23</sup> 重要な影響を「投資家として財務と営業方針の決定に参加する権力,しかしそれらの方針を支配していない,もしくは共同で支配していない」と定義している。なお APB18 についても,同様の定義である。

<sup>24</sup> たとえば、「ひとつのエンティティだけがある他のエンティティを支配できる、しかし、いくつかのエンティティは、他のエンティティに重要な影響を与えることができる」 (FASB/IASB[2010]par. BC17)。

 $<sup>^{25}</sup>$  なお,それぞれのグループ形態による適切とされる開示財務諸表については,FASB/IASB[2008b]pars. S7 and  $^{106-140}$  や FASB/IASB[2010]pars. RE7-12 and BC17-27 参照。たとえば「連結財務諸表は,支配しているエンティティや支配されているすべてのエンティティに関する経済的資源や権利,あるいは経済的資源や権利の変化に関する情報を含んでいる。もしひとつあるいはそれ以上のエンティティを支配しているエンティティが財務報告を作成するとしたら,連結財務諸表を公表すべきである,と両審議会は結論づけている」(FASB/IASB[2010]par. BC23 and RE8)。また親会社のみの財務諸表について,「両審議会は,連結財務諸表とあわせて公表されれば,親会社のみの財務諸表は有益な情報を提供するだろうと結論づけた」(FASB/IASB[2010]pars. BC24 and RE11)。他に結合財務諸表は,「共通支配しているエンティティに関する有用な情報を提供することを可能にする」(FASB/IASB[2010]par. RE12 and BC25)と指摘されている。具体的には,支配企業が個人,あるいは家族のように個人のグループである場合である。

<sup>26</sup> なお, FASB/IASB[2010]では,本論点に関する考察は行われていない。そのため,こ こでは,FASB/IASB[2008b]で採りあげられた論点を概説するにとどめる。

 $<sup>^{27}</sup>$  支配エンティティモデルによれば、画定された事業活動領域は、企業の支配が及ぶ範囲により定められる。したがって、報告エンティティは伝統的な親子会社の構造を有することになる (FASB/IASB[2008b]par. 64)。

<sup>&</sup>lt;sup>28</sup> 共通支配モデルによれば、画定された事業活動領域は、同じ支配エンティティの支配下にあるエンティティによって定められる (FASB/IASB[2008b]par. 80)。

## ・ リスク・報酬モデル 29

両審議会は、リスク・報酬モデルがあまりに広すぎる概念であるため、グループの構成要素を決定する上で、十分にしっかりとした概念的基礎とはならないと暫定的に判断した30 (FASB/IASB[2008b]par. 104)。つまり、あるエンティティが営業するときには取引相手がいるが、残余持分というものの性質上、取引相手となるすべてのエンティティの活動が、当該エンティティに影響を及ぼすことができてしまう、と両審議会は指摘している (FASB/IASB[2008b]pars. 98-99)。これでは、エンティティの財務諸表に主要取引先の財務諸表を含めることになりえてしまう (FASB/IASB[2008b]par. 98)。

残る2つの支配モデルのうち、両審議会は支配エンティティモデルが財務報告の目的により合致するとの結論を下した $^{31}$  (FASB/IASB[2008b]par. 92)。

## 第5節 おわりに

以上,本章では,報告エンティティに関する FASB/IASB の共同プロジェクトの概要を, 最新の公開草案である FASB/IASB[2010]を中心として説明した。本章で紹介した主な概 念は,図表 8-1 にまとめている。

当初,報告エンティティに関するFASB/IASBの共同プロジェクトの最終文書の公表は,2010 年第 1 四半期を予定していた。しかし、両審議会が金融危機等により発生した問題の対処に追われていたため、現在のところ、公表には至らず、休止している状態である 32。 今後のFASB/IASBの共同プロジェクトの動向に着目していきたい。

\_

 $<sup>^{29}</sup>$  リスク・報酬モデルでは、下位企業の活動が上位企業の株主の富に影響を及ぼす場合に、 $^{2}$  つのエンティティの合算が必要になるアプローチである(FASB/IASB[2008b]par. 80)。  $^{30}$  FASB/IASB[2008b]は、原則ベースの会計基準の展開を困難にするという問題も生じる可能性があることを指摘している(FASB/IASB[2008b]par. 105)。

<sup>31</sup> ただし、FASB/IASB[2008b]は、「共通支配下のエンティティ同士を合算した結合財務 諸表が、これらエンティティに対する投資者、資金貸付者、その他の資本提供者にとって 有用な情報となる場合もあると述べている」(par. 92)。ただし、こうしたケースに該当するためには、エンティティが共通支配下におかれているということに加えて、当該エンティティが画定された事業活動を構成していることを裏付けるその他の事実がなければならない (FASB/IASB[2008b]par. 93)。

<sup>32 「</sup>公開草案以降のアクションについては, 2011 年 12 月までは期待できない」 (FASB[2011])。

図表 8-1 本章で紹介した概念

用語	出典	内容	
報告エンティティ概念	FASB/IASB[2010]	報告エンティティは経済活動の制限された領域であり、その財務情報は、エンティティに資源を提供することについての意思決定や、エンティティの経営者や取締役会が与えられた資源を効率的かつ効果的に利用しているかどうか評価するにあたって必要とする情報を直接入手することができない既存のあるいは潜在的な投資家、資金提供者、その他の債権者にとって、有用である可能性を含んでいる。	
報告エンティティの 特徴	FASB/IASB[2010]	(a) エンティティの経済活動は、過去、現在、将来において支配される。 (b) 経済活動は、他のエンティティの経済活動やエンティティが属している経済環境から客観的に区別することができる。 (c) エンティティの経済活動についての財務情報は、エンティティに資源を提供するにあたっての意思決定、あるいはエンティティの経営者や取締役会が与えられた資源を効率的かつ効果的に利用しているかどうか評価するにあたって有用である可能性を含んでいる。	
支配	FASB/IASB[2010]	エンティティが他のエンティティの活動 を指揮して、自分自身のために利益を生む (あるいは損失を回避する)権力を持って いる状態。	
グループ報告エンティ ティに対する考え方	FASB/IASB[2008b]	支配エンティティモデルとは, 画定された 事業活動領域は, 企業の支配が及ぶ範囲に より定められる。	
財務報告目的から見る エンティティの考え方	FASB/IASB[2008a]	エンティティパースペクティブとは、報告 エンティティを、所有者から離れて、それ 自体が実体を持つと見なす考え方である。	

## 参考文献

FASB/IASB[2006], FASB, Preliminary Views, Conceptual Framework for Financial Reporting: Objective of Financial Reporting and Qualitative Characteristics of Decision-Useful Financial Reporting Information, FASB; IASB, Discussion Paper, Preliminary Views on an Improved Conceptual Framework for Financial Reporting: The Objective of Financial Reporting and Qualitative Characteristics of



- [2008a], FASB, Exposure Draft, Conceptual Framework for Financial Reporting: The Objective of Financial Reporting and Qualitative Characteristics and Constraints of Decision-Useful Financial Reporting Information, FASB; IASB, Exposure Draft, An improved Conceptual Framework for Financial Reporting: Chapter 1: The Objective of Financial Reporting, Chapter 2: Qualitative Characteristics and Constraints of Decision-useful Financial Reporting Information, IASB.
- ——[2008b], FASB, Preliminary Views, Conceptual Framework for Financial Reporting: The Reporting Entity, FASB; IASB Discussion Paper, Preliminary Views on an Improved Conceptual Framework for Financial Reporting: The Reporting Entity, IASB.
- ——[2010], FASB, Exposure Draft, Conceptual Framework for Financial Reporting: The Reporting Entity, FASB; IASB, Exposure Draft ED/2010/2, Conceptual Framework for Financial Reporting: The Reporting Entity, IASB.

FASB[2011], Current Technical Plan and Project Updates as of April 2011.

Walker, R. G.[2007], "Reporting Entity Concept: A Case Study of the Failure of Principles-Based Regulation," *Abacus*, Vol. 43, No. 1, pp. 49-75.

(佐久間 義浩)

# 第1節 はじめに

財務報告の目的は、投資家など財務諸表の利用者による企業業績の予測と企業価値の評価に有用な情報を提供することであるといわれる。この目的から、近年、米国の財務会計基準審議会(Financial Accounting Standards Board: FASB)と国際会計基準審議会(International Accounting Standards Board: IASB)は、資産負債アプローチを重視してきた。資産負債アプローチのもとで、すべての資産と負債が公正価値で評価されるならば、その差額である純資産は企業価値と等しくなることが期待される(Penman[2007]; Dichev[2008])。

また、資産負債アプローチのもとで、利益は純資産の期中変化額として定義され、包括利益とよばれる。企業の資本コストでもある割引率が期首と期末で一定であれば、純資産にそれを乗じて算定される利益は、純資産の期中変化額と一致する(Penman[2007])。したがって、資産負債アプローチでは、利益情報はそれほど重要ではない。むしろ、純資産に割引率をかけて算定される事前の利益予測値と事後の実績値の差額として算定される期待外利益に情報価値がある。なぜなら、それは企業価値のショックとして、リスク情報を提供するからである1(Penman[2007])。

一方,資産負債アプローチと対峙される収益費用アプローチでは,当期の利益は企業の利益獲得活動からのアウトプット(収益)とそれへのインプット(費用)の差額として定義される(FASB[1976]par. 38)。収益費用アプローチと首尾一貫する利益は,一般に,稼得利益あるいは純利益とよばれるが,利益が永続的であるならば,それによって将来利益の予測と企業価値の評価が可能になる  $^2$  (Penman[2007])。この点で,収益費用アプロー

<sup>1</sup> しかし、現実にはすべての資産と負債が公正価値で測定されているわけではない。そのため、上記の主張が必ずしも当てはまるとは限らない。

<sup>&</sup>lt;sup>2</sup> 厳密にいえば、稼得利益は、純利益から前期損益修正の影響を取り除いたものである (FASB[1984]par. 33)。実証研究では、異常損益項目控除前の利益を純利益あるいは稼得利益として分析することが多い。

なお、IASB の基準書では純利益を純損益(net profit or loss)として定義するが、本章では一般的によく用いられる純利益を用いる。包括利益についても、IASB の基準書では純損益およびその他の包括利益とよばれるが、本章では特に言及しない限り、同義である包括利益を用いる。

チは支持される<sup>3</sup>。

このように、2つの異なるアプローチに基づく利益のうち、近年、FASBとIASBは、収益費用アプローチと首尾一貫する純利益よりも、資産負債アプローチと首尾一貫する包括利益のほうを支持してきた4。

IASBが包括利益を重視することは、2001 年における英国の会計基準審議会 (Accounting Standards Board: ASB) との共同プロジェクト「業績報告プロジェクト (包括利益の報告プロジェクト)」において明らかにされた。当該プロジェクトにおいて、IASB は、損益計算書とそのボトムラインである純利益を完全に廃止して、包括利益のみを新たなボトムラインとする包括利益計算書の導入を試みた。しかし、議論を重ねるなかで、純利益の廃止に対する批判が相次ぎ、プロジェクトそのものが終了した 5。

その後, IASB は, 2004年4月に FASB との共同プロジェクトとして「財務諸表の表示 プロジェクト」に着手した。当該プロジェクトは、包括利益計算書の表示のみならず貸借 対照表, キャッシュ・フロー計算書など財務諸表全体の統一した表示のあり方を検討して いる点で異なっている。

本章では、財務諸表の表示プロジェクトにおける一連の討議資料「財務諸表の表示に関する予備的見解(Preliminary Views on Financial Statement Presentation)」(以下、討議資料)と公開草案「財務諸表の表示に関する公開草案(Staff Draft of an Exposure Draft on Financial Statement Presentation)」(以下、公開草案)に基づいて財務諸表の分類フォーマットを概観することを第一の目的とする。第二の目的は、財務諸表の表示プロジェクトから派生した「包括利益の表示プロジェクト(Statement of Comprehensive Income Project)」に基づく業績報告について、FASBとIASBの表示方式の違いを明らかにすることである 6。

本章の構成は次のとおりである。まず、第2節では財務諸表の表示プロジェクトの背景とその構成について述べる。第3節から第6節は、フェーズBの討議資料の概要を説明し、第7節では、公開草案における変更点を中心にみていく。第8節ではIASBとFASBによ

<sup>&</sup>lt;sup>3</sup> 包括利益と純利益の持続性,予測可能性,価値関連性など利益特性を比較した研究に若林[2009]がある。また,八重倉・若林[2010]は,企業価値評価のためのインプットとして,包括利益と純利益を比較している。

<sup>4</sup> 収益費用アプローチは、資産や負債を参照することなく、直接利益を定義できない点で批判される。なぜならば、利益は、価値の変化による概念であるため、価値を定義することなく、その変化を定義することはできないからである。したがって、論理的には、利益を定義する前に、資産と負債を定義する資産負債アプローチが優れているといわれる。しかし、その中心的概念である資産は、将来の経済的便益の流入として定義され、これは利益に非常に近い表現である。このことから、Dichev[2008]は、資産負債アプローチが一種のトートロジーに陥っているという。

<sup>5</sup> 業績プロジェクトの詳細については、木村[2003]や八重倉[2003]などを参照。

<sup>&</sup>lt;sup>6</sup> IASB は、その他の包括利益の表示(Presentation of Items of Other Comprehensive Income)のプロジェクトと表記していた。

る包括利益計算書の公開草案と改訂基準の概要と相違点を明らかにする。最後に,第9節で要約を述べる。

### 第2節 財務諸表の表示プロジェクトの背景と構成

#### (1) 財務諸表の表示プロジェクトの背景

財務諸表の表示プロジェクトでは、これまでの財務諸表の表示形式を抜本的に変更することを提案している。しかし、当該プロジェクトにおいて、認識・測定問題の変更にまで踏み込むのではなく、どのように財務諸表を利用者に提供し、いかに彼らの意思決定、すなわち事前の予測と事後の評価に貢献するのかという表示問題に焦点を当てている。

このような問題意識の背景には、近年、貸借対照表、損益計算書、キャッシュ・フロー計算書など財務諸表間の情報がどのように関連するのか、利用者には理解しがたくなってきたことがある(FASB/IASB[2008]par. 1.11)。たとえば、現在、キャッシュ・フロー計算書の表示方式として、直接法と間接法の選択が認められている。ほとんどの企業は、間接法に基づいてキャッシュ・フロー計算書を作成しているとはいえ、厳密には表示方式の比較可能性が達成されていない。また、直接法によるキャッシュ・フロー計算書の開示を企業に強制すれば、営業活動に起因する利益とキャッシュ・フローの差を項目ごとに比較し、利益の質(Earnings Quality)を評価することができるといわれる。

包括利益計算書に着目すると、IASB は、現在、包括利益計算書のみを業績計算書とする一計算書方式と、純利益をボトムラインとする損益計算書と包括利益をボトムラインとする包括利益計算書の両方を開示する二計算書方式の選択適用を認めている。加えて、米国では、第三の方式として、これまでわが国で行われていたように、包括利益計算書を開示せずに、純利益と包括利益の差額情報であるその他の包括利益(Other Comprehensive Income: OCI)を株主持分変動計算書に直接計上する方法が認められてきた(FASB[1997a])。このように複数の表示方式が認められる状況で、企業間の財務諸表の比較に懸念が表明されるのも当然の成り行きといえるだろう。

さらに、現在の表示では、財務諸表の利用者にとって必要な情報をその用途に応じて、分解・抽出することが困難になっており、そのことがクロスセクション比較の大きな障害とみなされるようになってきた。たとえば、ある企業が包括利益計算書の単一の行項目で研究開発費を表示する場合に、キャッシュ・フロー計算書で研究開発と関連するキャッシュ・アウトフローを他の営業キャッシュ・アウトフローと合算して表示するとしよう。その場合に、財務諸表の利用者は、企業の研究開発に関する資金需要を把握できない。それは、利用者が企業の財務構造と独立に業績を分析しようとしても、事業活動と財務活動が区分されていないからである(FASB/IASB[2008]pars. 1.14-1.15)。

以上, FASB と IASB は,将来キャッシュ・フローに異なるインプリケーションをもつ可能性が高いにもかかわらず,財務諸表では重要な情報が合算されてしまうケースを問題

視し,利用者が財務情報を分解できるような開示フォーマットの提案を試みている (FASB/IASB[2008]pars. 1.17 and 2.8-2.9)。

### (2) 財務諸表の表示プロジェクトの構成

これまで、財務諸表の表示プロジェクトでは、フェーズAからフェーズCの3つのフェーズに分けてプロジェクトが進められている7。すでに終了したフェーズAにおいて、FASBとIASBは、まず互いの相違点を減らすために、次の3点について合意に達した。第一に、開示が要請される完全な一組の財務諸表は、貸借対照表、包括利益計算書、キャッシュ・フロー計算書、株主持分変動計算書から構成される8。第二に、重要な会計方針の要約とその他の説明を注記として開示する。第三に、前期と当期の期間情報を開示する。

IASB は、フェーズが終了するごとに、基準の改訂を進めるというアプローチを取っている。そのため、フェーズ A の結果を受けて、2007 年に国際会計基準(International Accounting Standard: IAS)第 1 号「財務諸表の表示(Presentation of Financial Statements)」の改訂を公表した。2007 年に改訂された IAS 第 1 号で最も注目されるのは、包括利益をボトムラインとする包括利益計算書の開示が義務付けられた点である。これによって、包括利益情報を株主持分変動計算書で表示することは認められなくなった。ただし、包括利益計算書の表示については、一計算書方式と二計算書方式のいずれかを認めたため、企業に選択肢を残すものとなった(IASB[2007]par. 81)。

また、包括利益の開示フォーマットに関わらず、包括利益と純利益の差額であるOCIについては、リサイクリングが義務付けられた 9 (IASB[2007]par. 94)。ただし、OCIのうち、再評価剰余金や年金調整項目については、2003年の改訂版に引き続きリサイクリングを行わないように規定している (IASB[2007]par. 96)。また、2003年の改訂版と同様に、異常損益項目の表示を禁止している (IASB[2007]par. 87)。

フェーズ A では、FASB と IASB の相違点の解消に主眼が置かれていたのに対して、次のフェーズ B では、財務諸表の表示に関する抜本的な見直しを行っている。フェーズ B の取り組みとして、FASB と IASB は 2008 年 10 月に討議資料と 2010 年 7 月に公開草案を公表した。以下では、討議資料における財務諸表の表示について解説する。

<sup>7</sup> なお、フェーズ C では四半期などの期中報告に関する論点が取り上げられる予定である。

<sup>8</sup> IASB の基準書では、貸借対照表を財政状態計算書として、包括利益計算書を損益及びその他の包括利益計算書(以前は認識収益費用計算書)として、株主持分変動計算書を所有者持分変動計算書として表記する。しかし、本章では、FASB との比較可能性から、貸借対照表、包括利益計算書、株主持分変動計算書を用いる。

<sup>9</sup> リサイクリング,再分類調整,組替調整は同義であるため,本章では特に区別せずに用いる。

#### 第3節 財務諸表の表示の目的

2008 年の討議資料では、財務諸表の表示の目的として、次の 3 つに言及している (FASB/IASB[2008]pars. S3 and 2.5-2.13)。

第一の目的は、企業の経済活動について一体性のある財務諸表の全体像を表すことである。ここでいう一体性のある財務諸表の全体像とは、財務諸表間の項目の関係が明らかであり、財務諸表が相互に補完し合うことを意味する。これによって、利用者が利益の質を評価するために、営業利益と営業キャッシュ・フローとの比較を行ったり、正味営業資産利益率など財務指標を計算するためのより完全な情報を利用者に提供することになる(FASB/IASB[2008]pars. 2.5-2.6)。

第二の目的は、将来キャッシュ・フローの予測に役立つように、情報を分解することである <sup>10</sup>。将来キャッシュ・フローの金額、時期、不確実性を評価するためには、同質のグループごとに項目を分解した情報が必要となる。そのため、財務諸表において、本質的に類似の経済的特徴を有する項目を分解することによって、分析が促進されると考えられる (FASB/IASB[2008]pars. 2.7-2.11)。

第三の目的は、流動性や財務的弾力性の評価に役立つ情報を提供することである。流動性は、企業が営業活動や資金調達活動と関連する財務上のコミットメントを履行するに足る資源を保有していることを意味する。また、財務的弾力性は、負債を返済するための資源を有しており、不測の事態への対応能力があるかどうかを評価するのに役立つことを意味する。投資からのリターンを獲得し、将来の成長のために資金を提供することとも関連する (FASB/IASB[2008]pars. 2.12-2.13)。

以上, 討議資料では, これら3つを財務諸表の表示の目的として掲げている。次節では, これらの目的から導かれる原則と適用指針を説明する。

#### 第4節 財務諸表の表示の原則と適用指針

財務諸表の表示プロジェクトでは、上述のとおり、表示の目的として、一体性のある財務諸表による利益の質の評価、財務諸表の分解表示による将来キャッシュ・フローの予測、ならびに流動性や財務的弾力性の評価を念頭においている <sup>11</sup>。これらの目的を実現するた

<sup>10</sup> IASB は、2010 年 9 月に発行された「財務報告のための概念フレームワーク 2010 (The Conceptual Framework for Financial Reporting 2010)」においても、財務報告の目的として、将来キャッシュ・フローの予測への有用性に言及している (FASB/IASB[2010a]par. OB3)。

<sup>11</sup> わが国の企業会計基準委員会による「財務諸表の表示に関する論点整理」では、財務諸表間の一体性を高めることによって、財務報告の目的が達成されるとは限らないと指摘する(企業会計基準委員会[2009]41 頁)。たとえば、財務諸表間の情報内容(財政状態、業績、キャッシュ・フロー)が同じでない状況で、小計や表示科目まで同じ構成で統一する

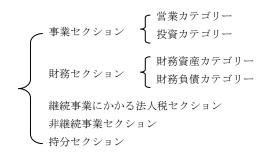
めの財務諸表の表示フォーマットを規定する原則は、次のとおりである。

まず、一体性のある財務諸表を表示するために、企業は、貸借対照表、包括利益計算書、キャッシュ・フロー計算書において、行項目(line items)や表示される情報の順番を統一しなければならない(FASB/IASB[2008]par. 2.15)。それによって、財務諸表の利用者は、資産と負債、およびそれらの変化額を各計算書の同じ場所で発見することができるからである(FASB/IASB[2008]par. 2.16)。

次に、討議資料では、企業価値を創造する事業活動のセクションと財務活動のセクションに区分表示することを求めている(FASB/IASB[2008]par. 2.19)。さらに、事業セクションは、営業活動と投資活動のカテゴリーに区分し、財務セクションには、財務資産カテゴリーと財務負債カテゴリーを含めなければならない。

また、持分と非継続事業と法人所得税に関する情報については、独立したセクションとして表示しなければならない  $^{12}$  (FASB/IASB[2008]pars. 2.21 and 2.31-2.38)。これらの分類を示したのが図表 9-1 である。

図表 9-1 2008 年討議資料における財務諸表の表示情報の分類



出所: FASB/IASB[2008b]より作成。

図表 9-1 の事業セクションには、製品の製造やサービスの提供のように、企業価値の創造を意図した活動が含まれる。したがって、顧客、仕入先、従業員との取引と関連した資産や負債が含まれる(FASB/IASB[2008]par. 2.31)。営業カテゴリーには、事業の主要な目的と関連する資産・負債が含まれる。投資カテゴリーには、事業の主要な目的と関連しない資産・負債が含まれる。すなわち、利息、配当、市場価格の上昇という形でリターンを生むような投資資産・負債が投資カテゴリーに含まれる。財務セクションを構成する財

ことが情報の有用性を高めるかどうか不明である。また、一体性を優先するあまり、各計算書の内容が変わり、有形固定資産や関連会社株式などが営業カテゴリーに分類される結果、事業の経常的活動から生じるキャッシュ・フローと長期戦略的なキャッシュ・フローが混在することも懸念される。

<sup>12</sup> 法人所得税は、法人所得税セクションのみならず、非継続事業と OCI に関連する部分 については、それぞれのセクションにおいて表示する (FASB/IASB[2008]pars. 3.55-3.62)。

務資産カテゴリーと財務負債カテゴリーには、金融資産と金融負債が含まれる。持分のセクションには、普通株式、自己株式、利益剰余金などが含まれる。

第5節 財務諸表の表示のフォーマットとマネジメント・アプローチ

討議資料で提示された財務諸表の表示フォーマットは,次の図表 9-2 のとおりである (FASB/IASB[2008]pars. S5 and 2.19-2.22)。

貸借対照表 包括利益計算書 キャッシュ・フロー計算書 事業活動 事業活動 事業活動 営業資産と営業負債 営業収益と営業費用 営業キャッシュ・ 投資資産と投資負債 投資収益と投資費用 投資キャッシュ・フロー 財務活動 財務活動 財務活動 • 金融資産 • 金融資産収益 財務資産キャッシュ・フロー • 金融負債 • 金融負債費用 ・財務負債キャッシュ・フロー 法人税等関連項目 継続的な事業活動にかかる法人税等 法人税等 非継続事業 非継続事業(税引後) 非継続事業 その他の包括利益(税引後) 持 分 持 分

図表 9-2 2008 年討議資料における財務諸表の表示

出所: FASB/IASB[2008]pars. S5 and 2.22 より作成。

図表 9-2 において、セクションは太字で、カテゴリーは箇条書きで表示されている。各セクション、カテゴリーごとに表題や小計が表記されている (FASB/IASB[2008]pars. S5 and 2.23)。なお、包括利益計算書には、純利益の小計と包括利益の合計が含まれる。

図表 9-2 に示した事業セクションと財務セクションの分類, さらにそれぞれをカテゴリーに分類するにあたって, IASBはマネジメント・アプローチの採用を義務付ける <sup>13</sup> (FASB/IASB[2008]par. 2.27)。マネジメント・アプローチとは,企業内部で使われている方法を最も反映する形で,事業セクションと財務セクション等に資産と負債を分類する方法のことをさす <sup>14</sup>。つまり,セクションやカテゴリーの分類判断は,経営者自らが行い,

1 4

 $<sup>^{13}</sup>$  ただし,法人所得税,非継続事業,持分のセクションにおいて,資産,負債,持分項目を分類する際には,現行基準に従う(FASB/IASB[2008]par. 2.28)。

<sup>&</sup>lt;sup>14</sup> マネジメント・アプローチは、すでに国際財務報告基準(International Financial Reporting Standard: IFRS)第8号「事業セグメント(Operating Segment)」において導入されている。経営上の意思決定を行い、業績を評価するために、経営者は企業内部で用いる事業の構成単位に基づき、セグメント情報を開示なければならない。米国の財務会計基準書(Statement of Financial Accounting Standard: SFAS)第131号「企業のセグメントと関連情報に関する開示(Disclosures about Segments of an Enterprise and Related Information)」によるマネジメント・アプローチの有用性を検証した研究にBotosan et al.[2011]などがある。

その根拠を財務諸表の注記において会計方針として表示するものである (FASB/IASB[2008]par. 2.42)。このように、マネジメント・アプローチでは、経営者の私的情報に基づいて、セクションやカテゴリーの分類を決定する。その結果、経営者と外部の財務情報の利用者間の情報の非対称性を緩和することが期待される。

その一方で、マネジメント・アプローチでは、経営者によって同じ経済活動であっても、 異なる分類表示を導くかもしれない。そのため、財務諸表の比較可能性が減少するとの懸 念もある。したがって、マネジメント・アプローチの採用にあたっては、そのベネフィッ トがコストを上回るかどうかが重要になる(企業会計基準委員会[2009]42頁)。

# 第6節 各財務諸表の表示

# (1) 貸借対照表

貸借対照表に関しては、従来の資産、負債、持分の区分に代わり、それぞれのセクションのなかで、資産と負債を表示することにより、その差額情報である純資産が特定される。それによって、利用者が企業の事業活動と財務活動に関する財務指標を容易に計算できることが期待される(FASB/IASB[2008]par. S8)。

非継続事業セクションを除いて、貸借対照表の各セクションやカテゴリーに分類される 資産・負債は、実現日や決済日が1年以内かどうかにより、短期・長期のサブカテゴリー に区分される。この分類は、企業の流動性と財務的弾力性を評価するうえで有用である (FASB/IASB[2008]par. 3.5)。現在の実務では、営業サイクルに基づき、流動性配列法に よる分類を行っている。しかし、営業サイクルは企業によって異なり、複雑で理解が難し い場合もある。したがって、討議資料では、より客観的で異なる業種間の理解や比較が容 易になるという理由から、1年基準を採用する 15 (FASB/IASB[2008]par. 3.8)。

さらに、現在の FASB と IASB は、異なる測定基礎に基づく混合測定モデルに依拠した 基準の開発を行っている。そのため、類似の資産・負債であっても、測定属性が異なる場合には、異なる行で個別表示することが求められる(FASB/IASB[2008]par. 3.20)。たと えば、同じ負債性証券への投資であっても、償却原価で測定されるものと公正価値で測定 されるものを合算し、合計額を同じ行項目として表示してはならない。

このように、討議資料で提案する貸借対照表は、もはや要素である資産、負債、持分を基礎として分類されるのではなく、機能セクションとカテゴリーに基づき分類される。

#### (2) 包括利益計算書

包括利益計算書に関して、討議資料では、企業の業績計算書を包括利益計算書に統一す

<sup>15 1</sup> 年という時間枠は、(a)資産・負債の契約上の満期日と(b)予想される実現あるいは決済のいずれか短いほうに基づく (FASB/IASB[2008]par. 3.10)。

る一計算書方式のみを認めている <sup>16</sup> (FASB/IASB[2008]par. 3.28)。討議資料では,純利益とOCIを区分して表示することを求めているものの,いずれの項目をOCIで表示し,OCI項目のうちリサイクリングされるのはいずれかの項目であるのかについては検討していない (FASB/IASB[2008]par. 1.22)。

一方、IASBは異常項目については、独立したカテゴリーを設けることを禁止している。 それは、異常項目は企業の事業リスクに起因するものであるから、その頻度ではなく、性質や機能に基づいて表示されるべきであると考えるからである。また、IASBは異常項目を禁止することにより、経常的な項目か否かによる裁量的な区分がなくなるとみなしている17。

これまで、純利益は有用な指標として浸透し、企業の業績を示す主要な指標として利用されてきた。そのため、討議資料では、一計算書方式においても、純利益を維持することを提案している(FASB/IASB[2008]par. 3.35)。純利益の構成要素に関しては、セクション・カテゴリーに分類し、さらにカテゴリーにおいて機能別、性質別に分解することを提案する(FASB/IASB[2008]pars. 42-54)。

ここでいう機能とは、商品の販売、サービスの提供、製造、広告宣伝、マーケティング、 事業開発や管理のように企業が従事する主要な活動をさす。また、性質とは、類似の経済 的事象に同様に反応しない資産、負債、収益、費用項目を区別する経済的属性をいう。具 体的には、収益を卸売りによるものと小売りによるものに区分したり、売上原価を材料費、 労務費、輸送費、光熱費に分解したりすることをさす。

1 株当たり利益に着目すると、1 株当たり包括利益ではなく、これまでどおり 1 株当たり当期純利益の開示を求めていることから、IASB は現段階で純利益の重要性を無視できないと認識していると思われる。しかし、新たな基準の整備とともにリサイクリングを廃止する項目が増えていることに鑑みると、純利益そのものが変容してきているともいえる。

#### (3) キャッシュ・フロー計算書

討議資料で提案されたキャッシュ・フロー計算書では、現金の定義を厳密にし、現金同等物を取り除くように提案している (FASB/IASB[2008]pars. 3.71-3.74)。これによって、現金と現金同等物の間で行われる現金の移転が明らかにされる。

次に、討議資料では、直接法のほうが間接法よりもキャッシュ・フローに関する有用な 分解情報を提供できるという理由で、直接法への一本化を提案する。なぜなら、間接法で は、営業活動による現金の受け払いが表示されないからである。

16 その根拠として、討議資料では、Hirst and Hopkins[1998], Maines and McDaniel[2000]の実験研究と Chambers et al.[2007]による実証研究の結果を引用している (FASB/IASB[2008]par. 3.31)。

17 たとえば、McVay[2006]は、本来、経常項目に計上されるべき費用を異常項目へと項目間移動することにより、経常利益をよくみせる利益調整が行なわれることを例証している。

財務諸表の表示の3つの目的,すなわち,財務諸表間の一体性,将来キャッシュ・フローの予測,流動性・財務的弾力性の目的には,直接法のほうが間接法よりも整合的であるという。それは、営業資産と負債、営業収益と費用、営業キャッシュ・インフローとキャッシュ・アウトフローを関連付けられるからである。また、営業キャッシュ・インフローとキャッシュ・アウトフローの情報は、将来営業キャッシュ・フローの金額、時期、不確実性を評価するうえで有用である。

これらの点から、FASB と IASB は、討議資料で、間接法を廃止して、キャッシュ・フロー計算書を直接法で開示することを主張した。

## (4) 調整表

純利益と営業キャッシュ・フローの関連性を明らかにする点で、これまで間接法によるキャッシュ・フローの表示は支持されてきた。例えば、近年、Sloan[1996]や Barth et al.[2001]などにより、利益の構成要素であるキャッシュ・フローと会計発生高はその持続性や予測可能性に対して異なるインプリケーションを持つことが発見されている。そこで、FASBと IASBは、直接法のもとでも、キャッシュ・フローと包括利益の差額情報を調整表として開示することによって、利益の持続性や経営者による利益測定の主観性に関して利用者の理解を促し、将来キャッシュ・フローの金額、時期、不確実性を評価することができるという(FASB/IASB[2008]pars. 4.19-4.43)。討議資料で提案された図表 9-3 の調整表では、資本取引以外の資産と負債の変化額について、次の開示が求められる。

図表 9-3 2008 年討議資料におけるキャッシュ・フロー計算書と包括利益計算書の調整表

資本取引以外の資産と負債の変化額

	_	(T-40)10011-01				
	再測定以外		再	再測定		
	現金構成要素	会計発生高からなる構成要素				
A	В	C	D	E	F	G
キャッシュ・フロ	キャッユ・フ		経常的な公正	その他の再	包括利益	包括利益計算
ー計算書における 見出し	u		価値変化額, 評価調整額	測定	(B+C+D+E)	書における見 出し

出所: FASB/IASB[2010b]より作成。

図表 9-3 の会計発生高からなる構成要素のうち、C には棚卸資産、売上債権と仕入債務の増減額、減価償却費などが含まれる。次に、D には有価証券など金融商品の公正価値の変化額が含まれる。E にはのれんや棚卸資産の減損、為替換算調整勘定などが計上される。討議資料では、特に公正価値に基づく再測定の影響は、測定の主観性が高く、持続性が低い可能性があるため、その他の構成要素と区分して開示することを求めている。

#### 第7節 公開草案における変更点

2008年の討議資料に対する回答者からの意見を反映して,2010年7月に,IASBとFASB から財務諸表の表示に関する公開草案が公表された。公開草案では、いくつかの修正提案がなされているため、以下ではそれらについてみていく。

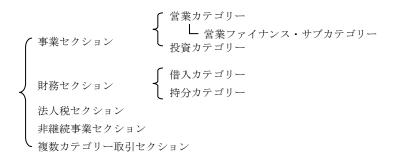
## (1) 財務諸表の表示の目的の削除

財務諸表の表示の目的として、公開草案では、流動性や財務的弾力性を評価する際に役立つという目的が削除されている。これは、概念フレームワーク等ですでに言及されており、主要な財務諸表の表示の原則の 1 つとすべきでないと判断されたからであるという (FASB/IASB[2010b]par. BC73)。しかし、これ以上の削除の理由は明らかにされていない。

## (2) 財務諸表の表示の原則と適用指針の変更

公開草案が要求する財務諸表の表示情報は、図表 9-4 に示すとおりであるが、分類にいくつかの修正が加えられている。新たなセクションとしては、複数カテゴリー取引セクションが設けられた(FASB/IASB[2010b]pars. 62-64)。また、営業カテゴリーに、営業ファイナンス・サブカテゴリーが加えられた。さらに、財務セクションに含められるのは企業の資本構成、すなわち負債と持分のみとすることを提案し、借入カテゴリーと持分カテゴリーを収容している。その結果、討議資料における資産は、財務セクションから取り除かれた。

図表 9-4 2010 年公開草案における財務諸表の表示情報の分類



出所: FASB/IASB[2010]より作成。

また、公開草案では、各セクション、カテゴリー、サブカテゴリーに含まれるべき項目について、より具体的な記述や例示を行っている(FASB/IASB[2010b]pars. BC88-BC93)。これは、マネジメント・アプローチによるセクション・カテゴリーの分類では、財務諸表の比較可能性が低下するという討議資料への批判に対応したものである。このように、公

開草案では、分類における経営者の裁量を減らし、マネジメント・アプローチという用語 そのものを削除した(FASB/IASB[2010b]par. BC84)。

また、財務諸表間の一体性は維持されたが、計算書間の関係を表示科目レベルで適用するにはコストがかかるという批判もあった。そのため、全体としてはセクションレベルの連携にとどめることを提案している(FASB/IASB[2010b]pars. BC64·BC70)。

図表 9-5 は事業セクションと財務セクションに関する例示であるが、貸借対照表と包括 利益計算書では、サブカテゴリーレベルでの密接な連携を要請しているが、キャッシュ・ フロー計算書については、より緩やかな連携を求めている。

図表 9-5 2010 年公開草案における財務諸表の表示

貸借対照表	包括利益計算書	キャッシュ・フロー計算書 事業活動事業セクション	
事業セクション	事業セクション		
・営業カテゴリー	・営業カテゴリー	・営業カテゴリー	
現金			
売掛金	収益	顧客からの現金回収	
棚卸資産	売上原価	供給者への支出 従業員への支出	
有形固定資産	減価償却費	有形固定資産の取得	
買掛金	営業費用	営業費用支出	
	退職給付勤務費用		
・営業ファイナンス・サブカテゴリー	ァイナンス・サブカテゴリー・営業ファイナンス・サブカテゴリー		
年金負債	制度資産の期待運用収益 退職後給付利息費用	年金基金への拠出	
 リース負債	リース利息費用	リース支出	
・投資カテゴリー	・投資カテゴリー	・投資カテゴリー	
短期投資	利息収益	受取収益	
	利息と配当金	短期投資からの正味現金	
証券投資	利得·損失	有価証券の購入	
皿分1又貝		有価証券の売却	
		受取利息と配当金	
 財務セクション	財務セクション	財務セクション	
・借入カテゴリー	・借入カテゴリー		
短期借入		借入入金	
長期借入	→ 利息費用	借入返済	
未払利息	<b>利心</b> 复用	利息支払	
未払配当金		配当支払	
・持分カテゴリー			
資本金		株式発行による入金	

出所: FASB/IASB[2010b]pars. IG3-IG4より作成。

# (3) 財務諸表の表示のフォーマットと分類の変更

公開草案では、営業カテゴリーのなかに、営業ファイナンス・カテゴリーが設けられた <sup>18</sup>。そして、次の 3 つの要件すべてを満たす場合には、負債を営業ファイナンス・カテゴリーに区分表示することを提案している (FASB/IASB[2010b]par. 75)。

- (a) 負債がサービス,使用権,財貨との交換で発生するか,営業活動の結果として直接 発生する。
- (b) 負債が当初は長期的である。
- (c) 負債に利息あるいは負債の増加により証拠づけられる時間価値がある。

営業ファイナンス・サブカテゴリーに分類される負債には、退職後給付債務の純額、リース債務等がある(FASB/IASB[2010b]par. 76)。資産のうち、上記の負債の決済に限定されるものは、営業ファイナンス・サブカテゴリーに分類される(FASB/IASB[2010b]par. 77)。また、これらに関連する収益・費用も OCI に計上しなければ、営業ファイナンス・サブカテゴリーに計上することが求められる。しかし、キャッシュ・フロー計算書には営業ファイナンス・サブカテゴリーを含めてはならないとされる(FASB/IASB[2010b]par. 80)。それは、支出が費用の現金実現(営業)によるものか、負債の決済(営業ファイナンス)によるものか、財務諸表の利用者の見解が一致しないからである(FASB/IASB[2010b]par. BC107)。

財務セクションについては、討議資料における財務資産カテゴリーと財務負債カテゴリーに代わり、借入カテゴリーと持分カテゴリーに分類することを提案している (FASB/IASB[2010b]pars. 83-96)。借入カテゴリーには、資金の獲得や返済を目的として締結された借入契約である負債や関連する収益の影響が分類される。社債、借入金、手形、債券やそれらに関連する未払利息などが該当する。未払配当金など企業自らの持分に関連する取引から生じる資産・負債とそれに関連する収益の影響も借入カテゴリーに含まれるが、借入契約とは区分表示しなければならない。

新たに設けられた複数カテゴリー取引セクションは、貸借対照表の複数のセクションやカテゴリーに分類される資産・負債の認識をもたらす取得による包括利益計算書とキャッシュ・フロー計算書への影響が表示される。持分金融商品の 100%を現金で取得する企業結合などが含まれる。このように子会社に対する支配の獲得や喪失から生じるキャッシュ・フローの合計額は、複数カテゴリーに含まれる (FASB/IASB[2010b]pars. 100-102)。

FASB と IASB は、一体性の原則と整合するため、包括利益やキャッシュ・フローへの 影響を、関連する資産・負債が分類されるセクションやカテゴリーに配分することも検討

<sup>18</sup> 公開草案では、現金は流用可能であることや財務諸表の利用者に誤解を生む可能性があることなどから、複数のカテゴリーではなく、営業カテゴリーに含めることを提案している (FASB/IASB[2010b]par. BC103)。

した。しかし、その配分が恣意的になり、意味のある情報を提供しないとの批判があった (FASB/IASB[2010b]par. BC106)。また、公開草案では、企業が取得あるいは処分した 資産・負債の支配的な用途を反映するセクション・カテゴリーに分類することも検討した。 しかし、支配的な用途を決定することが難しいことから、新たに複数カテゴリー取引セクションが設けられている (FASB/IASB[2010b]par. BC115)。

## (4) 包括利益計算書の表示の変更点

IASBは、討議資料と同じく、包括利益計算書について一計算書方式に統一することを提案しているが、公開草案では、OCIをさらに、純利益にリサイクリングするものとしないものに区分することを要求する <sup>19</sup> (FASB/IASB[2010b]par. BC151)。一方、FASBの公開草案では、そのような区分を求めてはいない。なぜなら、米国基準では、OCIはすべて、純利益に振替えられるからである(FASB/IASB[2010b]par. BC161)。この点が、IASBとFASBの大きな違いである。それは、すなわち純利益を維持するかしないかというアプローチにもつながるものである。

もう一つの違いは、OCI に計上される項目であるが、IASB が固定資産の再評価剰余金の変化額をOCI に計上することを認める以外、大きな相違点はない。

# (5) キャッシュ・フロー計算書と調整表の変更点

キャッシュ・フロー計算書に関しては、直接法と間接法を支持する意見がほぼ二分したことと、直接法に基づくキャッシュ・フロー計算書の区分が細かすぎるという批判があった。そのため、重要性の観点から、公開草案における直接法のキャッシュ・フロー計算書は、分解がより少なく、機能別・性質別に包括利益計算書と細かく整合させないことを提案している<sup>20</sup>。

また、包括利益計算書とキャッシュ・フロー計算書の調整表に関しては、資産・負債の変化額の分析としての開示を求めている(FASB/IASB[2010b]pars. 242-255)。これは、討議資料のコメントの大半が、表示科目ごとの調整表を支持せず、財務諸表の期首と期末の調整表を支持したことによる(FASB/IASB[2010b]pars. BC201-BC213)。

さらに、公開草案では、再測定に関する情報を個別に開示することを求めている (FASB/IASB[2010b]pars. 233-242)。

再測定情報は、持続性のない包括利益の内訳項目を財務諸表の利用者が識別するのに役

<sup>19</sup> 公開草案では、OCI 項目に関する概念的な検討は財務諸表の表示プロジェクトの範囲外であり、フェーズ B の終了後に検討すべきであると明記している (FASB/IASB[2010b]par. BC159)。

 $<sup>^{20}</sup>$  コメントの提出者のなかには分解が進むと、企業の財政状態と業績を分析するにあたって情報過多になるとの意見もみられた。情報の過多と過小の間の均衡を考え、分解が行き過ぎないように、性質については、注記による表示も認めている (FASB/IASB[2010b]pars. BC69-BC71)。

立つことが期待されている (FASB/IASB[2010b]par. BC226)。当該情報は、企業の稼得利益が繰り返される可能性、将来キャッシュ・フローの金額、時期、不確実性を、財務諸表の利用者が評価するのに役立つと考えられている。公開草案は、包括利益を複雑にする恐れがあるため、再測定の金額については、財務諸表の注記で開示すべきであると提案している (FASB/IASB[2010b]pars. 228-229)。

さらに、経営者が公正価値を見積もる際には、主観的で複雑な判断が必要となるため、不確実性が伴う。そのため、公開草案は、見積りの不確実の原因についても開示を求めている(FASB/IASB[2010b]pars. 220-228)。具体的には、仮定と見積りの不確実性、計算の基礎となる方法、仮定、見積りに対する簿価の感応度、影響を受ける資産・負債の帳簿価額の次年度の影響の範囲、過去の仮定の変更に関する説明などである。

以上、討議資料に比べて、公開草案では、セクション・カテゴリーの区分に関して、より具体的な説明を行うことにより、マネジメント・アプローチを後退させている。また、再測定や見積りの不確実性に関する情報開示を求めている。しかし、包括利益計算書を一計算書方式で統一すること、またキャッシュ・フロー計算書を直接法で開示することについては、反対意見が多いにも関わらず、変更されていない。

# 第8節 包括利益計算書の表示

IASB と FASB は、金融商品と退職給付プロジェクトなど、コンバージェンスが難航するプロジェクトに多くの人員を配置する必要があることから、当該プロジェクトが終了するまで財務諸表の表示プロジェクトを延期することを決定した。しかし、2009 年 10 月に包括利益計算書プロジェクトだけを財務諸表の表示プロジェクトから切り離し、包括利益計算書の表示問題だけを個別に扱うことを決定した。

これを受けて、IASB が IAS 第 1 号の修正案として 2010 年 5 月に公開草案「その他の包括利益項目の表示(Presentation of Items of Other Comprehensive Income)」(以下、IASB の公開草案)を、FASB が会計基準更新書案(Accounting Standards Update: ASU)「包括利益計算書(Statement of Comprehensive Income)」(FASB の公開草案)をそれぞれ公表した。

## (1) 公開草案

まず、IASB の公開草案では、包括利益計算書というタイトルを、「損益およびその他の包括利益計算書(Statement of Profit or Loss and Other Comprehensive Income)」に変更することを提案した(IASB[2010b]par. 10)。この名称変更は、損益が純利益に相当することから、純利益を小計として残し、OCI と区分して表示することを明らかにする意図があった。そして、討議資料や公開草案と同様に、包括利益計算書の開示には一計算書方式に統一することを提案した(IASB[2010b]pars. 12 and 81)。OCI 項目の表示について

も、財務諸表の表示に関する公開草案と同じく、リサイクリングする項目としない項目を 区分表示することを提案した(IASB[2010b]par. 82A)。

しかし、IASBの公開草案では、二計算書方式の廃止に反対意見があったことも明らかにしている  $^{21}$ 。特に、IASBの審議委員であるEngröm氏がこの決定に反対であったことが明記されている。Engröm氏は、どのOCI項目が後でリサイクリングされて純利益に計上されるのかを決定する概念的な基礎が全くない状況で、金融商品や退職給付など個別のプロジェクトにおいて、リサイクリングされないOCI項目が増えていくことに懸念を表明した(IASB[2010b]par. AV1)。IASBは、二計算書方式を禁止する前に、どの項目がOCIに計上され、いつどの項目がOCIから純利益にリサイクリングされるのかをまず決定すべきであるとEngröm氏は主張した。

FASB の公開草案は、基本的に IASB の公開草案と同様の内容であった。すなわち、包括利益計算書を一計算書方式に統一し、純利益と OCI を区分して表示することを提案した (FASB[2010b]par. 220-10-45-1)。OCI における法人税の影響を純額表示する方法と総額表示する方法を認めている点も同じである (IASB[2010b]pars. 220-10-45-11,12,13 and BC10-BC11)。

しかし、FASB と IASB の公開草案には、相違点もある。最も大きな違いは、FASB の公開草案では、リサイクリングする項目としない項目を区分表示を求めていない点である。そのため、OCI に関連する法人所得税をリサイクリングする項目とリサイクリングしない項目に配分する提案はない。

## (2) 基準

2011年6月に改訂されたIAS第1号とTopic220では、公開草案の批判を受けて、損益計算書と包括利益計算書の共存を認める二計算書方式をオプションとして残すことが決定された。公開草案と異なる結論に至ったことから、改訂されたIAS第1号にはいくつかの批判が残っている。特に、Pacter氏はIASBの決定に反対を表明した。それは、OCI項目の表示に関して、首尾一貫性と透明性を改善するというプロジェクトの短期目標が達成されないからである。Pacter氏は、一計算書方式と二計算書方式の選択適用を認めたことにより、首尾一貫性が保たれず、利用者による財務諸表の理解可能性と比較可能性を改善しないと主張する(IASB[2011]par.DO2)。

また、企業の業績を測定するために、収益と費用 (income and expenses) で測定するように概念フレームワークで定義しているのに対して、二計算書方式は概念フレームワークと首尾一貫しないため、透明性を達成することができないと批判する (IASB[2011]par. DO2)。

 $^{21}$  同様の批判は、FASB の公開草案における結論の根拠でもみられる(FASB[2010]pars. BC 6-BC7)。

## 第9節 おわりに

本章では、まず、財務諸表の表示プロジェクトにおける財務諸表の表示原則や分類フォーマットを概観した。討議資料や公開草案では、比較可能性や理解可能性を高めるべく、一体性のある財務諸表の表示と将来キャッシュ・フローの予測に有用な財務諸表の分解を財務諸表の表示の目的として掲げた。このような目的のもとで、IASBと FASBは、事業活動と財務活動のセクション、さらに事業活動を営業活動と投資活動のカテゴリーに区分することを主とした新たな表示形式の提案を行った。

この分類に際しては、当初、FASBと IASBは、経営者の私的情報をよりよく反映するように、経営者の視点に基づくマネジメント・アプローチの採用を提案していた。しかし、コメントレター等で個々の経営者の判断による分類はそれぞれ異なることから比較可能性が確保されないという批判を受けた。そのため、公開草案では、マネジメント・アプローチに代わり、分類項目をより具体的に例示した。

また、キャッシュ・フロー計算書については、直接法の採用を義務付け、包括利益計算書とキャッシュ・フロー計算書の調整表の開示を提案した。その論拠として、FASBとIASBは利益の質を測るために、キャッシュ・フロー情報と利益情報の比較が有用であることに言及した。しかし、間接法から直接法に移行することに対しては、現在、賛否両論があることや、詳細な調整表の作成が財務諸表の作成者に過度の負担をかける点で懸念されることを指摘した。

次に、本章では、財務諸表の表示プロジェクトから派生した「包括利益の表示プロジェクト」に基づく業績報告について、IASBと FASBの公開草案と基準を概観した。これまで一貫して損益計算書を廃止し、包括利益のみをボトムラインとする一計算書方式への統一を提案してきたが、基準書では、一計算書方式のみならず、損益計算書と包括利益計算書の2つを開示する二計算書方式をオプションとして残すという決定が下された。

さらに、FASBは、あくまでもOCIから純利益へのリサイクリングを念頭に置いているのに対して、IASBはリサイクリングを念頭に置いていないことから、FASBのほうがより純利益を重視する開示を要求する点で、アプローチに違いがあることがわかった。

このように、討議資料や公開草案で提案されている財務諸表の表示は、財務諸表の利用者による将来キャッシュ・フローの予測とそのリスク評価を促すような開示を目指すことから、これまで財務諸表の利用者が自ら行ってきた情報処理コストを経営者に負担させるような抜本的な変更を伴うものとなっている。このような変更に対して、財務諸表の作成者である経営者とその利用者間の理解を促し、十分な合意を得るためには、新たなフォーマットの導入に伴うコストとベネフィットを多角的に調査することが必要になるだろう。

#### 参考文献

- Barth, M. E.[1991], "Relative Measurement Errors among Alternative Pension Asset and Liability Measures," *The Accounting Review*, Vol. 66, No. 3, pp. 433-463.
- ———, D. P. Cram, and K. K. Nelson[2001], "Accruals and the Prediction of Future Cash Flows," *The Accounting Review*, Vol. 76, No. 1, pp. 1-26.
- Botosan, C., S. McMahon, and M. Stanford[2011], "Representationally Faithful Disclosures, Organizational Design and Managers' Segment Reporting Decisions," *Working Paper*.
- Bromwich, M., R. Macve, and S. Sunder[2010], "Hicksian Income in the Conceptual Framework," *Abacus*, Vol. 46, No. 3, pp. 348-376.
- Bullen, H. G., and K. Crook[2005], Revisiting the Concepts, May 2005, FASB/IASB.
- Chambers, D., T. J. Linsmeier, C. Shakespeare, and T. Sougiannis[2007], "An Evaluation of SFAS No. 130 Comprehensive Income Disclosures," *Review of Accounting Studies*, Vol. 12, No. 4, pp. 557-593.
- Dechow, P. M.[1994], "Accounting Earnings and Cash Flows as Measures of Firm Performance: The Role of Accruals," *Journal of Accounting and Economics*, Vol. 18, No. 1, pp. 3-42.
- Dichev, I. D.[2008], "On the Balance Sheet-Based Model of Financial Reporting," *Accounting Horizons*, Vol. 22, No. 4, pp. 453-470.
- Esplin, A., M. Hewitt, M. Plumlee, and T. L. Yohn[2010], "Disaggregating Operating and Financing Activities: Implications for Forecasts of Future Profitability," *Working Paper*.
- Fairfield, P. M., S. Ramnath, and T. L. Yohn[2009], "Do Industry-Level Analyses Improve Forecasts of Financial Performance?," *Journal of Accounting Research*, Vol. 47, No. 1, pp. 147-178.
- ———, S. Whisenant, and T. L. Yohn[2003], "The Differential Persistence of Accruals and Cash Flows for Future Operating Income versus Future Return on Assets," *Review of Accounting Studies*, Vol. 8, Nos. 2-3, pp. 221-243.
- ———, and T. L. Yohn[2001], "Operating Activities, Financing Activities and Firm Value," *Working Paper*.
- FASB[1976], Discussion Memorandum, An Analysis of Issues Related to Conceptual Framework for Financial Accounting and Reporting: Elements of Financial Statements and Their Measurement, FASB, 津守常弘監訳[1997]『FASB 財務会計の概念フレームワーク』中央経済社。
- [1984], Statement of Financial Accounting Concepts No. 5, Recognition and

- Measurement in Financial Statements of Business Enterprises, FASB, 平松一夫· 広瀬義州訳[2002]『FASB 財務会計の諸概念〈増補版〉』中央経済社。 -[1997a], Statement of Financial Accounting Standard No. 130, Statement of Comprehensive Income, FASB. -[1997b], Statement of Financial Accounting Standard No. 131, Disclosures about Segments of an Enterprise and Related Information, FASB. -[2010], Exposure Draft, Financial Accounting Series, No.1790-100, Comprehensive Income (Topic 220), Statement of Comprehensive Income, FASB. -[2011], Financial Accounting Series, No.2011-05, Comprehensive Income (Topic 220), Presentation of Comprehensive Income, FASB. FASB/IASB[2008], FASB, Discussion Paper, Preliminary Views on Financial Statement Presentation, FASB; IASB, Discussion Paper, Preliminary Views on Financial Statement Presentation, IASB, 企業会計基準委員会訳[2009]ディスカッ ション・ペーパー『財務諸表の表示に関する予備的見解』企業会計基準委員会。 -[2010a], FASB, Staff Draft of an Exposure Draft on Financial Statement Presentation, FASB; IASB, Staff Draft of Exposure Draft IFRS X, Financial Statement Presentation, IASB, 企業会計基準委員会訳[2010]スタッフ・ドラフト公 開草案 IFRS 第 X 号『財務諸表の表示』企業会計基準委員会。 -[2010b], FASB, Statement of Financial Accounting Concepts No. 8, *Conceptual* Framework for Financial Reporting: Chapter 1, The Objective of General Purpose Financial Reporting, and Chapter 3, Qualitative Characteristics of Useful Financial Information, FASB; IASB, The Conceptual Framework for Financial
- Feltham, G. A., and J. A. Ohlson[1995], "Valuation and Clean Surplus Accounting for Operating and Financial Activities," *Contemporary Accounting Research*, Vol. 11, No. 2, pp. 689-731.

Reporting 2010, IASB.

- Hirst, D. E., and P. E. Hopkins[1998], "Comprehensive Income Reporting and Analysts' Valuation Judgments," *Journal of Accounting Research*, Vol. 36, Supplement, pp. 47-75.
- IASB[2006], International Financial Reporting Standard No. 8, *Operating Segment*, IASB, IASC 財団編,企業会計基準委員会・財務会計基準機構監訳[2010]『国際財務報告基準 (IFRS) 2010』中央経済社。
- ——[2007], International Accounting Standard No. 1, *Presentation of Financial Statements*, IASB, IASC 財団編,企業会計基準委員会・財務会計基準機構監訳[2010] 『国際財務報告基準(IFRS)2010』中央経済社。
- ——[2010a], International Accounting Standard No. 1, Presentation of Financial

- Statements, IASB.
- ——[2010b], Exposure Draft, Presentation of Items of Other Comprehensive Income, Proposed Amendments to IAS1, IASB, 企業会計基準委員会訳[2010]公開草案『その他の包括利益の項目の表示 IAS第1号の修正案』企業会計基準委員会。
- ———[2011], Presentation of Items of Other Comprehensive Income, Amendments to IAS 1, IASB.
- Landsman, W. R.[1986], "An Empirical Investigation of Pension Fund Property Rights," *The Accounting Review*, Vol. 61, No. 4, pp. 662-691.
- Maines, L. A. and L. S. McDaniel [2000], "Effects of Comprehensive Income Characteristics on Nonprofessional Investors' Judgments: The Role of Financial Statement Presentation Format," *The Accounting Review*, Vol. 75, No. 2, pp. 179-207.
- McVay, S. E.[2006], "Earnings Management Using Classification Shifting: An Examination of Core Earnings and Special Items," *The Accounting Review*, Vol. 81, No. 3, pp. 501-531.
- Nissim, D. and S. H. Penman[2001], "Ratio Analysis and Equity Valuation: From Research to Practice," *Review of Accounting Studies*, Vol. 6, No. 1, pp.109-154.
- Ohlson, J. A.[1999], "On Transitory Earnings," *Review of Accounting Studies*, Vol. 4, Nos. 3-4, pp. 145-162.
- Penman, S. H.[2007], "Financial Reporting Quality: Is Fair Value a Plus or a Minus?," *Accounting and Business Research*, Vol. 37, Special Issue, pp. 33-44.
- ———[2009]. Financial Statement Analysis and Security Valuation, 4th Edition, McGraw-Hill Irwin.
- Sloan, R. G.[1996], "Do Stock Prices Reflect Information in Accruals and Cash Flows about Future Earnings?," *The Accounting Review*, Vol. 71, No. 3, pp. 289-315.
- Soliman, M.[2008], "The Use of DuPont Analysis by Market Participants," *The Accounting Review*, Vol. 83, No. 3, pp. 823-853.
- 企業会計基準委員会[2009]『財務諸表の表示に関する論点の整理』企業会計基準委員会。 木村享司[2003]「『業績報告プロジェクト』の概要」『JICPA ジャーナル』第 15 巻第 2 号, 28-32 頁。
- 八重倉孝[2003]「『業績報告プロジェクト』の問題点」『JICPA ジャーナル』第 15 巻第 2 号, 33-36 頁。
- 若林公美[2009]『包括利益の実証研究』中央経済社。
- 八重倉孝・若林公美[2010]「企業価値評価モデルのインプットとしての利益」桜井久勝編著『企業評価の実証分析―モデルと会計情報の有用性検証』中央経済社,194-229頁。 (若林 公美)

会計基準の国際統合という大状況を背景として展開しつつある今日の会計制度変化は、 非常に広範な領域にわたっており、しかも、多くの主要局面において非連続的な制度変化 を指向した新しい諸提案をともなっている。断続的に発生する時事的トピックがそのプロ セスに重畳的に作用し、制度変化の先行きをさらに見えにくいものにしている。しかし、 そうであればこそ、所与の制約条件のもとで、会計制度変化の本質と展開方向を見極める ための弛みない努力を積み重ねることが、今日の会計研究に求められた主要な社会的責務 の1つとなるであろう。本特別委員会は、そのような現状認識と問題意識にもとづいて設 置されたものである。

この中間報告では、本特別委員会の研究課題を遂行するための第一歩として、2004 年 10月に FASB/IASB が共同で立ち上げた概念フレームワーク改訂プロジェクトとその関連プロジェクトを検討素材としながら、財務報告の基礎概念にどのような変化が生じつつあるかを調査し、会計基準の国際統合の実相と今後の展開方向を概観するための基本的な論点整理を行った。

その結果、財務報告の目的においては意思決定有用性アプローチが、質的特性においては資産負債アプローチが、それぞれ概念的により一層整備(徹底)された形で改訂概念フレームワークに継承されていることが明らかになった(第 4,5 章)。これに対して、定義と認識、測定、利益概念といった、会計的認識・測定(いわゆる計算)に直接関連する領域においては、認識拡張や画一的公正価値測定への指向性を滲ませた議論がなされながらも、他方では実務との均衡点(妥協点)を探ろうとする新たな作業が、続けられていることが明らかになった(第 6,7,9 章)。報告エンティティについては、報告エンティティ概念の構成要素となる新たな支配概念が提示されるなどの試行的な議論がなされているが、制度変化の具体的な姿はまだ見えていない(第 8 章)。総じて、概念フレームワーク改訂プロジェクトの現局面においては、「情報のフレームワーク」の整備拡充が、「計算のフレームワーク」のそれに先行して進められており、その過程で「計算のフレームワーク」の新たな展開方向を準備(ないし示唆)する布石的な議論が漸次蓄積されつつあるといえるであろう 1。

以上のような制度変化が、既存の会計制度(とりわけわが国におけるそれ)との関連に

<sup>1 「</sup>情報のフレームワーク」と「計算のフレームワーク」という用語法は、日本会計研究 学会特別委員会[1995]63-64 頁によるものである。

おいてどのような意味合いないし影響を持つことになるのかを検討したのが,第2章と第3章である。第2章では,概念フレームワークの基底に流れる会計思考の特徴を,企業会計原則におけるそれとの比較を通じてあぶり出し,主要論点の整理を行っている。第3章では,収益費用アプローチから資産負債アプローチへの会計観の転換によって複式簿記システムにどのような変容が生じることになるかを検討している。資産負債アプローチに依拠した会計制度設計は,公正価値測定の適用領域拡張やオフバランス項目のオンバランス化という点では成功を収めつつあるが²,その徹底を図る過程で実現区分や純利益の無意味化をもたらすとともに,自己創設のれんの計上につながる諸提案をも生み出してきた。しかし,現実の会計は混合評価アプローチに依拠したものとなっており,また複式簿記システムの基本構造はそうした制度変化によって変容する場合もあれば,変容しない場合もあることが,第2章および第3章の検討を通じて明らかにされている。総じて,これらの諸章の検討は,制度化された慣習的実務の根強さを見すえたさらなる研究の必要性を指摘したものとなっている。

第二年度は、残された研究課題について追加的な検討を行うとともに、必要に応じて発展的な理論的・実証的研究を手掛けることによって、研究計画の達成を目指す予定である。

# 参考文献

FASB[2010], Conceptual Framework—Joint Project of the IASB and FASB, Project Information Page, Last Updated on May 26, 2010.

———[2011], Current Technical Plan and Project Updates as of April 2011.

日本会計研究学会特別委員会(委員長 安藤英義)[1994] 『会計フレームワークと会計基準 [中間報告]』日本会計研究学会。

-----[1995]『会計フレームワークと会計基準〔最終報告〕』日本会計研究学会。

(藤井 秀樹)

122

\_

<sup>&</sup>lt;sup>2</sup> すなわち, その限りにおいて, 資産負債アプローチ (概念フレームワーク) に依拠した 会計制度設計の進展によって, わが国における伝統的な「計算のフレームワーク」は変容 を経験してきたということである。

会計基準の国際統合と財務報告の基礎概念2011 年 9 月 17 日 発行	中間報告
	日本会計研究学会特別委員会 〒606-8501 京都市左京区吉田本
	京都大学大学院経済学研究藤井研究室
	hujii@econ.kyoto-u.ac.jp